

第6次江差町総合計画

～第2期江差町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略～

【原案】

用語や表現、文字の全半角、文字間隔・行間隔(ページレイアウト)につきましては、最終段階で統一的に校正します。

実際の製本イメージは、本計画のレイアウトイメージとやや異なるものとなりますことを予めご了承ください。

【目次】

第1編 序論	1
第1章 計画の概要	1
1. 総合計画について	1
2. 総合計画の構成	2
第2章 江差町の現状	4
1. 概況	4
2. 人口・世帯	6
3. 就労状況	10
4. 産業	12
第3章 江差町の特性と主要課題	21
1. 特性	21
2. 主要課題	23
第2編 基本構想	26
第1章 まちづくりの目標	26
第2章 人口ビジョン	30
1. 基礎データ	30
2. 目標設定の方針	33
3. 人口目標	37
第3章 関連計画との整合	39
1. 総合戦略・都市計画マスタープラン等	39
2. 個別計画	39
第4章 SDGs との調和	40
第5章 施策の大綱	44
1. 施策体系	44
2. 個別計画との対応	45
第3編 基本計画	47
第1章 重点施策（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）	47
第2章 分野別施策	54
第4編 資料編	115
第1章 検討経過	130
第2章 策定体制	130
第3章 策定審議会	130
第4章 アンケート調査にみる町民の意識	130
第5章 町民ワークショップのご意見	130
第6章 用語解説	130

第1編 序論

第1章 計画の概要

1. 総合計画について

(1) 策定の趣旨

当町では、「総合計画」を町の最上位計画として位置づけ、この間、「第5次江差町総合計画」(以下、「第5次計画」という。)を平成 23 年度(2011)に策定し、令和2年度(2020)までの 10 年間を計画期間として、その指針に沿ってまちづくりを進めてきました。

このような中、平成 26 年(2014)に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、当町は平成 27 年度(2015)からの5年間を計画期間とする「第1期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第1期総合戦略」という。)を策定し、人口減少への課題や東京一極集中の是正に向け各種の施策を講じてまいりました。

このたび令和元年度(2019)をもって「第1期総合戦略」の計画期間が終了することに伴い、まちとしての一体的な施策展開を図るため、第5次計画を1年繰り上げて終了し、統合的に新たな両計画を策定することとしました。

当町の少子高齢化や人口減少は一層進んでおり、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題はさらに深まっています。また全国的に、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換等、価値観やニーズの多様化に伴う地方創生・地方分権の加速化による地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、平成 27 年(2015)9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のためのSDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした社会構造の変化に対し、住民との連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、まちづくりを推進していく必要があります。

このような情勢を踏まえながら、向こう10年間のまちづくりの指針となる「第6次江差町総合計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

本稿の写真・図はすべて仮置きです。
完成稿では差し替えががあります。



(2) 策定にあたっての考え方

① みんなでつくる“自分たちごと”のまちづくり

まちのあらゆる分野において担い手が不足していく中で、町民をはじめとした多様な主体が、共通の課題認識に立ち、自主的・自律的にまちづくりに参画する「自分たちごとのまちづくり」をキーワードとして施策を推進します。

② 多様性と包摂性を基調とする持続可能なまちづくり

SDGsの目指す「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を、当町においても実現すべき社会像と考え、その 17 の目標をとらえた方針のもとで、施策を推進します。

③ 成果を出すためのまちづくり

i) 第5次計画の成果の検証

本計画の策定にあたっては、第5次計画の達成状況を把握するため、取組内容や進捗状況、社会情勢や住民の意識の変化など、多様な角度からの分析を行います。その結果を踏まえ、現在の当町の課題と施策の方向性を明らかにします。

ii) 戦略的視点

厳しい財政状況の中、効率的・効果的な行政運営、持続可能なまちづくりが必要ですが、すべての施策に均等に力を注ぐのではなく、戦略的視点で、重要な施策については重点的に推進するものとします。

④ 地域性の重視

地域の活性化を図り、住みよいまちにしていくために、産業構造・歴史的景観・自然環境・観光資源などの「江差らしさ」「江差の地域性」をとらえた、独自性のある施策設定を行います。

⑤ 挑戦的な目標設定

本計画は、まちづくりの方向性を住民に明らかにするため、施策の目的や目標を示すものです。将来にわたり持続可能な町であり続けるため、実現性のある挑戦的な目標設定に努めます。

⑥ 職員参画・政策間連携

総合計画は、全庁的に推進する性質のものであるため、特定の担当のみで策定を進めるのではなく、全職員の参画及び全課の連携により、すべての施策分野にわたって方針を検討します。

2. 総合計画の構成

(1) 位置づけ

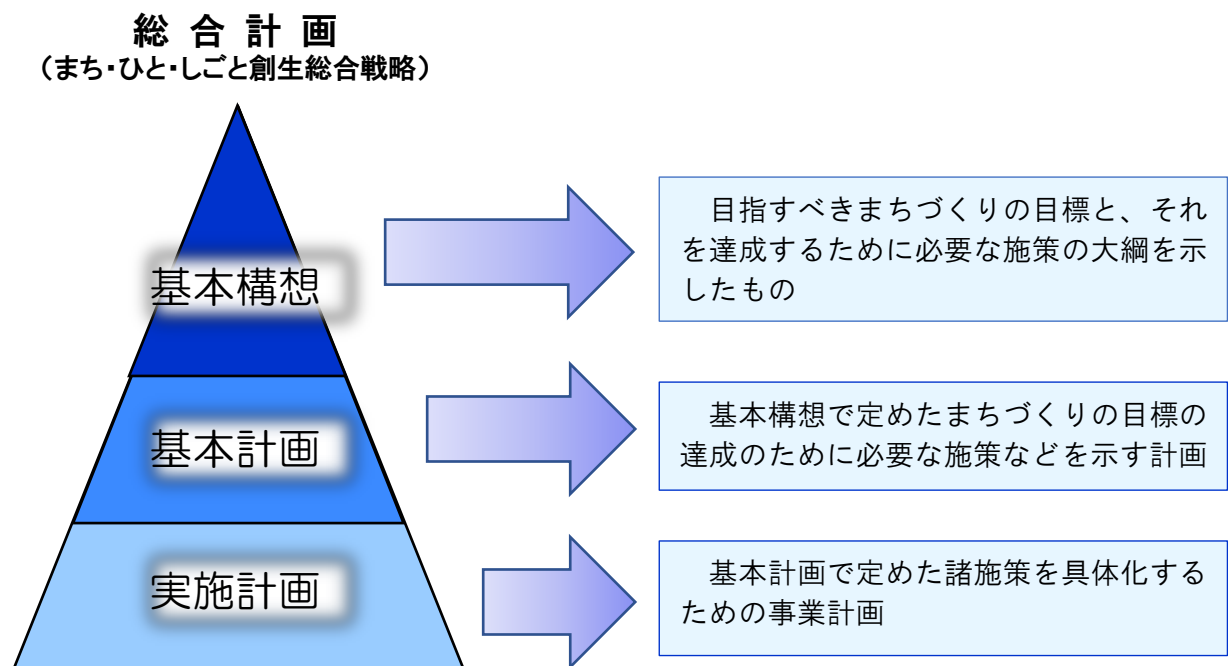
本計画は、当町の取り組むまちづくり全分野の方向性を定めるものであり、産業、福祉、教育、都市基盤整備など、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。

個別の計画との整合性を図りながら、まちづくり全体の方向性や重点とすべき問題など、分野横断的視点をもって当町の今後の政策を定め明らかにします。

(2) 計画の構成

総合計画の意義のひとつとして、当町の取り組む一つひとつの事業の視点だけでは見えない中長期的なビジョンを示すことがあります。

本計画においても第5次計画同様に、基本構想(長期ビジョン)、基本計画(中期ビジョン)、実施計画(事業)の3層構造にて、当町の事業の目指すところを示すものとします。



(3) 計画の期間

本計画の目標年次は令和 11 年度(2029)とし、基本構想、基本計画、実施計画それぞれの計画期間を、次のとおりとします。本計画に統合する第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、前期基本計画と同期間になります。

第6次総合計画			第2期まち・ひと・しごと 創生総合戦略
◇基本構想	令和2年度～令和11年度 (2020～2029) (10年)		令和2年度～令和6年度 (毎年度検証) (5年)
◇基本計画	前期	令和2年度～令和6年度 (2020～2024) (5年)	
	後期	令和7年度～令和11年度 (2025～2029) (5年)	
◇実施計画	毎年度策定 (3年)		

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本構想	基 本 構 想									
重点施策	第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略					第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略				
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画										
	★3年分の計画を毎年見直し									

第2章 江差町の現状

1. 概況

(1) 地勢

当町は、北海道の南西部、檜山振興局の南部に位置し、総面積109.48km²の、アルファベットの「B」の形をした町です。

当町の中央に厚沢部川が流れ、北は乙部町、東は厚沢部町、南は上ノ国町と隣接しています。また、北西方向では日本海を挟んで奥尻町と対しています。

気候については、対馬暖流の影響を受け、年平均気温は10度前後と、北海道の中では温暖な地域ですが、冬季は北西から季節風が強く吹きます。特に2月ごろに吹く厳しい季節風を、地域では「たば風」と呼びます。

新函館北斗駅、木古内駅や函館空港から檜山地域に訪れる場合、ちょうど道路交通の結節点に位置しており、「檜山の要衝」というべき地域でもあります。



(2) 歴史・文化

江差町内では、縄文時代の遺跡が多数確認されています。字陣屋町と字茂尻町(檜山振興局・江差消防署・江差町文化会館のあたり)にかけての高台からは、多数の住居あと・土器・石器を発掘しました。この場所からは円筒土器と呼ばれるバケツ型の土器が出土しています。円筒土器は道南・東北北部一帯からも出土していて、縄文時代に津軽海峡を行き交って文化の交流があったことがうかがえます。

本州ではその後、弥生時代を迎えますが、北海道では寒さゆえ米作りを行うことができなかったため弥生時代はなく、続縄文時代・擦文時代という北海道独自の時代が訪れます。

平安時代の終わりごろに源平の戦いで活躍した源義経が江差を訪れたという伝説があり、かもめ島には「馬岩」や「弁慶の足跡」と呼ばれる場所があります。

鎌倉時代や室町時代にも本州との交流がありました。室町時代には、小山隆政という武将が字尾山町に渡りアイヌと戦ったという伝説があります。現在でも小山隆政は字尾山町にある岩城神社の祭神であり、同地区の祭礼山車の人形にもなっています。

江戸時代の1600年代後期から、江差でニシン漁やヒノキアスナロの伐採が行われるようになり、1700年代に入ってから江差港での交易が盛んになって、江差は急激に発展していきました。特にニシン加工品を求めて多くの北前船と船乗りが江差港へやってきました。その繁華な様子は「江差の五月は江戸にもない」と謳われたほどでした。

交易のため江差にやってきた人々は、モノの交流だけでなく文化の交流も担いました。「江差追分」や「姥神大神宮渡御祭」など現在も江差に息づいている文化遺産の多くは、ニシン交易による交流によって江差へ伝わり、当地の生活に合う姿に変容し今日まで伝承されています。江戸時代から明治時代へ変わる時に旧幕府軍と新政府軍との間で起こった戊辰戦争では、旧幕府軍の軍艦開陽丸が江差へ来航し、暴風雪のため座礁・沈没しました。

明治時代になると、松前藩による交易の保護がなくなったことやニシン漁の不漁などにより、江差経済は停滞していきます。地域の人々は経済停滞を打開するために港の近代化や鉄道敷設などの運動を行い、地域経済の活性化を実現していきました。



円筒土器



馬岩



江差港に停泊する北前船



江差追分



姥神大神宮渡御祭

2. 人口・世帯

(1) 総人口・世帯数

当町の住民基本台帳によると、総人口はこの期間を通して減少傾向にあり、同様に世帯数も減少しています。

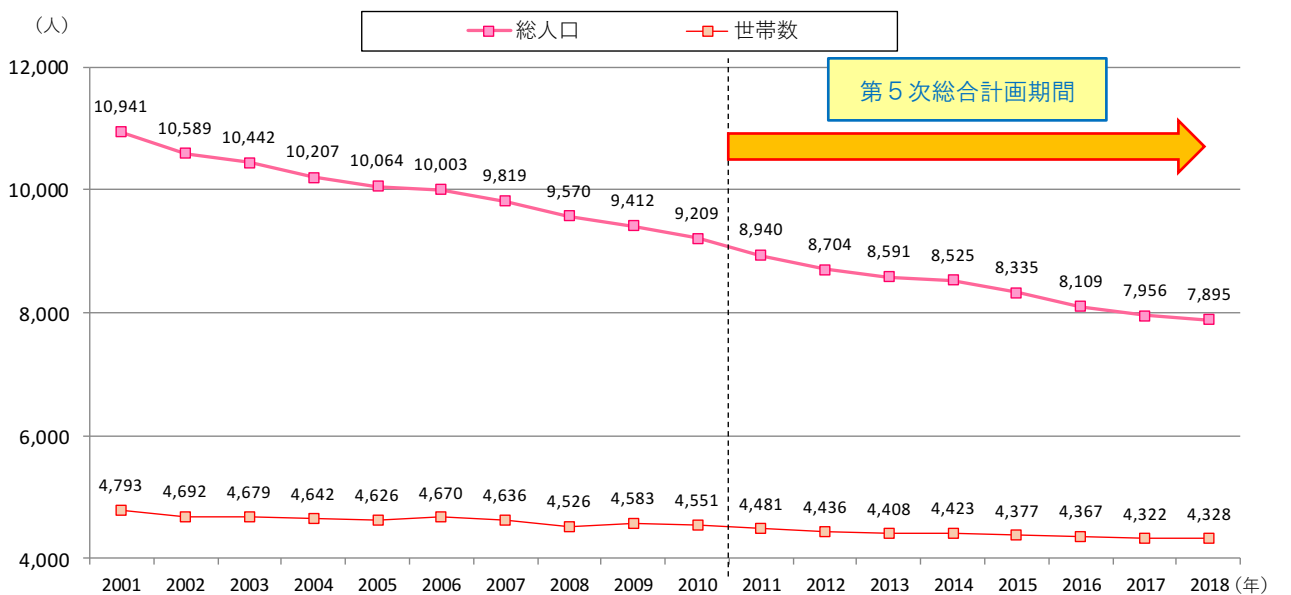
第5次計画の初年の平成23年(2011)と比較すると、平成30年(2018)時点で総人口は11.7%の減少、世帯数は3.4%減少しており、平成24年(2012)から世帯あたり人口は2人を割っています。独居状態の方が増加していることが推察されます。

また、全国・全道と比較すると、当町の人口は減少率が大きく、世帯数も全国・全道が増加傾向であるのに対し当町は減少傾向にあります。世帯あたり人口の減少率も、全国・全道と比較して大きくなっています。

総人口・世帯の推移(第5次計画期間)

(年)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2011年基準の増減率		
									江差町	全道平均	全国平均
総人口 (人)	8,940	8,704	8,591	8,525	8,335	8,109	7,956	7,895	▲11.7%	▲2.9%	0.6%
総世帯 (世帯)	4,481	4,436	4,408	4,423	4,377	4,367	4,322	4,328	▲3.4%	3.8%	7.9%
世帯あたり人口 (人)	2.00	1.96	1.95	1.93	1.90	1.86	1.84	1.82	▲9.0%	▲6.3%	▲6.8%

総人口・世帯の推移(第4次、第5次計画期間)



資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

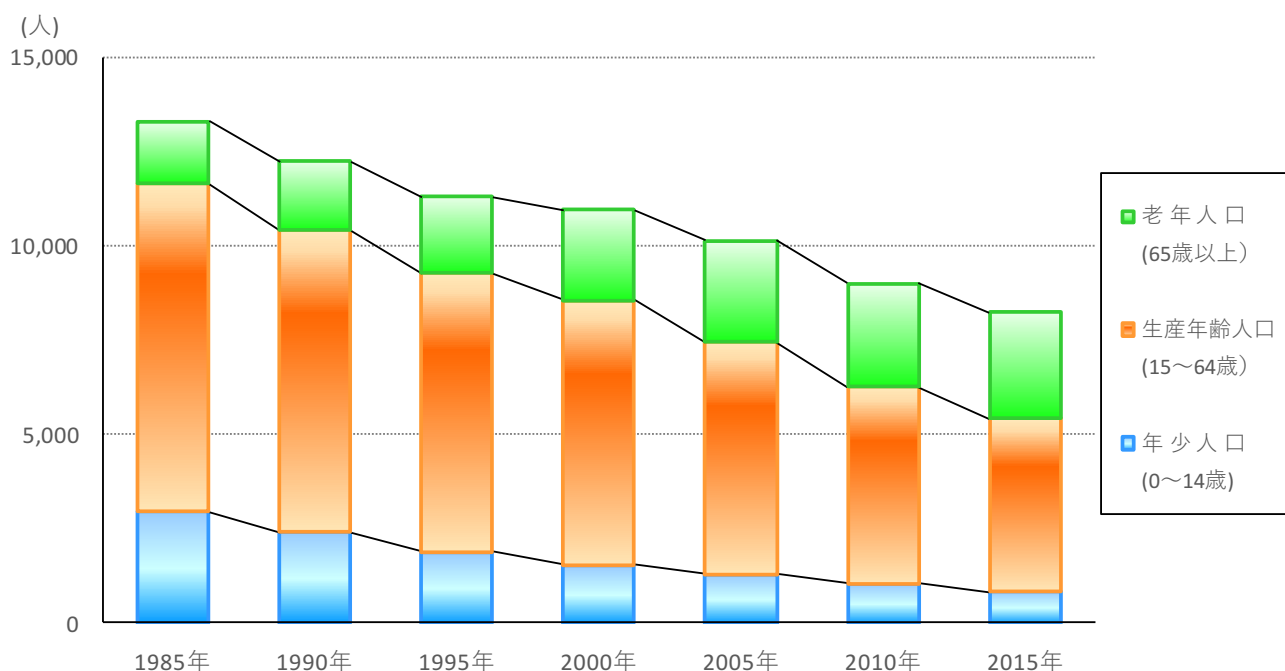
2018年のみ1月1日

(2) 人口構成

国勢調査によると、総人口の年齢3区分別の推移は、少子高齢化の進行がみられます。平成22年(2010)には老年人口の構成比(高齢化率)が30%を超え、平成27年(2015)には34.4%となっています。また、年少人口については、平成27年(2015)には総人口の10%を割り込む9.9%となっています。

年齢3区分ごとの高齢化の推移

	総人口	年少人口 (0～14 歳)		生産年齢人口 (15～64 歳)		老年人口 (65 歳以上)	
	実 数 (人)	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)
1985 年(S60)	13,313	2,955	22.2	8,682	65.2	1,676	12.6
1990 年(H2)	12,234	2,390	19.5	8,012	65.5	1,830	15.0
1995 年(H7)	11,301	1,885	16.7	7,380	65.3	2,036	18.0
2000 年(H12)	10,959	1,540	14.1	7,028	64.1	2,391	21.8
2005 年(H17)	10,131	1,285	12.7	6,167	60.9	2,679	26.4
2010 年(H22)	9,004	1,041	11.6	5,221	58.0	2,742	30.5
2015 年(H27)	8,248	818	9.9	4,589	55.6	2,839	34.4



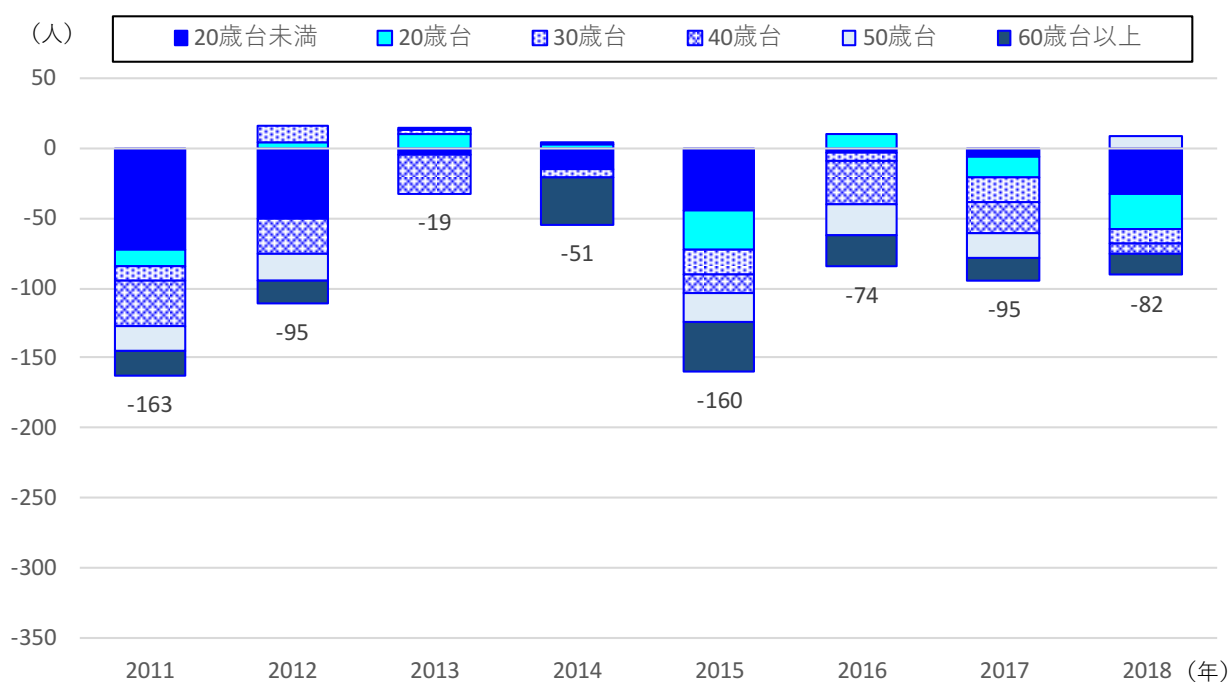
資料:国勢調査

(3) 人口移動

住民基本台帳における年代ごとの社会増減(転入者と転出者の差)については、毎年減少傾向にあります。特に、年代でみるとバラツキはありますが20歳代未満の減少数が大きく、就職や進学などによる転出が要因と考えられます。また、子ども連れ世帯の転入が少ない一方で、子ども連れ世帯の転出が多いことも社会減に影響を与えています。

年代ごとの社会増減

(年)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
20歳未満(人)	-73	-50	-4	-15	-44	-3	-6	-33
20歳台(人)	-11	4	11	3	-28	11	-15	-25
30歳台(人)	-10	12	2	-6	-18	-6	-17	-10
40歳台(人)	-33	-25	-29	1	-13	-31	-23	-7
50歳台(人)	-18	-20	0	0	-21	-22	-17	9
60歳以上(人)	-18	-16	1	-34	-36	-23	-17	-16
合計	-163	-95	-19	-51	-160	-74	-95	-82



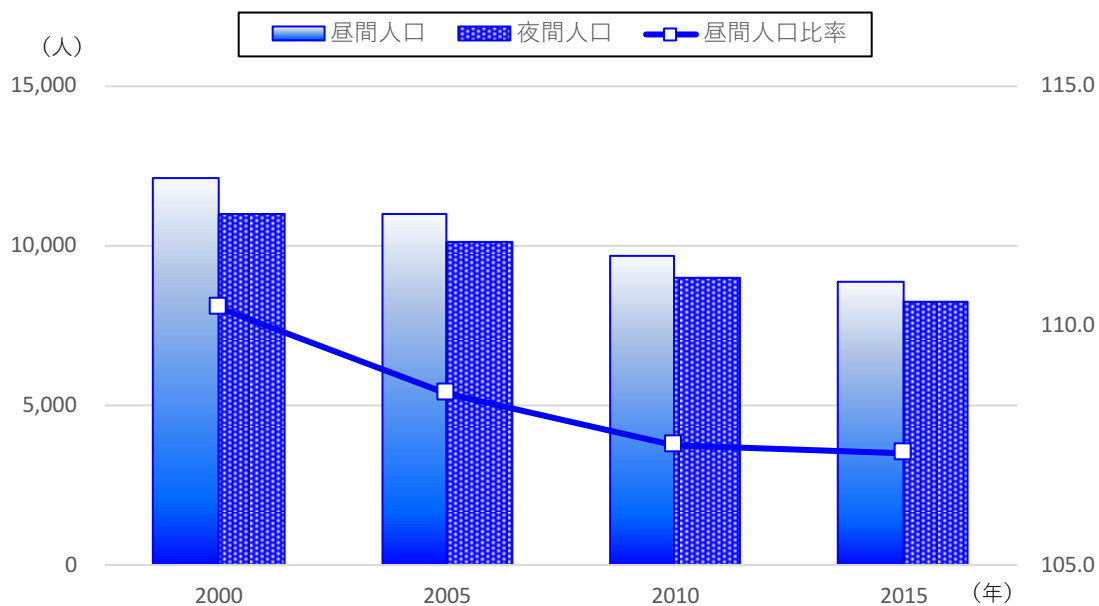
資料:住民基本台帳人口移動報告(年齢不詳者は除外)

(4) 昼夜間人口比率

国勢調査によると、昼夜間人口比率は減少傾向にありますが、平成27年(2015)においても100を超えており、昼間に当町へ通勤・通学している町外住民が多いと考えられます。

年代ごとの昼夜間人口比率

(年)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
昼間人口 (人)	12,093	10,999	9,676	8,852
うち町外からの従業者	1,354	1,193	1,026	1,060
うち町外からの通学者	400	270	256	200
夜間人口 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248
昼夜間人口比率	110.3	108.6	107.5	107.3



資料:国勢調査

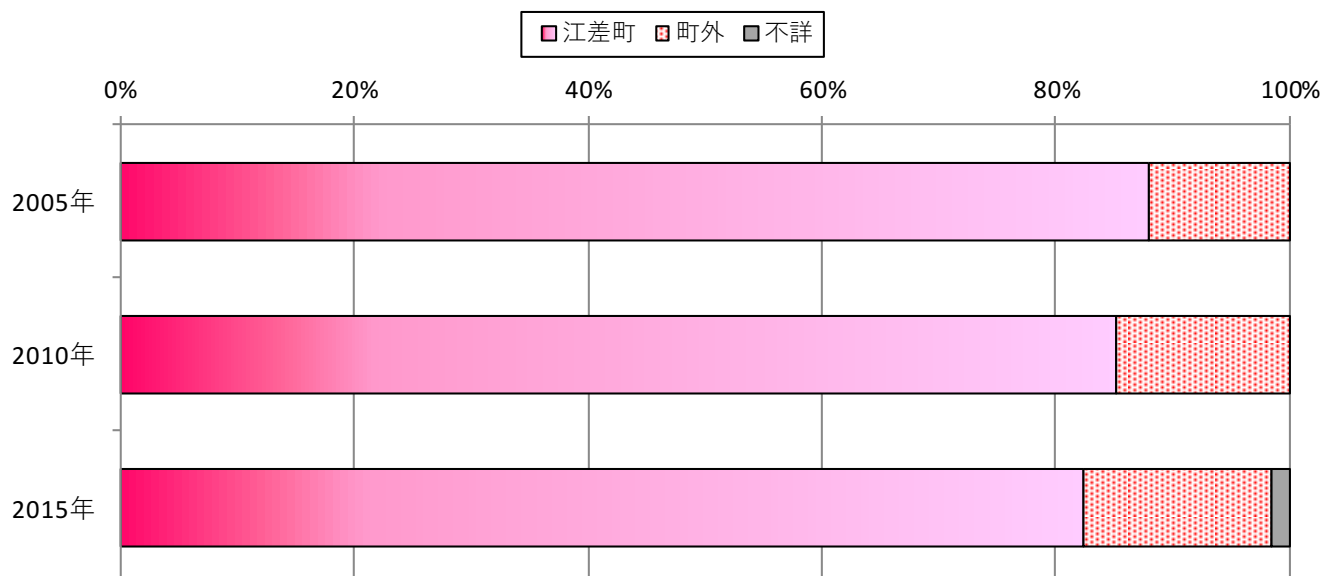
3. 就労状況

国勢調査によると、当町常住者のうち、町内で従業・通学している方の割合は減少傾向にあります。町外の従業地としては、上ノ国町、厚沢部町、乙部町といった檜山圏域が多く、増加傾向にあります。

函館公共職業安定所江差出張所の統計によると、平成30年度の町内における有効求人倍率は、1.4%と、求人が求職者を上回っています。

江差町常住者の従業地・通学地の推移

	2005 年(H17)		2010 年(H22)		2015 年(H27)	
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
江差町常住の従業・通学者	4,977	100.0	4,179	100.0	4,204	100.0
江差町で従業・通学	4,380	88.0	3,560	85.2	3,464	82.4
町外で従業・通学	597	12.0	619	14.8	674	16.0
函館市	34	0.7	26	0.6	36	0.9
上ノ国町	155	3.1	170	4.1	161	3.8
厚沢部町	217	4.4	250	6.0	230	5.5
乙部町	96	1.9	80	1.9	106	2.5
その他	95	1.9	93	1.9	141	2.8
不詳	—	—	—	—	66	1.6



資料:国勢調査

国勢調査によると、町民の就業している産業(大分類)は、第3次産業の割合が最も高くなっています。また、平成17年(2005年)から平成27年(2015年)にかけての推移をみると、第1次産業、第3次産業の就業者の割合が増加しています。

第1次産業では、漁業の割合が減少し、農業の割合が増加しています。第2次産業は、いずれの業種の割合も減少しています。第3次産業では、就業者全体の減少から、割合でみると全体的に横ばいで推移しているように見えますが、卸売業・小売業は10年間で200人以上の就業者の減少となっています。

江差町常住者の産業別就業者数の推移

	平成17年(2005年)		平成22年(2010年)		平成27年(2015年)	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
総数	4,577	100.0	3,918	100.0	3,852	100.0
第1次産業	400	8.7	382	9.7	403	10.5
農業	250	5.5	250	6.4	272	6.9
林業	14	0.3	21	0.5	24	0.6
漁業	136	3.0	111	2.8	107	2.7
第2次産業	860	18.8	632	16.1	585	15.2
鉱業、採石業、砂利採取業	18	0.4	8	0.2	6	0.2
建設業	614	13.4	436	11.1	406	10.4
製造業	228	5.0	188	4.8	173	4.4
第3次産業	3,317	72.5	2,904	74.1	2,833	73.5
電気・ガス・熱供給・水道業	36	0.8	37	0.9	37	0.9
情報通信業	8	0.2	7	0.2	9	0.2
運輸業、郵便業	150	3.3	152	3.9	111	2.8
卸売業、小売業	651	14.2	535	13.7	517	13.2
金融業、保険業	116	2.5	108	2.8	90	2.3
不動産業、物品賃貸業	9	0.2	23	0.6	41	1.0
宿泊業、飲食サービス業	232	5.1	199	5.1	212	5.4
医療、福祉	608	13.3	585	14.9	591	15.1
教育、学習支援業	230	5.0	187	4.8	189	4.8
複合サービス事業	132	2.9	75	1.9	82	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	616	13.5	206	5.3	214	5.5
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	118	3.0	91	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	179	4.6	160	4.1
公務(他に分類されるものを除く)	529	11.6	493	12.6	489	12.5
分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	31	0.8

4. 産業

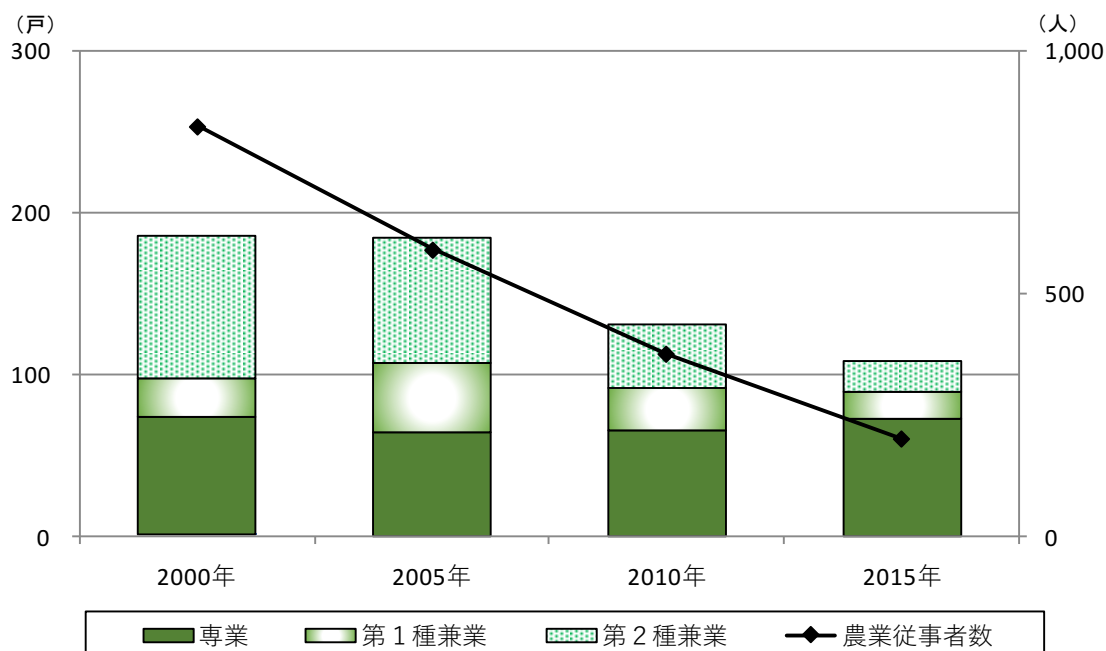
(1) 農業

農林業センサスによると、販売農家数と農家世帯員数は大きく減少しています。特に減少しているのは第2種兼業農家（兼業所得のほうが農業所得よりも多い兼業農家）であり、専業農家は減少していません。専業農家が高齢により離農しているものの、兼業農家が高齢により兼業先を退職して専業農家へ移行したことが大きな要因と考えられます。

また、担い手への農地の集積が進んでいること、町外農業者からの入り作が増えていることで耕作放棄地は発生していません。

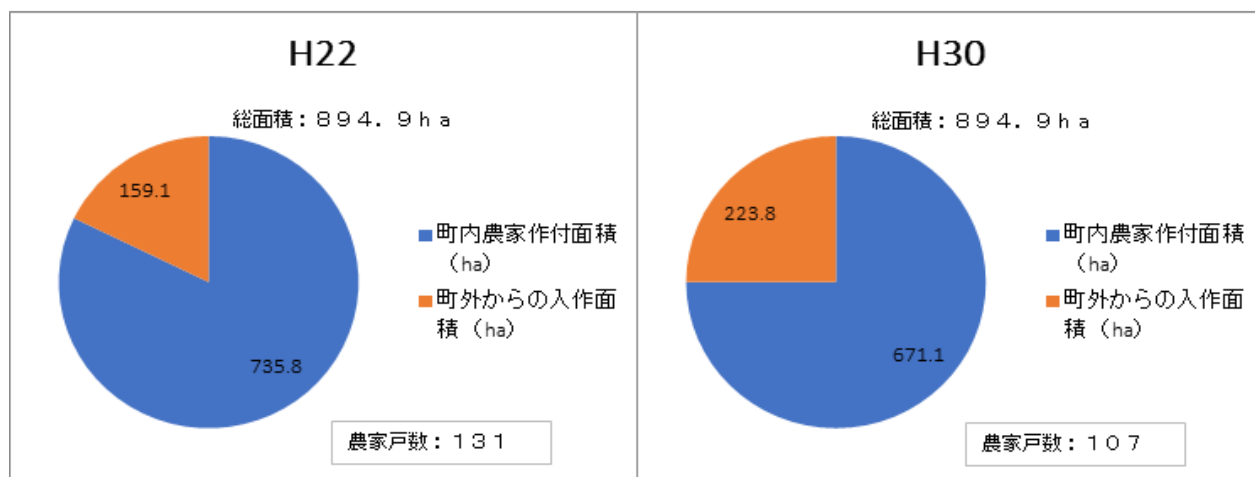
農家数と農業者数の推移

	販売農家数(戸)				農家世帯員数 (人)
	総 数	専 業	第1種 兼業	第2種 兼業	
2000 年(H12)	185	73	24	88	846
2005 年(H17)	184	64	43	77	591
2010 年(H22)	131	65	27	39	375
2015 年(H27)	108	73	16	19	201

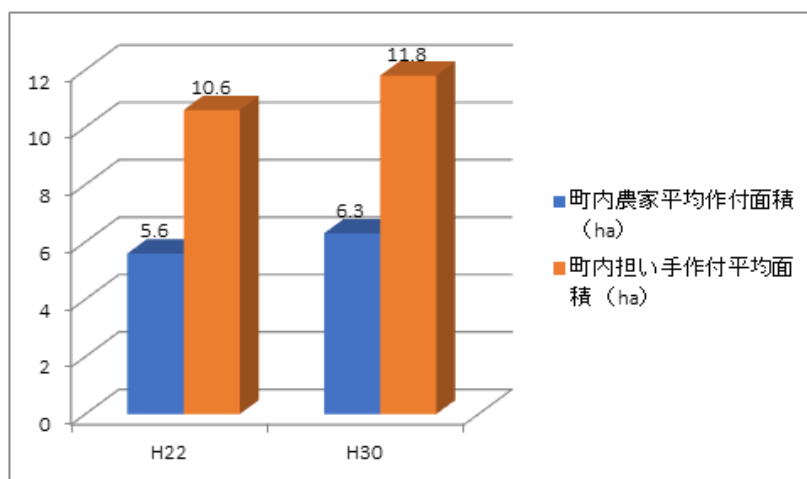


資料:農林業センサス

町外入作の推移



担い手への集積の推移



資料: 経営所得安定対策事務資料等

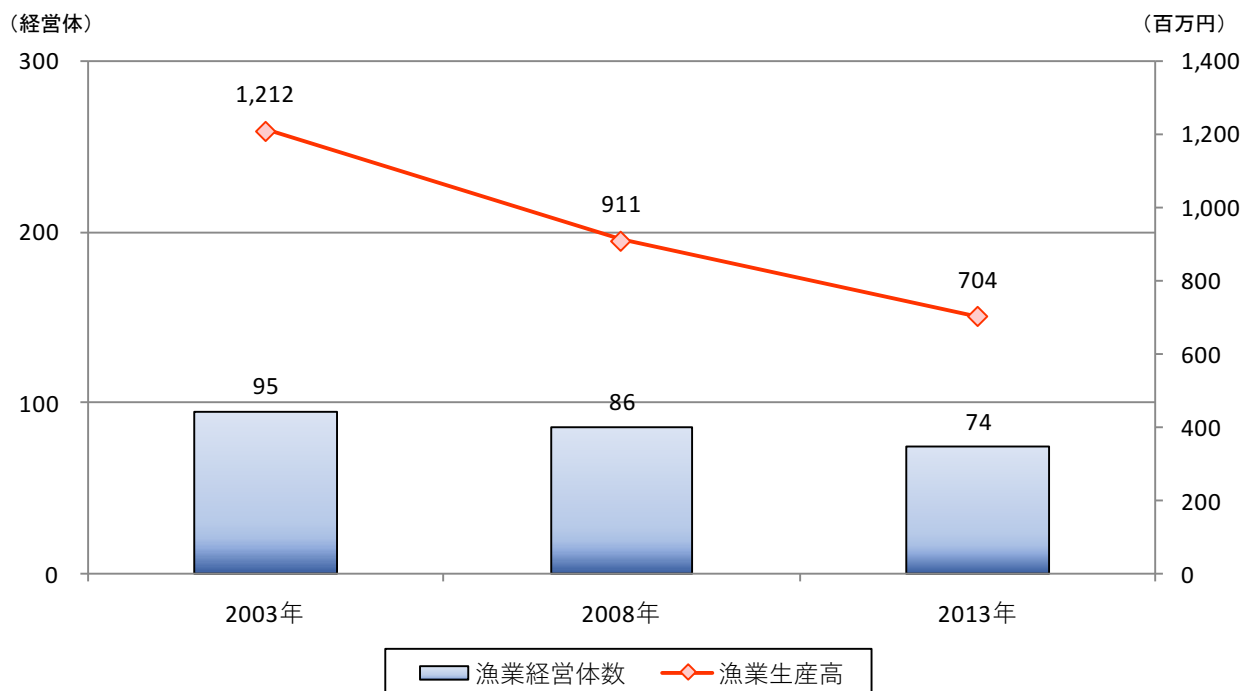
(2) 漁業

漁業センサスによると、漁業経営体数は減少傾向にあります。また、漁業生産高も、2003年(H15)と2013年(H25)を比較すると、4割減少しています。

地球温暖化による海水温の上昇などを要因とする急激な資源減少に加え、主要魚種であるすけとうだらやスルメイカなどの来遊資源の減少や漁業者の高齢化・後継者不足により、生産高は減少しているなか、江差産のマナマコについては、安定して高値で取り引きされています。

漁業経営体数、漁業生産高の推移

	漁業経営体数	漁業生産高 (百万円)
2003年(H15)	95	1,212
2008年(H20)	86	911
2013年(H25)	74	704



資料:漁業経営体数は漁業センサス、漁業生産高は北海道水産現勢

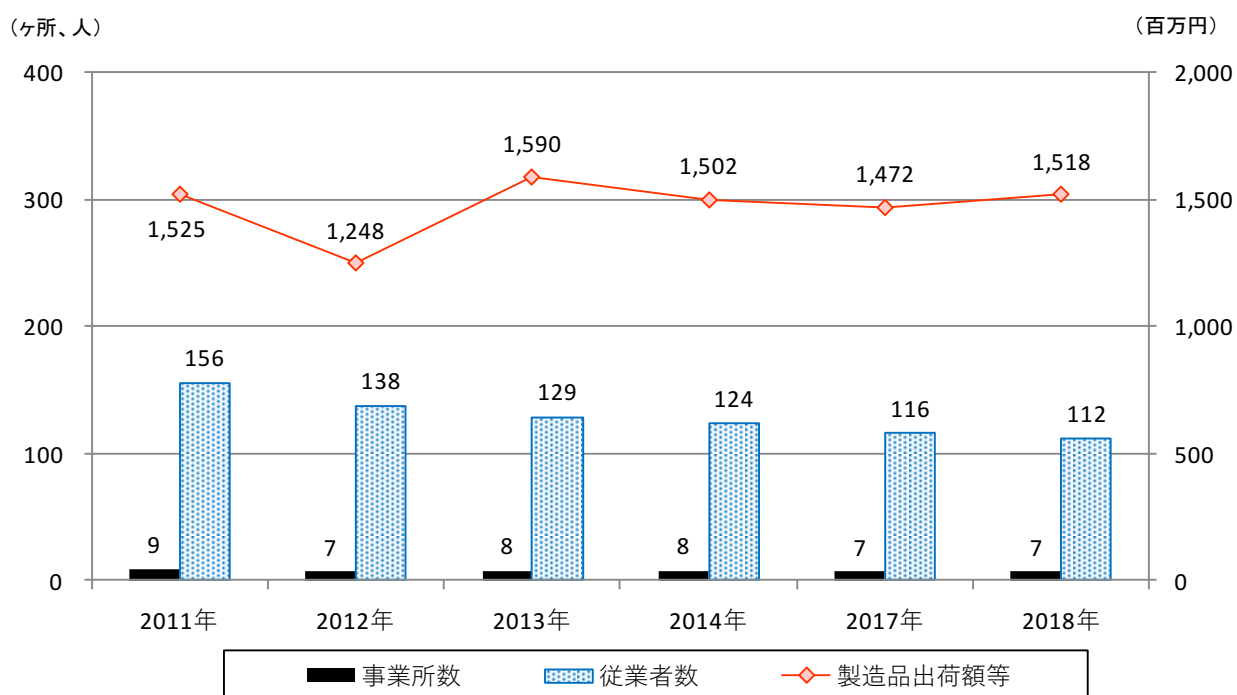
(3) 工業

工業統計調査によると、当町内の製造業は従業者数が減少傾向ですが、製造品出荷額等については平成25年(2013)以降大きな変動はありません。

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

	製造業 事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)
2011 年(H23)	9	156	1,525
2012 年(H24)	7	138	1,248
2013 年(H25)	8	129	1,590
2014 年(H26)	8	124	1,502
2017 年(H29)	7	116	1,472
2018 年(H30)	7	112	1,518

※従業者4人以上の事業所を抽出



資料:工業統計調査(2015 年、2016 年は実施なし)

(4) 商業

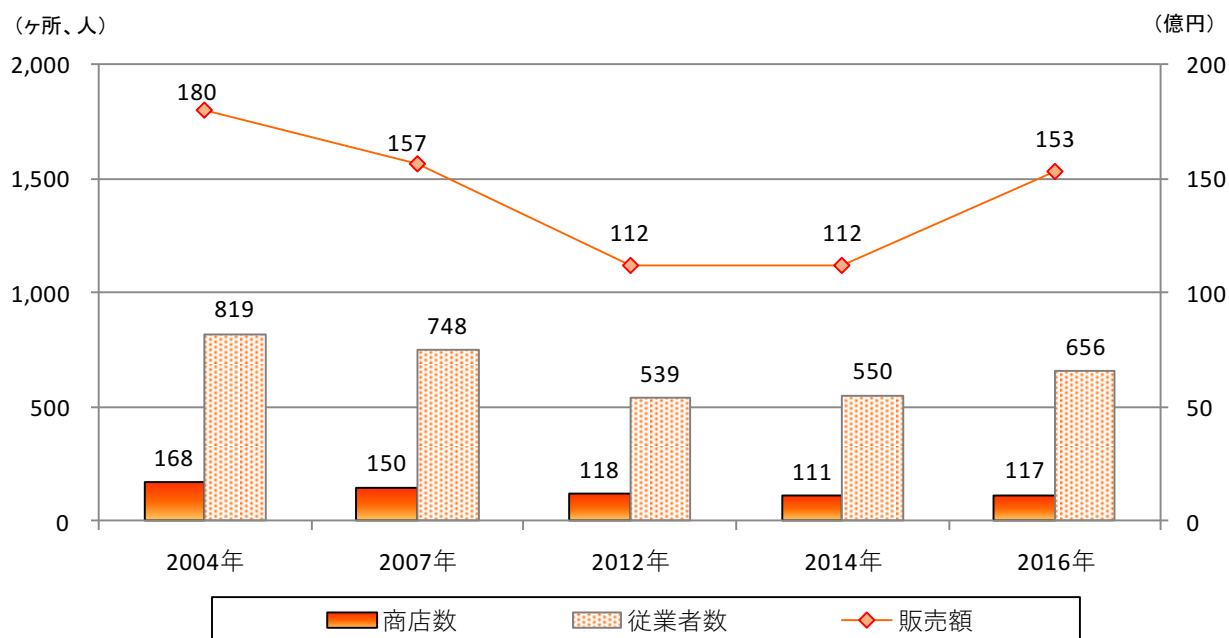
商業統計調査によると、町内の小売業は、平成24年(2012)まで商店数、従業者数、年間商品販売額いずれも減少傾向にありましたが、平成28年(2016)に増加しています。

伏木度・柳崎地区の国道沿いに広い駐車場を備えた量販店やスーパーが進出した反面、市街地では商店街を形成していた商店が後継者不足等により閉店し、商店街機能の維持が危ぶまれています。

また、大型空き店舗の建物や跡地の対策も大きな課題となっています。

商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

	商店数 (ヶ所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
2004 年(H16)	168	819	180
2007 年(H19)	150	748	157
2012 年(H24)	118	539	112
2014 年(H26)	111	550	112
2016 年(H28)	117	656	153

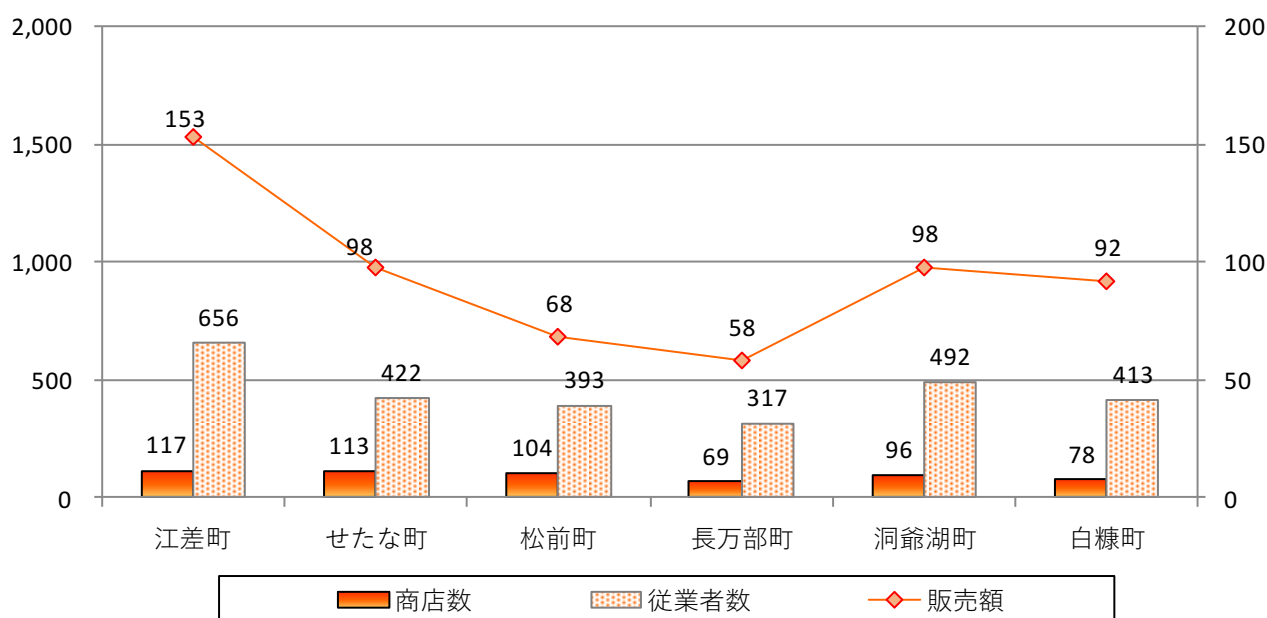


資料:商業統計調査(2004 年、2007 年、2014 年)、経済センサス(2012 年、2016 年)

平成28年(2016)の道内類似団体の比較をすると、当町は類似団体の中では、従業者数、年間商品販売額が高く、商業が比較的優位にあります。

類似団体の商店数、従業者数、年間商品販売額の比較(平成 28 年)

	商店数 (ヶ所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
江差町	117	656	153
せたな町	113	422	98
松前町	104	393	68
長万部町	69	317	58
洞爺湖町	96	492	98
白糠町	78	413	92

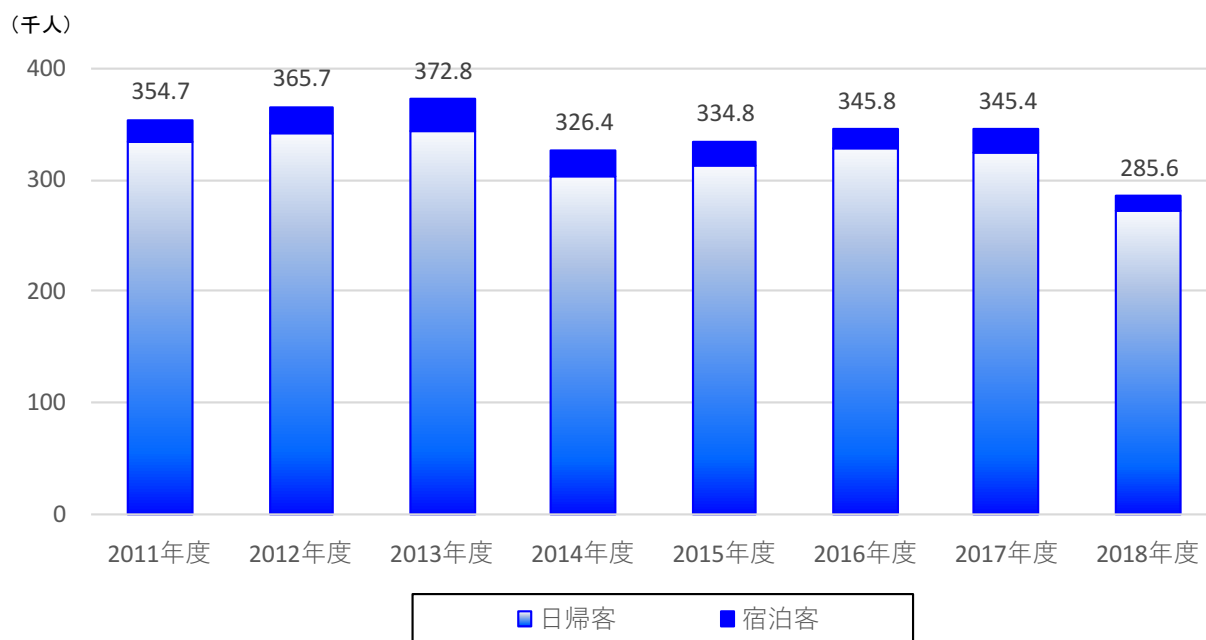


(5) 観光

北海道観光入込客数調査報告書によると、平成23年度(2011)以降の当町の観光入込客数は横ばいに推移しており、そのほとんどが日帰客となっています。平成30年度(2018)には観光入込客数が減少しています。

観光入込客数の推移

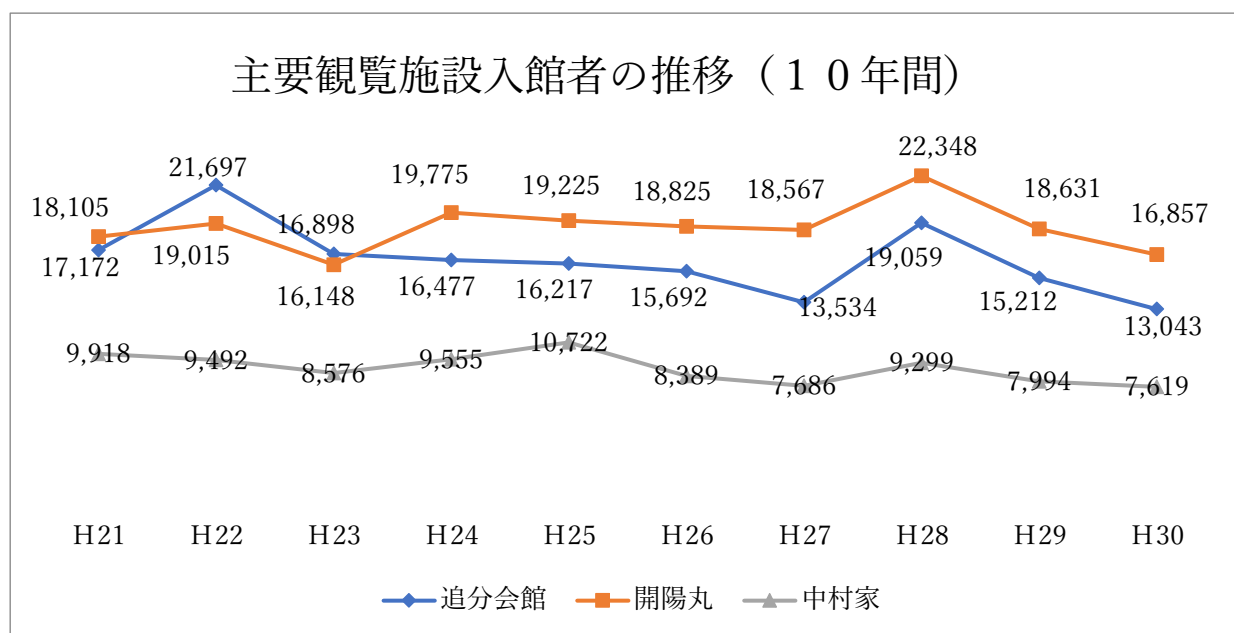
	観光入込客数 (千人)	日帰客 (千人)	宿泊客 (千人)
2011 年度(H23)	354.7	333.6	21.1
2012 年度(H24)	365.7	341.4	24.3
2013 年度(H25)	372.8	344.0	28.8
2014 年度(H26)	326.4	303.7	22.7
2015 年度(H27)	334.8	313.5	21.3
2016 年度(H28)	345.8	328.7	17.1
2017 年度(H29)	345.4	324.4	21.0
2018 年度(H30)	285.6	272.3	13.3



資料:北海道観光入込客数調査報告書

平成30年度(2018)には観光入込客数が減少していますが、一部データを収集できなかったことから、近年における入込の傾向について、過去10か年の主要観覧施設入館者の推移を例に見ます。

緩やかに減少傾向が見て取れるほか、平成28年度は新幹線効果により開陽丸記念館では前年比13%増となりましたが、効果は一時的なものにとどまっています。

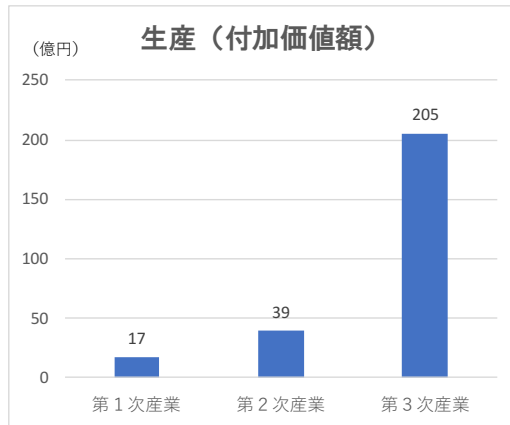


(6) 地域経済

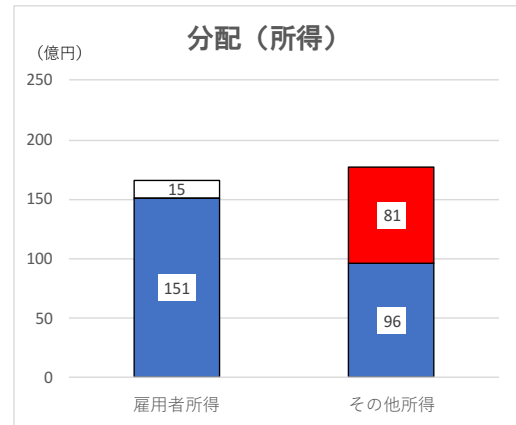
平成25年(2013)時点の地域経済循環率は79.8%であり、地域外への経済流出傾向があります。しかし、類似団体の中では比較的高水準となっています。

地域経済循環図
2013年

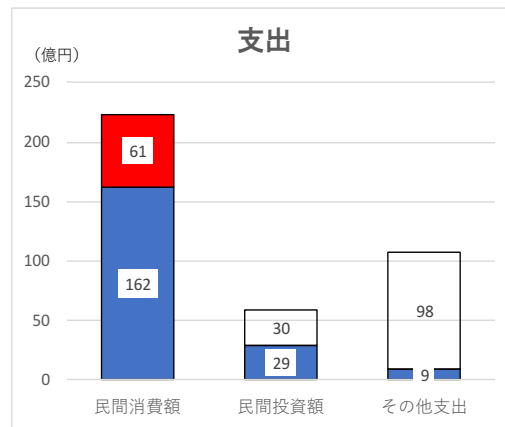
地域経済循環率 **79.8%**
(328 億円の所得のうち、262 億円が地域へ還流されており、流出超過)



当町の産業は約 262 億円
相当の「稼ぐ力」があります。



主に賃金として地域外へ 15 億円
流出していますが、財産所得等
により地域外から 81 億円流入して
います。(262-15+81=328)
つまり、当町は 262 億円の稼ぐ力に
加え、町外から 66 億円の純流入が
あります。



さらに民間消費として 61 億円が地
域外から流入しています。しかし、
民間投資として 30 億円、その他 98
億円が地域外へ流出しています。
全体として、262 億円が地域経済
に還流されています。

資料:RESAS「地域経済循環図」から作成。

※端数処理として四捨五入しているため、合計値が一致しないものがあります。

他地域との比較

地域循環率	江差町	札幌市	函館市	北海道	
	79.8%	98.0%	87.7%	85.6%	
	せたな町	松前町	長万部町	洞爺湖町	白糠町
	56.2%	59.0%	64.0%	72.5%	72.2%

第3章 江差町の特性と主要課題

1. 特性

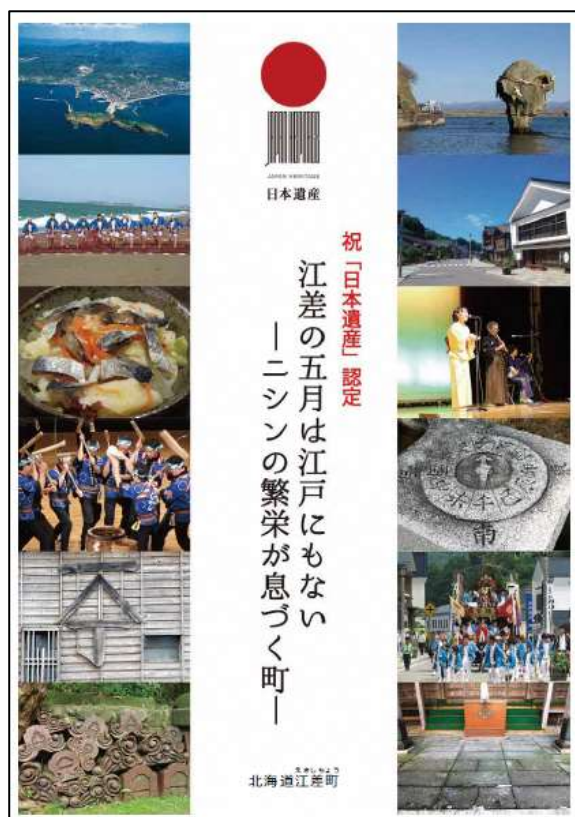
（１）檜山圏域の中心地

当町は檜山振興局の立地するまちであり、檜山圏域で最も交流人口が多く、また、新函館北斗駅や木古内駅、函館空港から檜山圏域に来る場合には各町の交通の結節点ともいえる場所に位置しており、機能的・位置的に、檜山圏域の中心地といえます。

（２）歴史文化に基づいた多彩な観光資源

江戸時代から明治時代にかけてのニシン漁とニシン加工品の交易は、当町における歴史文化の基盤を形成しました。現在でも、江差にニシンをもたらした折居伝説に関連する瓶子岩や姥神大神宮、ニシンの大漁を祈念した姥神大神宮渡御祭、かもめ島にある北前船の碇泊場や航海安全を祈願した厳島神社、いにしえ街道に残る商家や蔵などの建造物、北前船によって江差に伝わり今日まで受け継がれている江差追分や江差三下りなどの民俗芸能などが、町民によって大切に守られ、北海道内では例を見ない歴史的・文化的資源が観光資源に結び付いています。

平成29年(2017)、このような歴史文化を物語る「江差の五月は江戸にもない 一ニシンの繁栄が息づく町ー」というストーリーが、北海道初の「日本遺産」に認定されました。



（３）かもめ島をはじめとした自然資源

道南の住民におけるかもめ島の知名度は高く、また、当町は自然豊かな環境という住民の意識も高いことが本計画のためのアンケート調査からわかっています。こうした自然資源を守りながら活用していくことが、今後重要と考えられます。

(4) 魅力を秘めた地域の産業

長く資源が枯渇していたニシンが、平成29年(2017)2月、104年ぶりに群来が確認され、水揚げされており、檜山管内100万尾放流前の平成27年度(2015)の水揚げ量が179.1kgだったのに比べ、3年後の平成30年度(2018)は約3t(2,847.7kg)まで回復がみられます。また、祭事の时节には、町内の宿泊受入可能量を超過する観光客が来町するなど、当町の産業は個別には成果をあげており、飛躍する可能性を秘めています。

(5) 顔の見えるコミュニティ

当町は昭和40年(1965)ごろに15,000人ほどの人口であったのが最大で、また、全国平均から見ても面積が小さく、歴史的に見てもコンパクトなまちであったといえます。その特性ゆえに、住民の顔がみえるといった、緊密なコミュニティが築かれてきました。こうしたつながりは、まちを維持するために何よりも大切なものであり、今後も守っていく必要があります。



2. 江差町の主要課題

(1) 人口減少・少子高齢化

当町は人口減少・少子高齢化の状況にあります。高齢化率がすでに30%を超えており、町の人口ビジョン(年齢3区分別人口)では、65歳以上人口と15～64歳人口の比率をみると、平成27年(2015)には1人の65歳以上の方に対して1.6人の現役世代(15～64歳の方)がいたのに対して、令和12年(2030)には65歳の方1人に対して現役世代1.2人になっています。この状態がさらに進行すれば現役世代と65歳以上の方が逆転し、令和42年(2060)には現役世代1人に対し65歳以上の方が1.2人という比率になり、コミュニティを維持することが困難な地区が多数生ずると考えられます。また、人口減少により、インフラの維持コストに対する住民負担も増加します。

町民アンケート結果では、今後も江差町に住みたいと回答した方の割合は67.6%と高いですが、16%の方が転出したいと答えられており、その理由に医療や福祉面への不安、買い物や娯楽・交通環境の不便をあげられております。

(2) 若者世代の流出による担い手不足

毎年の人口流出、とりわけ若者世代の流出により、まちの様々な分野における担い手不足が起こっています。後継者不足による産業の縮小だけでなく、若者がいなくなることで地域活動を継続することさえ困難になり、まち全体の活力が減退することが懸念されます。

姥神大神宮渡御祭への愛着を典型例に、若者の郷土愛の強さは第1期総合戦略のアンケート結果からもわかっており、当町の大きな強みです。当町出身者で町外在住の若者の約75%が、安定した仕事があれば帰郷を希望しており、若者の生活基盤を支える仕事づくりが重要です。また、歴史・文化、自然環境等の地域資源や様々なまちづくり活動への積極的な町民参加を通じながら、より愛着のもてる地域づくりに努めなければなりません。

(3) にぎわいある市街地の形成

近年、当町の北部地区に都市機能が形成されるなか、中心市街地である上町・下町エリアやかもめ島周辺のにぎわいについても考えていく必要があります。下町エリアについてはいにしえ街道として歴史的町並みがすでに整備されており観光資源としての展開を、上町エリアについては遊休資源の活用を検討し中心商業地としての機能を形成する必要があります。

また、かもめ島周辺については、観光・交流・レクリエーション機能の充実を図り、町民や観光客などの来訪者が集い、交流する空間づくりを進めていく必要があります。



(4) 道路交通網の維持、再構築・2次交通の利便性向上

モータリゼーションの進展や人口減少・少子化などにより、公共交通（バス、タクシーなど）の利用者が減少し、公共交通ネットワークの縮小が懸念されています。高齢化に伴い、公共交通機関に頼らざるを得ない住民の増加が予想され、公共交通の維持・確保の必要性が増しています。これまでの公共交通は、民間事業者を中心に路線網の整備がなされてきましたが、今後は、地方公共団体を中心となってまちづくりと連携し、点と線を結ぶ面的な交通ネットワークを再構築する必要があります。

さらに長年、観光振興対策上の大きな課題である観光客に対する空路や鉄路からの2次交通について、利便性を向上させる施策が必要です。

(5) インフラ（道路・上下水道など）や公共施設の老朽化

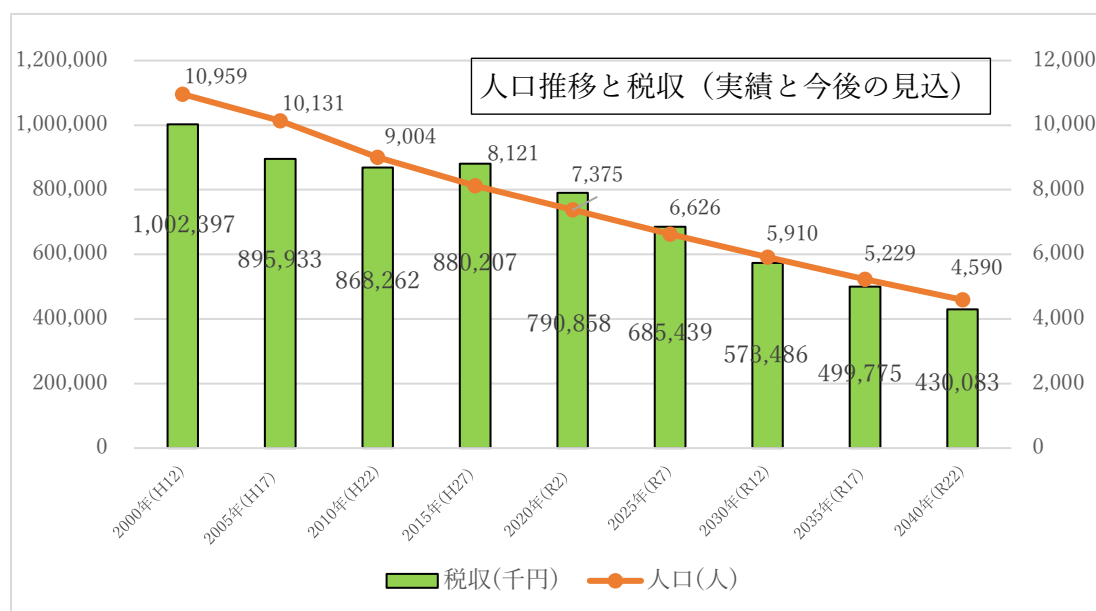
当町の住民生活を守っていくためには、インフラの維持は必要不可欠ですが、財政負担を勘案し、適切な政策を検討する必要があります。また、公共施設は、今後、耐用年数を超過するものが増えることから、安全な利用のためには維持・改修を行う必要があります。しかしながら人口減少の状況もあり、今後の施設の存続意義を勘案して、維持する必要性を判断していく必要があります。

主なインフラの維持に係る決算額（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
道路・橋梁	20,605	36,888	25,364	39,075	25,641
上水道	77,480	75,558	68,410	69,959	77,967
下水道	37,807	43,319	41,821	44,933	52,782
港湾	4,905	998	7,047	3,865	3,865
合計	140,797	156,763	142,642	157,832	160,255

(6) 財政基盤の脆弱化

自主財源の主なものである町税は、将来的に人口減少により減少していくことが明白な状況です。インフラや公共施設の維持費用等を勘案すると、従来のまちの形を維持するのは困難な状況になってきています。財政面などを勘案し、適切なまちのあり方を検討する必要があります。



第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標

1. 目指すまちの姿

ここの説明については、決定されたキャッチコピーに基づき「まちづくりの理念」を改めて再考のうえ記載します。

案1（11月提示分）

古（いにしえ）と未来をつなぐ
北の暖かさを感じられるマチ えさし

案2（総合戦略踏襲）

エエ町、美
江差。
えさし

※江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略によれば、「エエ町、江差」は「アクションプランによってサブコピーを変え、運用」することとなっている。

案3（サブコピー付与案；歴史・文化・観光）

エエ町、美
江差。
えさし

古（いにしえ）と未来をつなぐ

案4（サブコピー付与案；追分）



鷗（かもめ）の鳴く音 未来へ響く

案5（サブコピー付与案；コミュニティ・檜山における立ち位置・持続性）



ひとのつながり 檜山のつながり 持続するまち

案6（サブコピー付与案；コミュニティや歴史文化を持続する）



まちも ひとも 歴史も 唄も 未来へとつなぐ

2. まちづくりの基本目標

目指すべきまちの姿を実現するために、次の4つの基本目標を掲げます。

(1) 経済基盤を持続させる産業の振興

この地に根づいてきた産業を持続しつつ、観光を基軸とした交流人口や関係人口の拡大によって一次産業の振興を図り

就業や雇用の機会を確保し、歴史・文化、自然などの地域資源の積極的な活用により地域外の経済の取り込みを図るなど、活力とにぎわいのあるまちを形成します。



(2) あたたかなつながりのある地域・ひとづくり

少子高齢化が進展する中で、誰もが住み慣れた地域で生涯を通じて、自分らしくいきいきと暮らしていけるように、住民がお互いに支え合う地域共生のまちを形成します。また、新たな時代を生き抜く人材を育成するとともに、ふるさとへの愛着を醸成し、たとえ町外に住むことになってもまちを思い支えるひとづくりを行います。



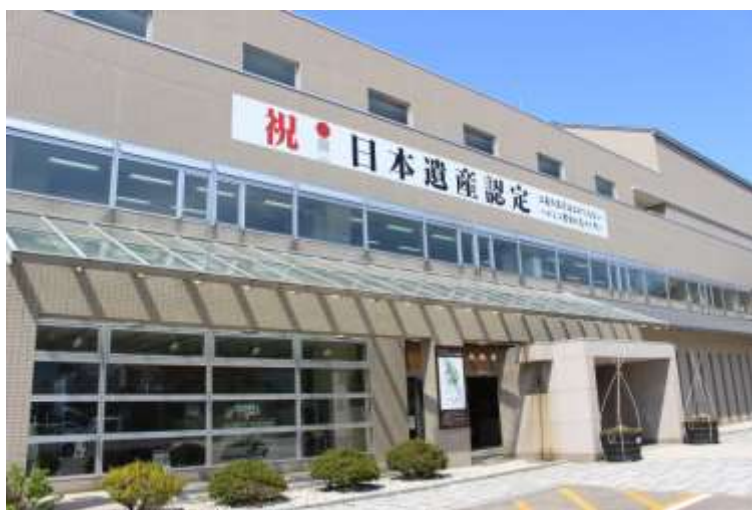
（３）住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり

住宅や道路、公共施設の維持・整備や、防災・防犯対策の強化、自然環境の保全など時代や社会環境の変化に的確に対応しながら、誰もが安全・安心に快適な暮らしを営むことができ、住み続けたいと思えるような、生活環境の整備されたまちを形成します。特に、防災体制を高めるため災害時には自助・互助・公助のそれぞれが効果的に進むよう、町民・地域・町の適切な役割分担による協働として着実に取り組みます。



（４）住民とともにあり続ける行政運営

持続的な地域を形成していくためには、行政運営が計画的で戦略的でなければなりません。人口減少やそれに伴う税収減少により限定されていく地域資源（人材、財源等）を、必要かつ効果的な施策へ集中的に投入しなければならない中、住民参加や公民連携の視点は不可欠です。住民とともにあり、ともに取り組み、持続的に地域を運営していくための、協働・共創のまちづくりに取り組みます。



第2章 人口ビジョン

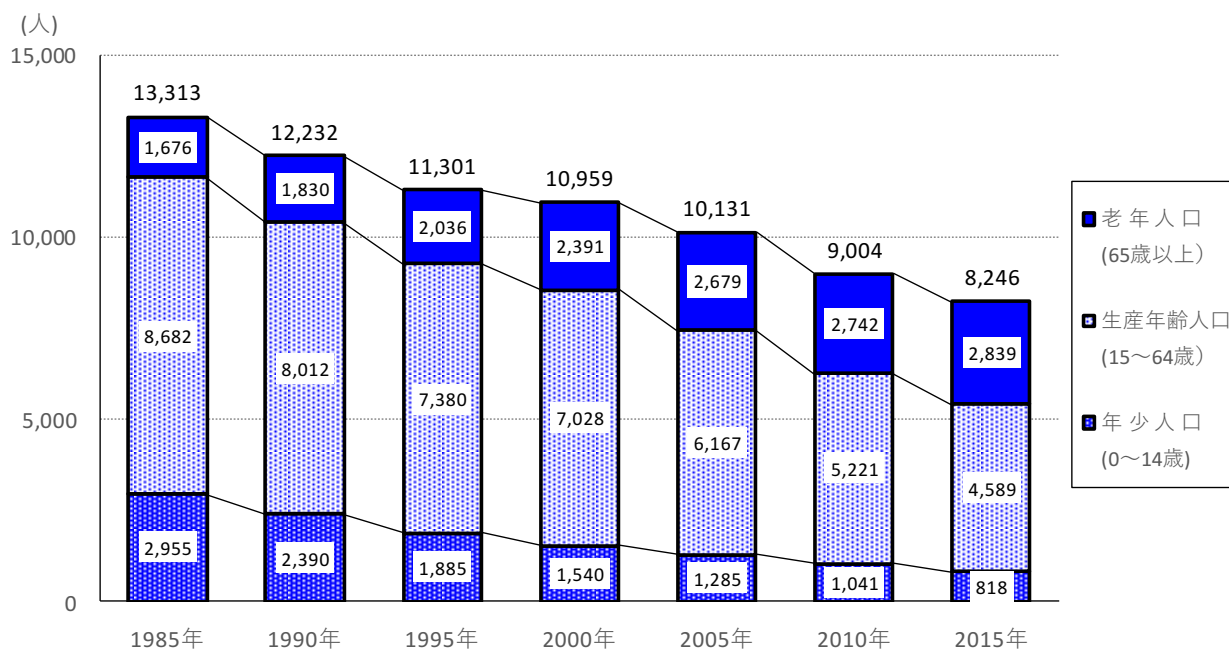
1. 基礎データ

(1) 年齢3区分別人口

当町の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。平成22年(2010年)には高齢化率は30%を超えています。

総人口・年齢3区分別人口の推移

(年度)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
年少人口	2,955	2,390	1,885	1,540	1,285	1,041	818
生産年齢人口	8,682	8,012	7,380	7,028	6,167	5,221	4,589
老年人口	1,676	1,830	2,036	2,391	2,679	2,742	2,839
総人口	13,313	12,232	11,301	10,959	10,131	9,004	8,246
高齢化率	12.6	15.0	18.0	21.8	26.4	30.5	34.4



資料:国勢調査

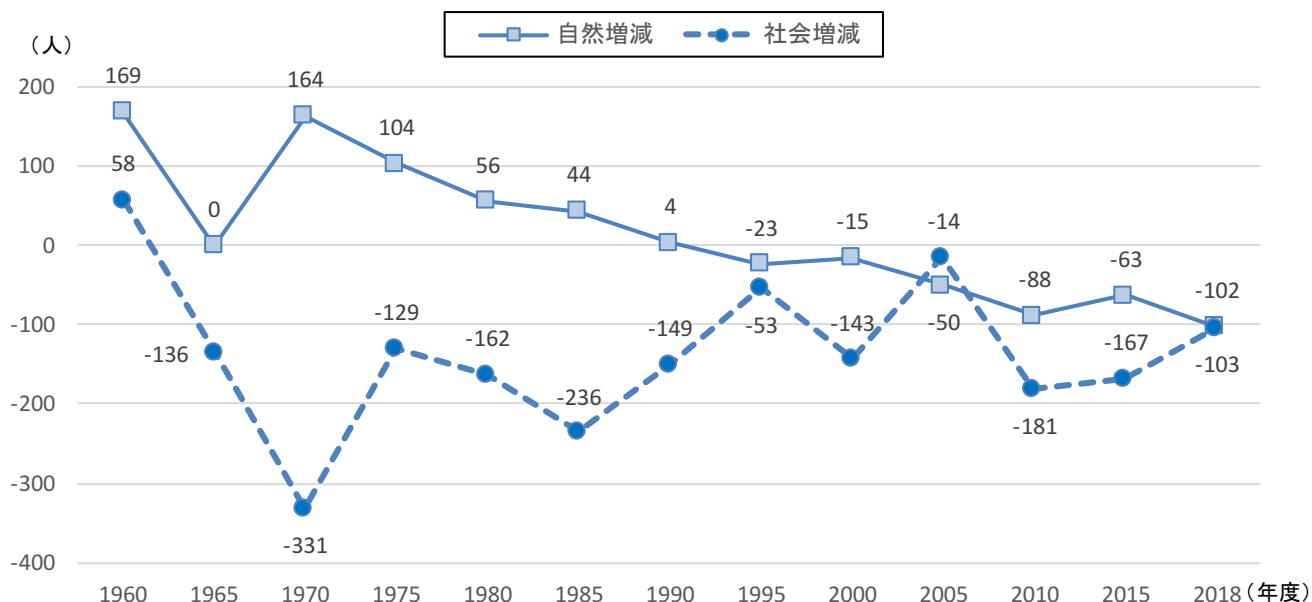
(2) 自然増減・社会増減

自然増減(出生数と死亡数の差)は、平成 7 年(1995)ごろからそれまでの自然増から自然減となり、社会増減は、昭和 40 年(1965)以来社会減が継続しています。

当町は長期的な人口減少傾向にあり、第 1 期人口ビジョン策定時と傾向に変化はありません。

自然増減・社会増減の推移

(年度)	1960 (S35)	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2018 (H30)
自然増減	169	0	164	104	56	44	4	-23	-15	-50	-88	-63	-102
社会増減	58	-136	-331	-129	-162	-236	-149	-53	-143	-14	-181	-167	-103
人口増減	227	-136	-167	-25	-106	-192	-145	-76	-158	-64	-269	-230	-205



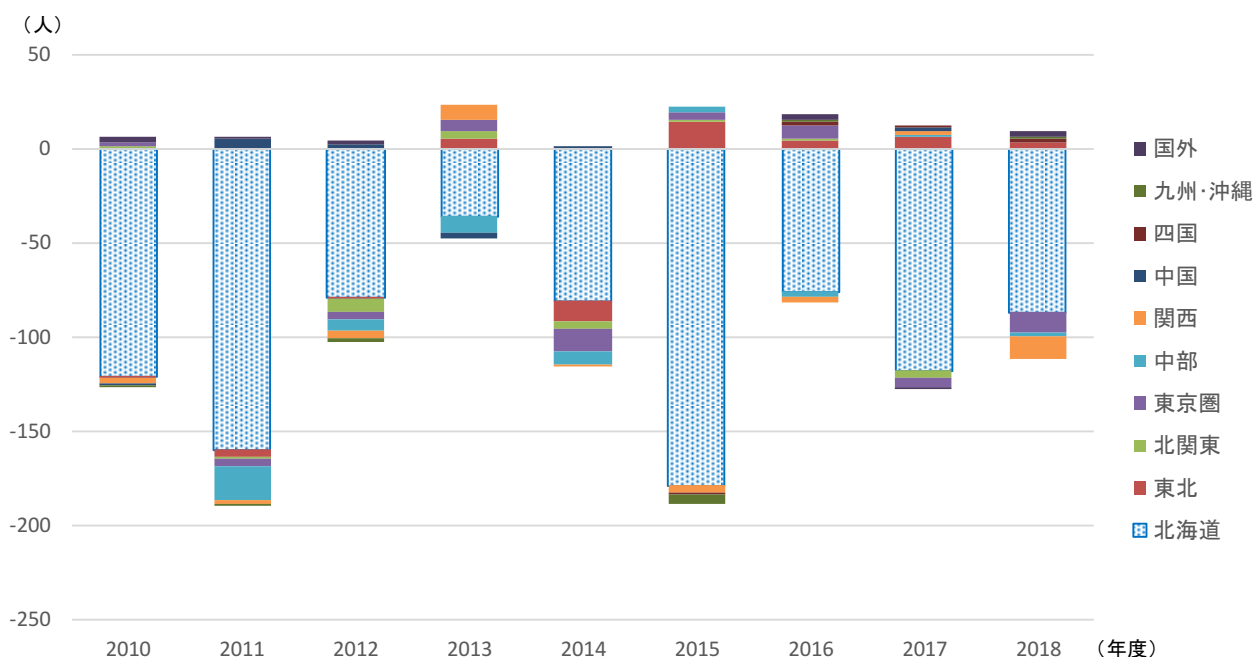
資料:住民基本台帳

(3) 地域間移動

転出先は一貫して道内志向が強く、ほとんどが北海道内へ転出しています。

地域別社会増減

(年度)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
北海道	-121	-160	-79	-36	-81	-179	-76	-118	-87
東北	-1	-4	-1	5	-11	14	4	6	3
北関東	1	-1	-7	4	-4	1	1	-4	0
東京圏	2	-4	-4	6	-12	4	7	-5	-11
中部	0	-18	-6	-9	-7	3	-3	1	-2
関西	-3	-2	-4	8	-1	-4	-3	2	-12
中国	-1	5	2	-3	1	0	0	2	0
四国	0	0	0	0	0	-1	2	1	2
九州・沖縄	-1	-1	-2	0	0	-5	1	0	1
国外	3	1	2	0	0	0	3	-1	3
総数	-121	-184	-99	-25	-115	-167	-64	-116	-103

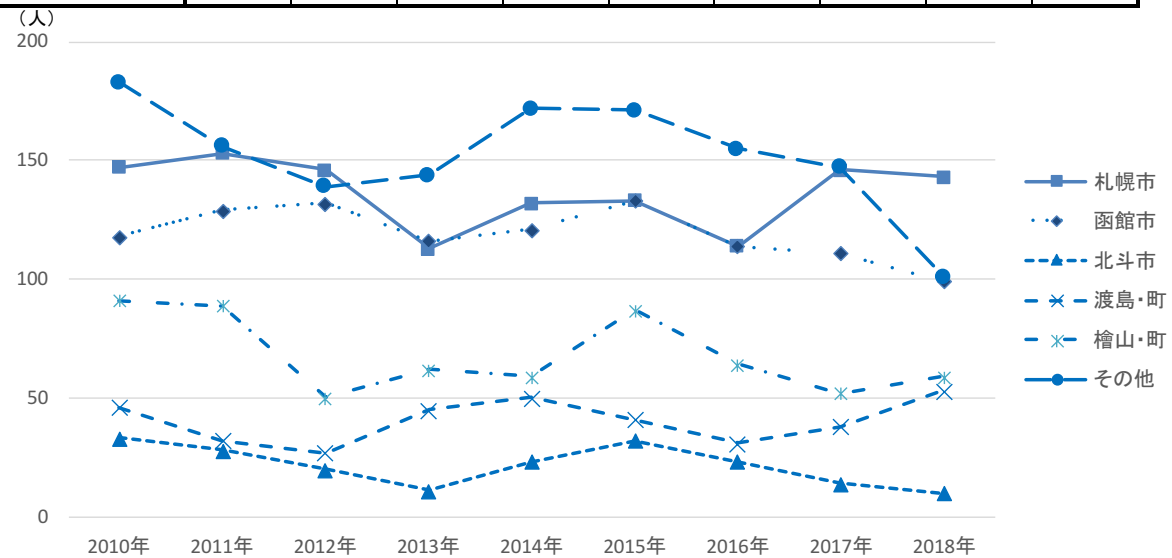


資料:住民基本台帳

道内の転出先としては、毎年度札幌市が最も多く、次いで函館市が多くなっています。

地域別社会増減

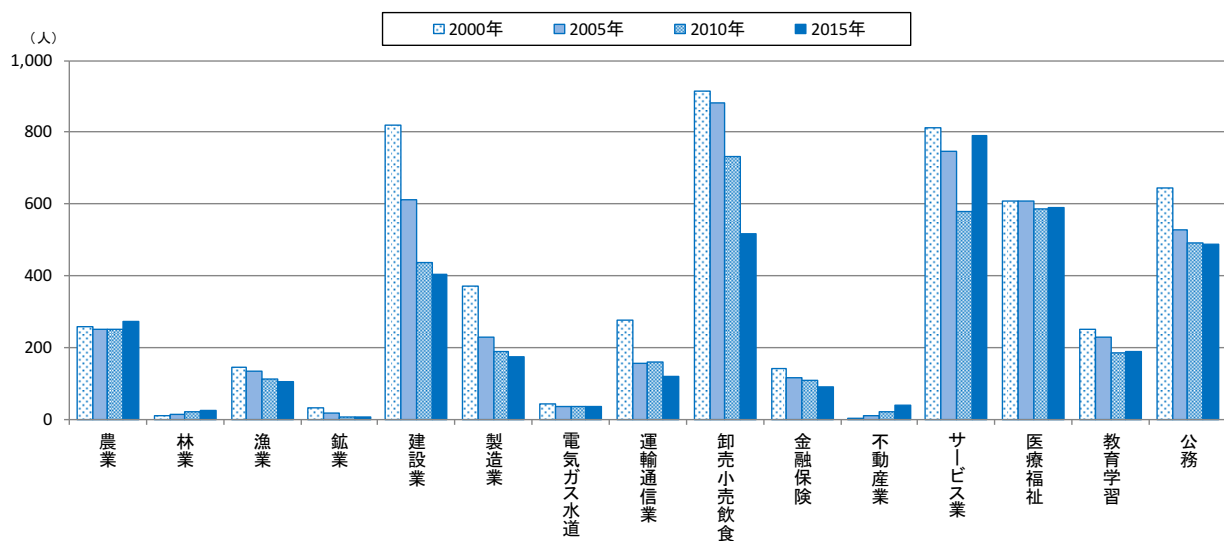
(年度)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
札幌市	147	153	146	113	132	133	114	146	143
函館市	118	129	132	116	121	133	114	111	99
北斗市	33	28	20	11	23	32	23	14	10
渡島・町	46	32	27	45	50	41	31	38	53
檜山・町	91	89	50	62	59	87	64	52	59
その他	183	156	139	144	172	171	155	147	101



(4) 産業への影響

人口減少の影響は産業構造にも影響を与えており、二次産業や卸売小売業の就労者が顕著に減少しています。

産業ごとの就業者数



資料:国勢調査

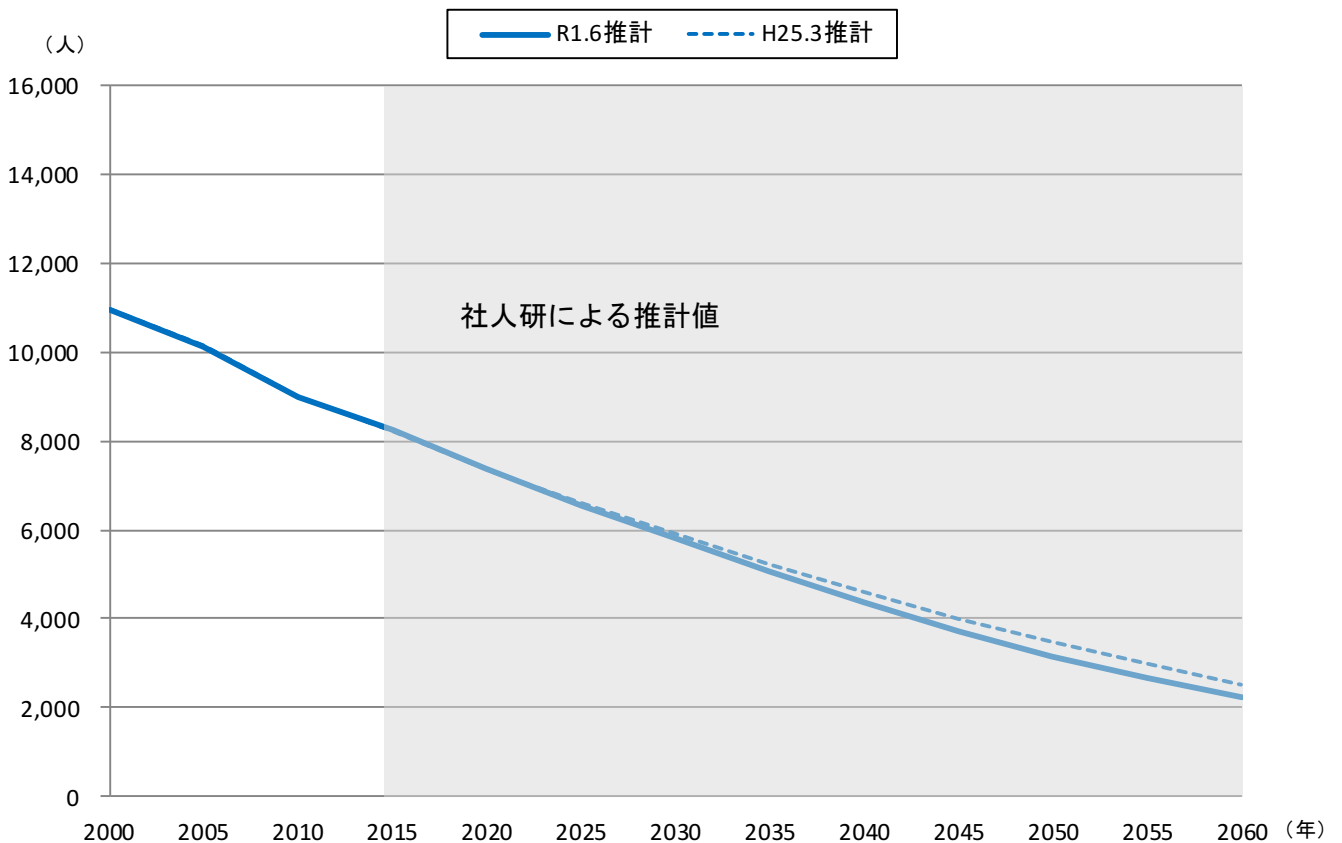
2. 目標設定の方針

(1) 推計の検証（総人口）

国立社会保障人口問題研究所(社人研)の手法(自然体推計)により、平成 22 年(2010)国勢調査までの値をもとにした推計(平成 25 年 3 月推計(第 1 期人口ビジョン策定時の推計))と、平成 27 年(2015)国勢調査までの値をもとにした推計(令和元年6月推計)を比較します。両者はほとんど変わらず、人口動向の傾向に大きな改善は見られません。

社人研推計の総人口比較

(年)	実績				推計								
	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)
H25.3 推計 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,375	6,626	5,910	5,229	4,590	3,998	3,467	2,978	2,534
R1.6 推計 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,387	6,564	5,786	5,051	4,357	3,716	3,149	2,648	2,208

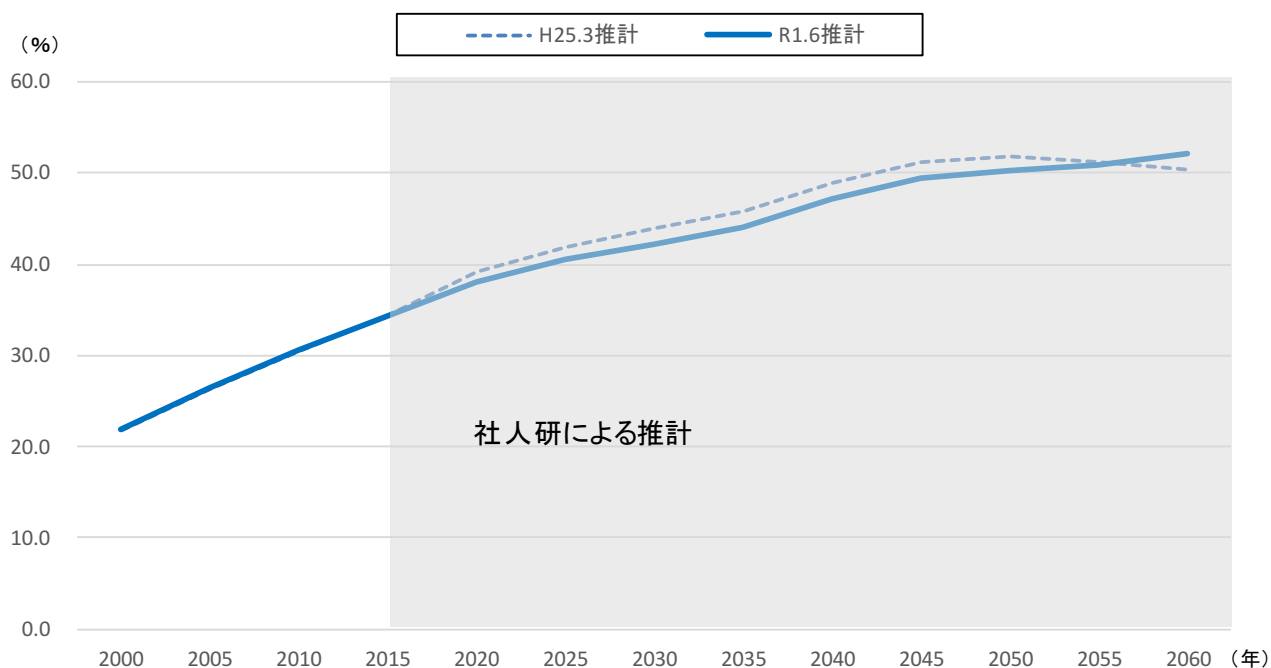


(2) 推計の検証（高齢化率）

同様に、社人研の手法で平成 25 年 3 月推計（第 1 期人口ビジョン策定時の推計）と令和元年 6 月推計の比較を、高齢化率に関して行くと、令和 2 年（2020 年）から令和 37 年（2055 年）の期間において、わずかに改善の可能性がみられます。最終年度である令和 42 年（2060 年）においては、高齢化率が上昇していますが、それまでの期間の 65 歳未満の人口が相対的に増加しています。

社人研推計の高齢化率比較

(年)	実績				推計								
	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)
H25.3 推計 (人)	21.8	26.4	30.5	34.4	39.2	41.8	43.9	45.8	48.9	51.2	51.8	51.2	50.3
R1.6 推計 (人)	21.8	26.4	30.5	34.4	38.1	40.6	42.2	44.0	47.2	49.4	50.3	51.0	52.1



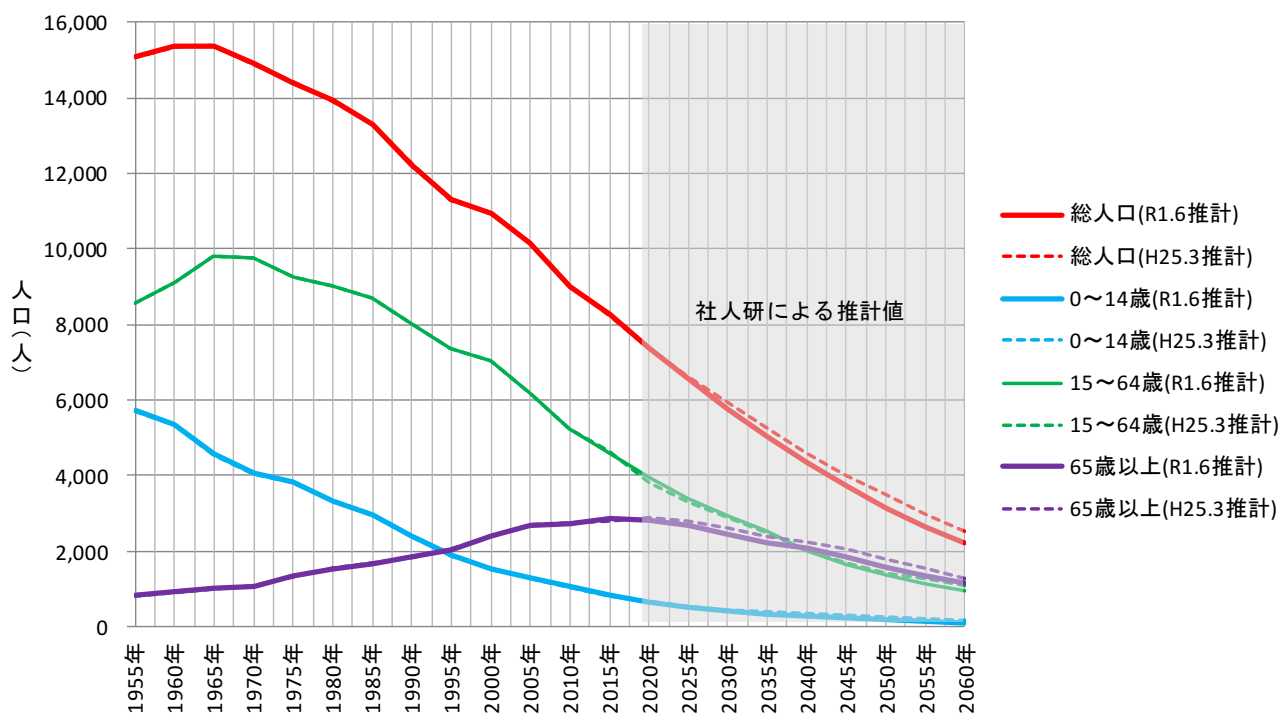
(3) 方針

第1期人口ビジョン方針

2060年の当町の高齢化率を、日本全体の高齢化率 39.9%と同等にすることで、持続可能な町となることを目指す。

当町が人口ビジョンに掲げた人口目標である「令和 42 年(2060)の高齢化率 39.9%」の達成は、依然として困難な状況ですが、当初(平成 25 年)の推計値と今回(令和元年)の推計値の違いはわずかであり、むしろ令和2年(2020)から令和 37 年(2055)の期間において、2%以下ではありますが高齢化率に改善がみられることから、一定の総合戦略の効果があったとも考えられます。当初の推計の状況よりも65歳未満の人口が相対的に多い期間が増えたということは、以前よりも地域の活力にわずかながらでも向上が期待できる状況になったともいえます。

今後もしごとづくりを中心とした総合戦略に継続して取り組むことから、本計画においては、第1期江差町人口ビジョン策定時の人口目標を目指すこととします。



3. 人口目標

当町が掲げる人口目標は、次のとおりとします。

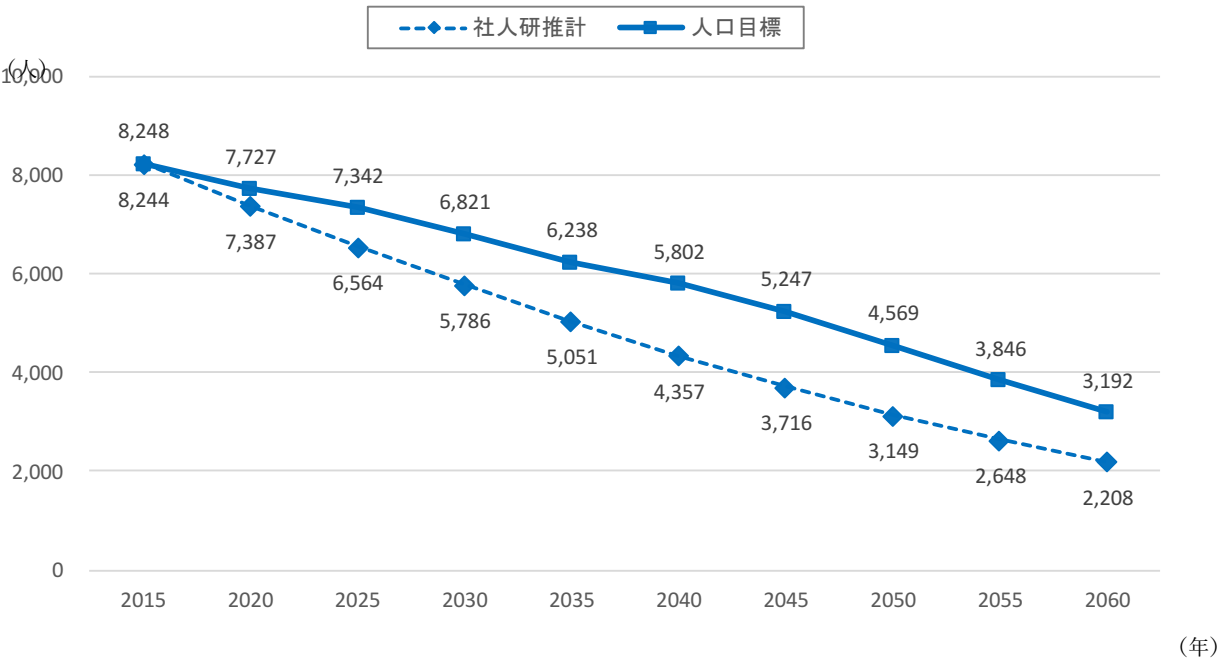
令和 42 年（2060）の高齢化率 39.9%

社人研推計によると、令和 42 年（2060）の江差町の高齢化率は 52.1%となっています。現状のまま推移すると、2人に1人が高齢者という事態となり、自力で地域を維持することが困難になることが予想されます。

その一方で、令和 42 年（2060）の日本全体の高齢化率は 39.9%と推計されており（H25.3 推計）、当町としては、日本全体と同等の高齢化率を目指すことで、持続可能なまちとすることを目指します。

社人研推計と人口目標

(年)	実績				推計								
	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (37)	2060 (R42)
社人研推計 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,387	6,564	5,786	5,051	4,357	3,716	3,149	2,648	2,208
総人口目標 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,791	7,297	6,749	6,175	5,653	5,082	4,459	3,814	3,192
高齢化率目標 (%)	21.8	26.4	30.5	34.4	34.5	35.2	35.9	36.6	37.2	37.9	38.6	39.3	39.9



4. 目標実現の方針

第1期人口ビジョン方針

「郷土愛が強く、当町に帰ってきたい若者」をメインターゲットとする。

しかし、2060 年に高齢化率 39.9%とするためには、毎年 60 人の生産年齢人口を獲得する必要がある。江差町出身の若者だけで見込めるは 30 人程度。そこで、サブターゲットも設定する。



メインターゲット

当町出身の若者(Uターン)

毎年 30 人

サブターゲット

当町出身以外の若者(J、I ターン)

毎年 30 人

本計画においても、江差町出身の若者をメインターゲット(Uターン)、江差町出身以外の若者 30 人をサブターゲット(J、I ターン)として、それぞれ毎年 30 人(年間合計 60 人)を当町に還流することで、当該目標の達成を目指します。

第3章 関連計画との整合

1. 総合戦略・都市計画マスタープラン等

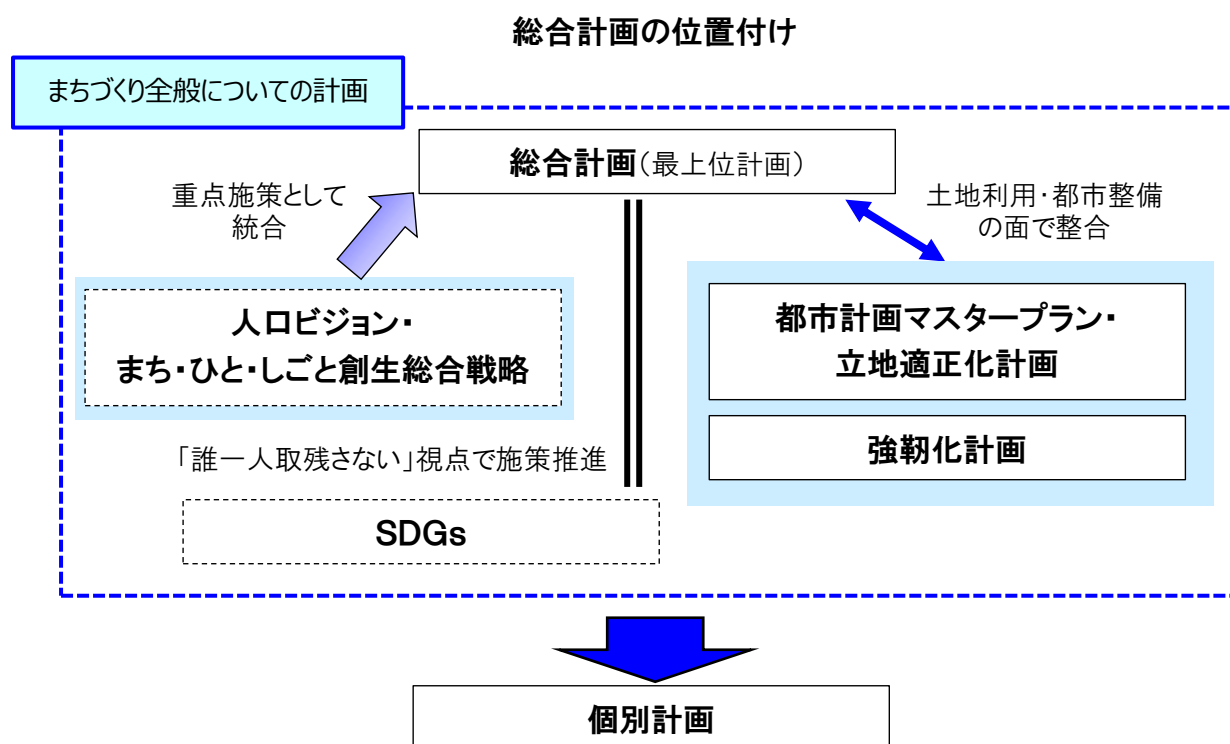
人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少対策・地域活性化を目的として、まちづくりにかかるすべての分野から横断連携的な視点で施策を位置づけており、総合計画の重点施策ともいうべきものです。

また、都市計画マスタープランは、土地利用における総合計画というべきものです。

近年の大規模災害の多発から、町民の安全・安心のために策定した江差町強靱化計画も、まちづくりにおいては重要な位置を占めます。

本計画の策定に当たり、人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略は本計画に統合することとし、効率的・効果的な進捗管理を図ります。また、都市計画マスタープラン・強靱化計画とは十分に整合をとり、当町として一体的な施策推進を図るものとします。推進にあたっては、IoTやAIを地域社会の課題解決のために導入を検討し、当町に適したSociety 5.0の実現を目指します。

加えて、本計画を推進することでSDGsの達成を図るため、SDGsの視点を各施策に盛り込むこととします。（詳細は次章）



2. 個別計画

当町の各分野で推進する個別計画についても、施策の方向性や指標設定において、本計画と整合性を取り、一体的な施策推進と進捗管理を行います。

第4章 SDGsとの調和

SDGsとは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。わが国においては、平成29年(2017)12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」とされています。

本計画においても、施策展開の視点として、SDGsとの整合性を取るものとします。

SDGsそのものは、国際社会全体の開発目標であることから、SDGsの理念と当町の実情に合致する施策を推進することとします。

持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



第6次江差町総合計画とSDGsの関係性

	1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 《自治体の役割》 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。すべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められます。
対応する施策(ページ数)	
	2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 《自治体の役割》 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。
対応する施策(ページ数)	
	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 《自治体の役割》 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
対応する施策(ページ数)	
	4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 《自治体の役割》 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
対応する施策(ページ数)	
	5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメント(能力強化)を行う 《自治体の役割》 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取り組みといえます。
対応する施策(ページ数)	
	6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 《自治体の役割》 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
対応する施策(ページ数)	

	7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 《自治体の役割》 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進したりする際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
対応する施策(ページ数)	
	8 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用(ディーセント・ワーク)を促進する 《自治体の役割》 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
対応する施策(ページ数)	
	9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る 《自治体の役割》 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
対応する施策(ページ数)	
	10 各国内及び各国間の不平等を是正する 《自治体の役割》 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
対応する施策(ページ数)	
	11 包括的で強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 《自治体の役割》 包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
対応する施策(ページ数)	
	12 持続可能な生産消費形態を確保する 《自治体の役割》 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
対応する施策(ページ数)	

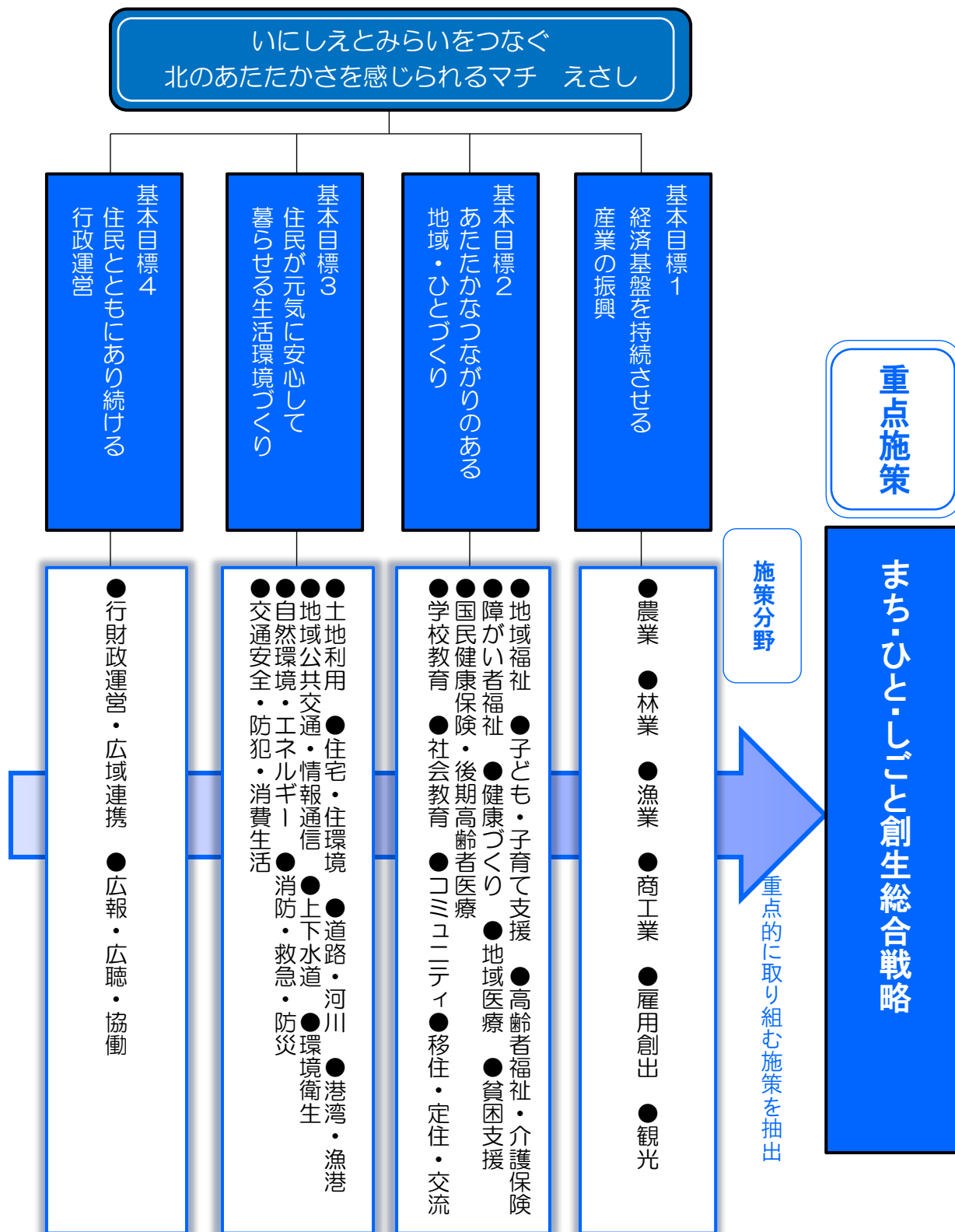
	13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 《自治体の役割》 気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
対応する施策(ページ数)	
	14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、保存可能に利用する 《自治体の役割》 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
対応する施策(ページ数)	
	15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 《自治体の役割》 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
対応する施策(ページ数)	
	16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る 《自治体の役割》 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
対応する施策(ページ数)	
	17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 《自治体の役割》 自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
対応する施策(ページ数)	

資料:一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)」

表1. 2「SDGの17のゴールと自治体行政の関係」を一部編集して掲載したもの

第5章 施策の大綱

1. 施策体系



2. 個別計画との対応

それぞれの施策を具体的に推進する方策については、個別計画に位置付けられています。各施策の個別計画は次のとおりです。

基本目標	施策分野	個別計画名	計画期間
経済基盤を持続させる産業の振興	農業	人・農地プラン	H24～R1
		農業経営基盤強化促進基本構想	H28～R7
		農業農村整備事業管理計画	R2～R6
		江差町農業振興整備計画	S61～
	林業	江差町鳥獣被害防止計画	R2～R4
		江差町森林整備計画	H27～R6
		江差町森林経営計画	H30～R4
		江差町林業経営改善計画	H30～R5
		江差町特定間伐等促進計画	H25～R2
		江差町森林整備の水準に関する目標	R2～R10
	漁業	浜の活力再生プラン	H31～R5
		浜の活力再生広域プラン	H28～R2
	商工業	創業支援事業計画	H29～R3
	雇用創出	江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略	R2～R6
	観光	“古くて新しいまち江差”観光戦略書	H30～R9
	産業全般	江差町産業振興促進計画	R2～R6
あたたかなつながりのある地域・ひとづくり	地域福祉	江差町地域福祉計画	H29～R3
	子ども・子育て支援	江差町子ども・子育て支援事業計画 (江差町子どもの貧困対策推進計画)	R2～R6
	高齢者福祉・介護保険	江差町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	H30～R2 R3～R5
		江差町避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画)	H29～
	障がい者福祉	江差町障がい福祉計画・障がい児福祉計画	H30～R2
	健康づくり	江差町健康増進計画	H28～R7
		江差町自殺対策計画	H30～R4
		江差町国民健康保険データヘルス計画	H30～R5
		江差町国民健康保険特定健診等実施計画	H30～R5
		江差町新型インフルエンザ等対策行動計画	H28～
	貧困支援	江差町子どもの貧困対策推進計画 (江差町子ども・子育て支援事業計画)	R2～R6
	学校教育	江差町教育大綱	H28～R2
		江差町教育推進計画	H28～R2
		江差町学校施設の長寿命化計画	R1～R40
	社会教育	江差町教育大綱	H28～R2
		江差町教育推進計画(江差町社会教育計画)	R3～R7

基本目標	施策分野	個別計画名	計画期間
		江差町子どもの読書活動推進計画	H30～R4
		江差町歴史文化基本構想	期間設定なし
	移住・定住	江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略	R2～R6
住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり	土地利用	江差町都市計画マスタープラン・ 江差町立地適正化計画	R2～R21 R2～R21
	住宅・住環境	江差町公営住宅等長寿命化計画	H23～R2
	道路・河川	江差町橋梁長寿命化修繕計画	R1～R10
	港湾	江差港維持管理計画	H25～
		江差港長期構想計画	H14～R4
	上下水道	江差町水道事業再構築計画	H27～R8
		江差町公共下水道事業計画	H27～R2
	環境衛生	江差町分別収集計画	R2～R6
	消防・救急・防災	江差町地域防災計画	期間設定なし
		江差町強靱化計画(複数の施策分野に関連)	H30～
		江差町国民保護計画	期間設定なし
		江差町災害時備蓄計画	H30～R4
		江差町耐震改修促進計画	H22～
住民とともにあり続ける行政運営	行財政運営	江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (江差町人口ビジョン)	R2～R6
		江差町過疎地域自立促進市町村計画	H28～H2
		江差町公共施設等総合管理計画	H28～
		江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画	R1～R5
		江差町公営住宅等長寿命化計画	H23～R2
		江差町定員管理計画	H30～R4
		江差町特定事業主行動計画	H28～R2
		江差町男女共同参画基本計画	H29～R3

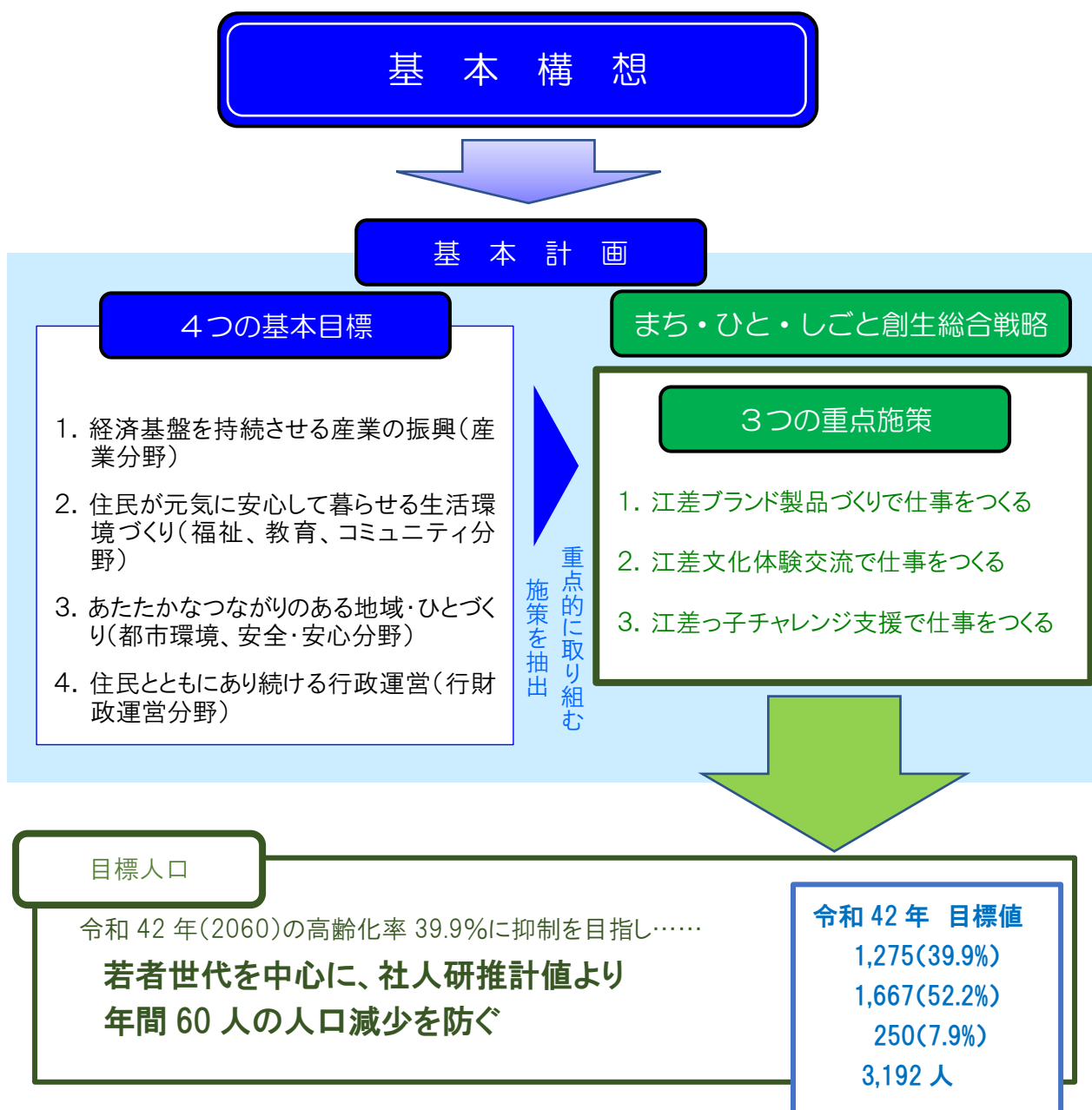
第3編 基本計画

第1章 重点施策(第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

人口減少・少子高齢化が進行する中で、当町が一定の人口規模で地域の活力を持続していくためには、第1期総合戦略の枠組みを継承しつつ、新たな視点やターゲットを検討しながら必要な施策を強化し、戦略的にまちづくりを進めていく必要があります。

基本構想のまちづくりの目標の達成に向け、重点的・分野横断的に取り組む目標として、3つの重点目標を掲げます。これは、当町が取り組んできたまち・ひと・しごと創生総合戦略を、新たな5年間のあり方を検討したうえで、重点施策として本計画に取込んだものです。

重点目標に掲げた施策を優先的・重点的に実施することにより、計画全体の着実な推進を先導していきます。



1. 江差ブランド製品づくりで仕事をつくる

施策の概要

当町の活性化のためには、地域由来の第1次産業が元気であることが重要です。そのために、人口減少・少子高齢化のなかにあっても持続できる産業基盤を整備し、次世代の担い手が就業できる環境を構築します。

当町の魅力ある産品が地域内で流通することも重要ですが、地域循環率の増加を図る一方、地域外で売ることを考えなければなりません。そのためには、6次産業化や地域ブランド展開に取り組み、当町の産品の付加価値を向上させることで、地域外の消費者に訴求することが求められます。

農地整備やスマート農業の推進、農業経営基盤安定対策などにより生産基盤の整備を図るとともに、新規就農や法人化を含めた担い手の確保に努め、異業種間連携による江差ブランドの開発・確立に向けて取り組むことで、江差らしい、江差ならではの産業振興を図ります。

漁業の効率化や操業の安全性向上を図るため（ICT化等を検討し、漁業経営の安定化を図り、栽培漁業の推進、付加価値向上などにより新たな担い手が就業できる環境を構築します。



KPI(重要業績評価指標)

指 標 名	現状値 (平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
農産物販売額（1人あたり）※人数は令和元年度の 経営所得安定対策制度加入農業者数	510万円	560万円
水産物販売額（1人あたり）	669万円	702万円
江差の地場資源を活用した新商品の開発件数	累計13件	
農地集積率（「人・農地プラン」に掲げる中心経営 体への集積）	64%	70%
新規就農者・法人数	2人（又は法人）	3人（又は法人）
新規漁業就業者	0人	1人

※KPIは毎年差替えを検討するため、本計画に掲載するのは策定時点のもの。

具体的な施策

(1) 江差ブランド製品づくり

主な取り組み

- 6次産業化の取組推進
- 異業種間交流の促進
- 江差ブランド製品の開発
- アンテナショップ等の充実
- ふるさと納税特典品の充実
- 販売PRの強化
- 地産地消・地産外消の推進

(2) 地域資源の生産力強化

主な取り組み

- 北部地区農地整備
- 農地の集約・流動化の推進
- 新規就農・法人参入の推進
- スマート農林漁業の推進
- 新規振興作物の研究
- 新規漁業就業者・若手漁業者の育成推進
- 栽培漁業の推進
- 未利用低利用資源の有効活用

(3) 経営安定化対策

主な取り組み

- スマート農業をはじめとする農業機械導入の促進
- 共済等への加入促進
- 農・漁業経営体の組織化の推進
- 商工業経営基盤安定化対策の推進

(4) 農林水産業体験ブランド等メニューの構築

主な取り組み

- 農・林・漁業体験メニューの構築

2. 江差文化体験交流づくりで仕事をつくる

施策の概要

観光による町づくりは、歴史的・文化的資源が豊富な当町にとって、地域外から収入を得ることができる重要な施策分野であるとともに、まちの魅力や課題を知ってもらい交流人口だけでなく関係人口※の拡大を図るための重要な要素と考えられます。

このため、北海道江差観光みらい機構を中核組織として、「日本遺産」や「日本で最も美しい村」である当町魅力を発信しながらリピーターを増やす施策に加え、課題である通過型観光から滞在型観光への転換を目指した基盤整備に取り組めます。



※関係人口：地域外に居住しているが、地域づくりに参画することが期待できる人の総称。江差町出身者や就労や滞在で地域に縁を感じている人。例えば札幌江差会や東京江差会、姥神大神宮渡御祭の参加者、ふるさと納税をされた方などが考えられます。。

KPI(重要業績評価指標)

指 標 名	現状値 (平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
観光入込客数	286千人	382千人
宿泊観光客延べ数 ※設定検討中	22千人	26千人
旅行消費額	未測定	令和2年度 設定予定
来訪者満足度	未測定	令和2年度 設定予定
リピーター率	未測定	令和2年度 設定予定

※KPIは毎年差替えを検討するため、本計画に掲載するのは策定時点のもの。

具体的な施策

(1) 江差町版DMOの確立

主な取り組み

- 北海道江差観光みらい機構の運営強化
- 観光マネジメント人材の育成
- 大学等と連携したまちづくり
- 戦略的観光プランの推進
- 体験観光メニューの構築
- 観光客を迎えるプレイヤーの育成

(2) 観光ブランド化の推進

主な取り組み

- 歴史文化資源の活用
- 戦略的情報発信
- 「日本遺産」認定を活かした取組強化
- 江差追分の魅力発信

(3) 広域連携による取組

主な取り組み

- バリアフリーレジャーと地域づくりの相互連携事業
- 日本で最も美しい村連合との連携
- 定住自立圏構想の推進
- 「えさし」同名自治体連携事業
- 広域観光の推進
- 道内空港7空港一括民営化による空港周辺市町村との連携

(4) 受入環境等の整備

主な取り組み

- 交流・賑わい拠点の整備
- 宿泊施設の魅力向上
- イベント民泊の推進
- 江差追分指導者の担い手確保
- 拠点ターミナルからの二次交通の整備
- インフォメーション機能の充実

3. 江差っ子チャレンジ支援で仕事をつくる

施策の概要

産業振興や観光振興によって若者の仕事づくりや交流人口・関係人口の拡大を図る一方で、まちの居住環境を充実し魅力あるまちづくりを進め、移住・定住につなげていく必要があります。

このため、若者の創業・起業や就業支援、住宅整備により、住み働く場の確保に取り組み、移住しやすい環境づくりを行います。また、幅広い世代とのつながりを生かした子育て支援やまちづくり人材育成・まちづくりコミュニティ活動を推進し、江差の地域特性に応じた最適な公共交通網の構築に取り組み、移住後も安心して住み続けられるまちづくりを進めます。



KPI(重要業績評価指標)

指 標 名	現状値 (平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
創業・起業件数	累計5件	累計5件
地域公共交通網の実態把握・分析	把握なし	把握・分析
空き家利活用登録件数	0件	累計20件
空き店舗利活用件数	累計8件	累計10件
未利用町有地売却件数	累計3件	累計5件
医師研究資金貸与件数	累計39件	累計78件
看護師等育成確保対策（修学資金貸付）を活用し 町内医療機関へ就職した人数	累計8人	累計23人
地域振興への意欲を示しセカンドステージのまち づくり人材育成プロジェクトに参加する学生の数	累計24人	累計35人
江差こども未来応援プロジェクトに参加し、当町 で就職することを決めた学生の数	1人	累計15人

※KPIは毎年差替えを検討するため、本計画に掲載するのは策定時点のもの。

具体的な施策

(1)若者チャレンジ支援

主な取り組み	
●創業・起業支援	●若者交流促進事業への支援
●江差こども未来応援プロジェクト	●地域の担い手の掘り起こし・育成

(2)若者等のU/Iターンを促進

主な取り組み	
●地域おこし協力隊等の活動支援	●企業・ハローワーク等との連携

(3)移住・定住対策(住環境整備等)

主な取り組み	
●空き家・空き店舗バンク登録制度	
●未利用町有地の有効活用	●面的な交通ネットワークの再構築

(4)子育て環境の充実

主な取り組み	
●子育て世代への経済的支援（おむつ代、保育園・認定こども園等への給食費助成、学校給食費助成、保育料の無償化等、こども医療費助成、不妊治療費助成）	
●子育てサポート体制の充実（学童保育の充実等）	
●安心して子どもを出産できる環境づくり	
●医療体制の充実（医療従事者の確保等）	

(5)関係人口の創出・拡大

主な取り組み	
●シティプロモーションの推進	●テレワークの検討
●空き店舗等を活用したコミュニティ拠点づくりの支援	
●関係人口拡大につながる交流の推進	

第2章 分野別施策

基本目標1 経済基盤を持続させる産業の振興

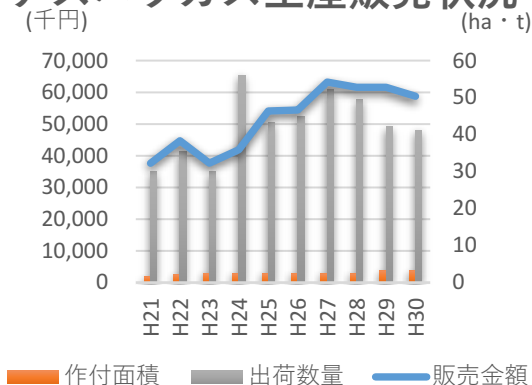
(1) 農業



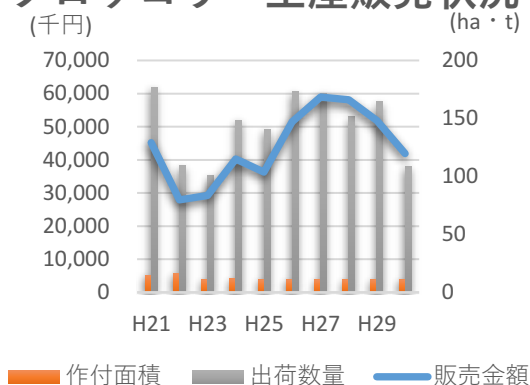
これまでの取り組み

- ① 農業者が減少している中、担い手の育成・確保のため、平成 30 年度(2018)に「江差町指導農業士・農業士会」が発足しました。令和元年(2019)までに北海道指導農業士に3名、北海道農業士に4名の計7名が認定されており、担い手への育成指導や地域農業の振興が期待されます。
- ② 地域振興作物であるアスパラガスとブロッコリーは江差町水田フル活用ビジョンでも重点的振興作物として位置づけており、収量増加や品質向上の取り組みを推進してきました。この10年でアスパラガスの作付面積は28%の増に対し販売額は56%の増(販売単価は14%の増)、ブロッコリーについては作付面積・販売額に変化はないものの販売単価は50%の増となっています。収量増加や品質向上の取り組みを推進しています。また、同ビジョンでは耕畜連携やその他の作物においても栽培技術向上等の取り組みを推進しています。

アスパラガス生産販売状況

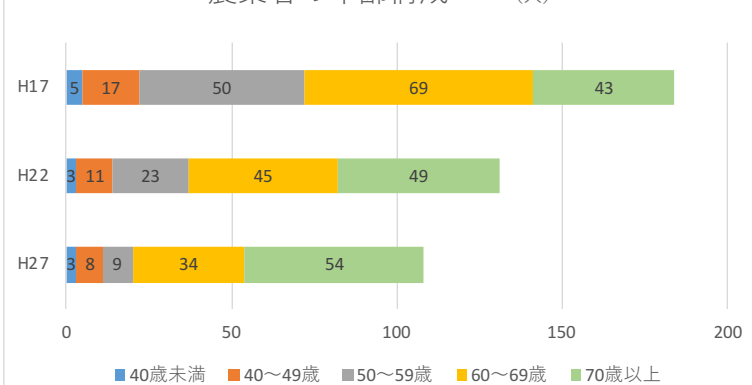


ブロッコリー生産販売状況



- ③ 6次産業化やブランド開発などによる農産品の付加価値向上を目的として、異業種間の横断的な取り組みを促進するための「三業懇話会」(農業、林業、漁業、商業)を実施しました。話し合いで出たアイデアから、新商品製造・販売につながった事例もあり、現在は五勝手屋羊羹創業時の味を再現すべく、当時使っていた品種のインゲン豆の栽培を行ってい

農業者の年齢構成 (人)



ます。

- ④農地の維持・管理のために、10 年後の農地について各地区の農家と話す機会を設けました（人・農地プラン検討会）。右の表にもあるとおり、農業者の高齢化はますます進んでいく見込みであり、今後も当事者の意思をくみながら、当町の農地のあり方を検討していく必要があります。
- ⑤今後の担い手確保につなぐため、農業体験交流推進事業を実施しました。参加者からは好評をいただきましたが、参加者が少なく、実施方法を含めた検討が必要といえます。
- ⑥農業・農村が持つ機能は食料生産の役割だけでなく、美しい景観・雨水を貯留することによる洪水や土砂崩れの防止など、広く国民が享受しています。

しかし、農業水利施設等の経年変化による機能低下や、農家戸数の減少・農業従事者の高齢化が進んでおり、農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減する必要があります。このことから、「江差町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に基づき、地域住民と協力して農業の有する多面的機能の発揮を促進しています。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
農産物販売額（1人あたり）※人数 は令和元年度の経営所得安定対策 制度加入農業者数	510万円	560万円
アスパラガスの作付棟数（100坪ハ ウス換算）	105棟	110棟
アスパラガスの株の更新	0棟	50棟
農地集積率（「人・農地プラン」に 掲げる中心経営体への集積）	64%	70%
新規就農者・法人数	1人（又は法人）	2人（又は法人）

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・高齢による離農や経営移譲があり、農家戸数が減少しています。経営耕地面積は令和元年（2019）で 730ha と、平成 27 年(2015)から 50ha 減少していますが、他町からの入り作が増えた影響であり、耕作放棄地が増えたものではありません。
- ・土地改良施設(用・排水路等)の老朽化に伴い耕作環境が悪化し作業効率化が低下しているため、北部地域全域を見据えた大規模な基盤整備が必要です。
- ・株の更新時期を迎えている立茎アスパラガスについては、ビニールハウスの改修や株の更新等によって収穫の継続化対策を図る必要があります。
- ・少子高齢化社会の影響により今後も担い手が不足する可能性が高く、担い手の確保・育成が深刻な課題です。

■継続的な課題

- ・JAの町内農畜産物販売額は平成 27 年(2015)と比較して平成 28 年(2016)・平成 29 年(2017)ともに約 4,000 万円の増加となり(平成 30 年(2018)は水害により約 1 億円の減)、

米と大豆の販売額が伸びています。一定の生産力のある農家が、農業を維持している状況といえます。新規就農者や小規模生産者が持続的に取り組める支援が必要です。

- ・大雨等の災害につよい環境づくりのため、水堀排水機場の計画的な修繕や、用排水路の改修、農業用ため池の継続的な点検・修繕が必要です。

基本方針

- ①今後も高齢化により減少が見込まれる農業者数ですが、担い手確保対策を行うにも限界があり、担い手の経営面積の拡大が見込まれるところです。人手不足は全国的な問題であり、令和3年度(2021)から国は「スマート農業に対応した農地整備」を展開することとしており、③で後述する同年度から始まる北部地域の基盤整備については、担い手へのさらなる利用集積を行い、国の動向を見すえながらスマート農業への転換を推進します。
- ②農地利用や担い手の確保とともに農業経営の安定化を図るため、経営基盤安定化対策を継続して実施し、農業の持続性について検討することとあわせ、農作物の付加価値を向上させることで農業を強化していくことが重要です。このため、異業種間の連携などをさらに推進し、ブランド力の向上に取り組みます。
- ③老朽化が進む北部地域の基盤整備を実施するため、道営による農業農村整備事業を令和3年(2021)着工に向け計画策定を進めています。農地の大区画化や用排水路の再整備によって作業効率の向上を図り、担い手の少人数化に対応する耕作環境を整備します。また、平成30年(2018)に実施した機能診断結果に基づき、水堀排水機場の長寿命化に向けた維持補修を実施します。
- ④産地交付金を活用し、重点振興作物であるアスパラガス・ブロッコリーを主体とした産地誘導を図るとともに、アスパラガスの収穫を継続するため、更新時期を迎えている株の更新と老朽しているビニールハウスの改修を推進します。
- ⑤農家と消費者の交流機会を設け、町内農業への関心を深め地産地消に繋げていきます。
- ⑥農用地及び農業水利施設等の適切な保全管理のため、地域住民と協力して地域全体として農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進します。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
北部地区農地整備	■江差北部地域農業生産基盤整備(農業競争力強化農地整備事業)による農地の基盤整備と用排水路の改修
農地流動化対策の推進	■認定農業者及び中心経営体への利用集積の推進 ■生産ほ場の集約化 ■新規就農者への促進 ■農地の保全管理 ■江差町農地流動化促進事業の実施
担い手の育成、確保	■新規就農者対策、法人参入の支援 ■農地所有適格法人などの設立、育成

施 策 名	主 な 事 業
	■集落営農組織の確立、推進 ■認定農業者の育成 ■農業者相互の交流、情報交換の促進 ■住民も参加した新規就農者をサポートする体制づくり ■指導農業士・農業士会の活動支援
販売戦略の推進	■重点振興作物（アスパラガス・ブロッコリー）の販路拡大と作付の促進 ■アスパラガスの株の更新及び老朽ビニールハウスの改修 ■農畜産物の付加価値向上 ■地産地消の推進・地産外消の推進 ■農家の直売所の拡大（空き店舗の活用の仕組みづくり） ■農業体験型等市民農園の開設
スマート農業の推進	■スマート農業に対応した農地整備 ■ICT 対応機械の導入促進・環境整備
農業・農村の有する多面的機能の発揮	■多面的機能支払交付金の活用

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
生産基盤の整備	■基幹水利施設管理事業 ■土地改良施設管理体制整備促進事業 ■明暗渠、心土破碎等の圃場排水対策
生産振興の推進	■施肥管理による低コスト化・生産性の向上 ■新規作物の試験・研究 ■栽培技術の普及 ■耕畜連携による畜産振興（畜産のための飼料作物、飼料用米の生産と肉用内の水田への放牧による連携） ■農地の地力回復支援対策 ■園芸施設整備支援対策
農業経営の安定化	■農業経営基盤安定化対策事業の推進
クリーン農業の推進	■北のクリーン農産物表示制度の振興

(2) 林業



これまでの取り組み

- ①未来につなぐ森づくり推進事業により、町内の伐採跡地や無立木地への植栽を行いました。
- ②町民の森における継続的な植樹・育樹活動の実施や小学生を対象とした「げんきの森」活動による木育事業の推進により、森林の大切さや森林づくりに対する意識の向上が図られるとともに、郷土樹種である「ヒバ」の重要性を再認識していただくことができました。
- ③分収造林の整備により、水源涵養機能を強化しました。
- ④治山事業の実施により、山地災害の防止に努めました。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
森林整備の水準に関する目標	65ha	77ha

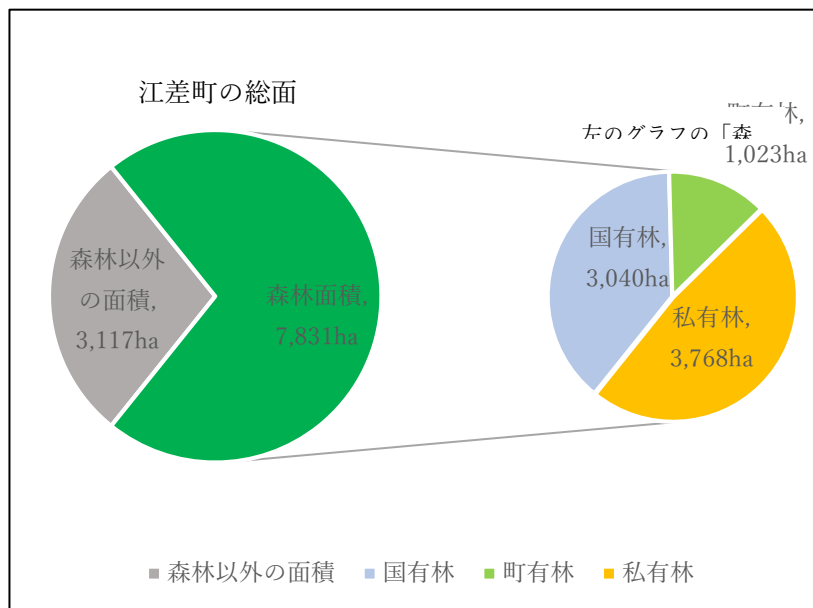
現状と課題

●重点(重要)課題

- ・適切な森林整備を推進するために、森林環境譲与税を有効に活用するとともに、森林所有者に森林経営計画の作成を促進することにより、森林整備の推進を図ることとします。

■継続的な課題

- ・森林の持つ公益的機能、多面的機能の保持のため、適切な森林整備を推進していく必要があります。
- ・森林所有者の経営意欲の減退や高齢化などにより、適切な森林整備が行われていない人工林が増加傾向にあります。今後は森林環境譲与税を活用しながら、私有林を含めた町内の森林整備を推進する必要があります。
- ・町内に製材・加工業者が無いため、町独自の取り組みが難しい状況にあり、森林組合を中心としながら、広域的な取り組みにより、林業の振興を図る必要があります。
- ・町民の森を適切に管理し、利活用の促進を図る必要があります。
- ・森林組合をはじめとする林業事業体の育成・支援に努める必要があります。



基本方針

- ① 森林の持つ公益的機能、多面的機能の保持のため、適切な森林整備を推進する必要があります。
- ② 森林環境譲与税を有効に活用することにより、森林整備の推進を図ります。
- ③ ヒバ(ヒノキアスナロ)の植樹を継続的に実施するとともに、植栽年数を経過したヒバ林の保育推進を図ります。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
森林整備の推進	■ 森林経営計画の作成促進 ■ 森林整備計画の着実な実行 ■ 森林環境譲与税の効果的な活用

■継続施策

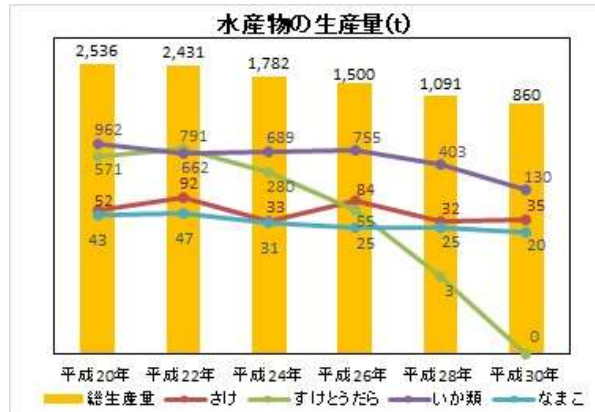
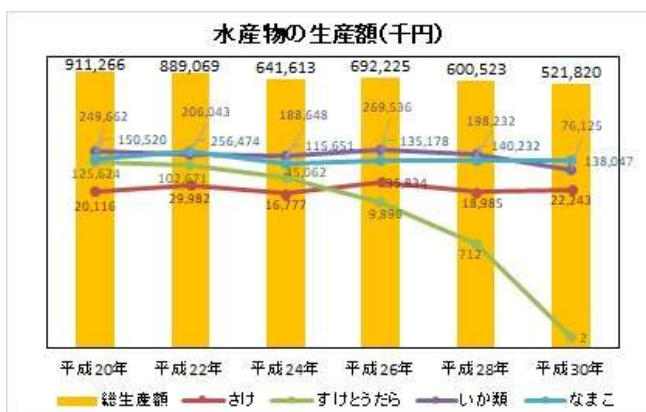
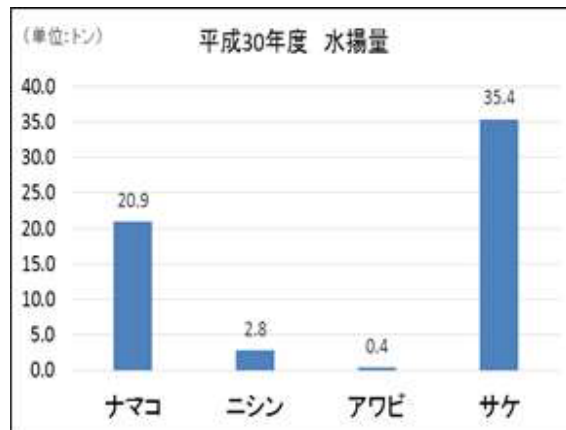
施策名	主な事業
森林経営の安定	■ 民有林における森林経営計画の作成促進 ■ 林業の担い手の育成、確保 ■ 林業の経営基盤の強化 ■ 保育・間伐の協同施業、作業道の共同設置など施業の集約化、路網整備による低コスト施業の促進 ■ 木材等生産機能の強化 ■ 間伐材の利用促進 ■ 補助事業（森林環境保全直接支援事業）を活用した植栽・下刈り・枝打ち・除伐・間伐等の施業の推進 ■ スマート林業の推進に向けた環境整備
森林の公益的機能の充実	■ 水源涵養機能・山地防災防止機能の強化 ■ 生活環境保全機能・保健文化機能の強化 ■ 森林づくりに対する理解の促進、植樹・育樹活動への参加促進 ■ 道南スギ・ヒバ（ヒノキアスナロ）の有効活用 ■ 未来につなぐ森づくり推進事業等による無立木地の解消 ■ 森林環境譲与税を活用した森林整備の推進 ■ 木育を通じた森林づくりや木材利用に対する理解の促進

(3) 漁業



これまでの取り組み

- ①付加価値向上の取り組みとして、活魚パックシステム一式の導入を行いました。サイズや対象種が限られてしまうことから、活用が進んでおりません。平成 28 年(2016)に設立した活鮮魚販売部会による活締め、神経締め技術の確立、平成 29 年(2017)に設立した江差ナマコ協議会販売促進部によるフリーズドライナマコの開発など、漁業者による新たな経営体の組織化や付加価値向上の取り組みを支援しました。また、付加価値向上のためには連携も重要であり、「三業懇話会」を実施しました。
- ②栽培漁業を推進する中で、ニシンの水揚量があがってきています。当町に縁の深い魚種であることから、継続的に種苗放流等の取り組みを助成しながら、町内における利用促進を図っていく必要があります。
- ③アワビ、ニシンの種苗放流やサケ増殖事業のほか、マナマコの人工種苗の生産や港湾内の静穏域を活用した養殖試験の実施、コンブ・ワカメ・ホヤ・エゾキンチャクガイなど新たな増養殖技術の検証、江差沖に魚礁を設置するなど、増養殖技術の確立や沿岸漁場造成による栽培漁業を推進し、漁業経営の安定化を図りました。
- ④水産業及び漁村は種々の多面的機能を提供する役割を担っており、漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する取り組みを支援し、水産業の再生・漁村の活性化を図るため、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、環境・生態系保全、海の安全確保に取り組んできました。平成 24 年(2012)から禁漁を行っているエゾバカガイについても、現状・資源状況を把握するため事業を活用していましたが、資源増加が見られない結果が続き調査等の実施体制も整わず、平成 29 年度(2017)で活動を休止しました。



資料：北海道水産現勢

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
ニシン地産地消(江差産ニシン活用 件数)	11件	15件
サクラマス活締め・神経締め単価 (キロ単価)	-	活締め・神経締めし たものの単価 +20%
増養殖対象種	4種	5種
新規漁業就業者	0人	1人

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・付加価値を向上し、当町独自の水産ブランドを確立することで、新たな担い手が生活できる、家族を養える環境を創っていく必要があります。

■継続的な課題

- ・漁業は当町の基幹産業のひとつですが、漁業者の高齢化などの要因から漁業経営体数は減少傾向にあり、新たな担い手の確保が課題です。新たな漁業者の定着を目的とした視察や研修を検討します。
- ・回遊性魚種の資源、魚価変動に影響されない漁業づくりが必要であり、種苗放流による資源の維持増大を継続するほか、新たな増養殖対象種の検討を行い、栽培漁業を推進します。
- ・漁業者の定着や増養殖対象種の検討にあわせ、簡易種苗生産や蓄養機能を備えた増養殖施設等のあり方についても検討します。
- ・近年、中国の経済発展に伴い、中華料理の高級食材としてのナマコの人気が高まっており、特に、檜山産のナマコは形がよく、高値で取引されています。平成 30 年度(2018)のひやま漁協全体の水揚げは、スルメイカに次ぐ、第2位となり、金額で5億2千万円を超えています。持続的な漁獲が求められています。

基本方針

- ①漁業の持続性について検討することは重要ですが、当面は、水産物の付加価値を向上させることで漁業を強化していくことが最も重要です。このため、異業種間の連携などをさらに推進し、ブランド力の向上に取り組めます。
- ②持続可能な漁業のために、栽培漁業を推進します。また、新たな水産資源の活用に向けて、増養殖技術の確立に取り組めます。
- ③漁業の担い手も減少傾向であり、担い手対策に取り組めます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
販売戦略の推進	■水産物の付加価値向上 ■地産地消の推進・地産外消の推進

■継続施策

施策名	主な事業
漁業生産基盤の整備（漁場づくり）	■江差藻場漁場（増殖場）による魚礁設置
栽培漁業定着推進（資源づくり）	■サケ海中飼育推進 ■アワビ栽培漁業推進 ■ウニ栽培漁業推進 ■マナマコ栽培漁業推進
担い手の育成	■若手漁業者の人材育成のため研修の取組推進
漁業近代化施設の整備	■漁船漁業振興及び流通多角化の推進
広域的漁業生産基盤の確立	■ひやま地域ニシン復興対策 ■秋サケ資源増大対策
漁業経営の安定化	■漁業経営基盤安定化対策事業の推進 ■スマート漁業の推進に向けた環境整備

(4) 商工業



これまでの取り組み

- ①既存商店については、高齢化に伴う継業や事業承継が課題であり、補助事業等で持続経営に向けた支援に取り組みました。
- ②大型空き店舗であった旧江光ビルの解体撤去により、通行上の安全性が確保されました。解体後の跡地利活用の方向性については、江差商工会と継続して協議を進めてきました。
- ③地場資源の活用も重要であるため、「三業懇話会」の継続的な開催などにより、一次産業と商工業の連携の推進に取り組みました。また販路拡大のために、広域連携による販売PRや、ぷらっと江差を中心とした流通促進に取り組んでいます。
- ④特典付ふるさと納税の推進のため、平成 28 年度(2016)から「ふるさと納税推進員」を配置して、町内事業者回りを強化、新たな返礼品の掘り起こしをしながら、各事業所が「稼ぐ力」・「儲ける仕組」を構築し、特産品のPR及び自主財源の確保に取り組みました。
- ⑤平成 29 年度(2017)に江差町創業支援事業計画を策定し、町内の起業・創業に対するワンストップ窓口の開設や各種の支援策を講じてまいりましたが、この間、4 件の相談と 1 件の創業と利用は低調な状況です。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
商業者数	117事業所 (平成28年)	120事業所
工業者数	7事業所	10事業所
江差の地場資源を活用した新商品の開発件数	13件	20件
企業版ふるさと納税	0件	3件
ふるさと応援寄附金額	38,119千円	100,000千円
ふるさと応援寄附金 返礼品数	80品	130品

現状と課題

- 重点(重要)課題
 - ・商工業者の経営安定化と持続
 - ・商店街の機能の維持
 - ・空き店舗対策の推進
 - ・旧江光ビル跡地の活用について、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら取り進めま

- す。
- ・平成 30 年度の制度改正に伴い、ふるさと応援寄附金総額及び件数が伸び悩んでいます。

■継続的な課題

- ・全体としては、商店数は減少傾向にありますが、柳崎地区に商業施設を誘致できたことにより、町全体で減少傾向にあった商業関連指標（従業者数、年間商品販売額等）が改善しています。しかし、北部地区に限定された改善と考えられ、中心市街地については検討が必要です。
- ・当町はこれまで商業中心に発展してきた経緯もあり、地場資源を活用するための加工場等の工業展開は課題です。工業関連指標（従業者数、製造品出荷額等）については、目立った下落はなく、既存事業所については継業している状況です。
- ・江差町市街地では大きく2つの商店街が形成されておりますが、近年になり、大手ドラッグストアやコンビニエンスストア等が市街地へ進出してきたことから、商店街で買い物をする顧客が減少する傾向にあります。
- ・当町はこれまで商業を中心に発展してきた町であり、地場の資源を活用した加工場などの生産施設の整備が課題となっています。工業関連指標（従業者数、製造品出荷額等）については、目立った下落はなく、既存事業所については継業している状況です。
- ・中心市街地では大きく2つの商店街が形成されておりますが、近年、大手ドラッグストアやコンビニエンスストア等の進出により、商店街で買い物をする顧客が減少する傾向にあります。

基本方針

- ①住民の生活利便を確保するためには、商業が維持されることは重要です。当町の北部エリアの商業が目覚ましく発展したため、遊休地の活用などを含めた中心市街地の方向性などを検討します。
- ②既存商店街の維持については、各商店街や江差商工会、関係機関とも連携し、商店街が主体となった行事への支援による賑わいの創出を図ります。
- ③商店等の店舗や設備の更新に対する支援、キャッシュレス化への取り組みに対する支援などを検討します。
- ④農水産物などの地域資源を地域産業の資源として積極的に活用できる条件整備を図ります。
- ⑤ふるさと納税については、新たなポータルサイトとの契約を推進するとともに、企業版ふるさと納税の活用を目指します。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
商店街の拠点化	■拠点となる商店街の維持及び賑わいの創出
商店街の維持	■商店の設備の更新及び店舗の改修等への支援
ふるさと納税の推進	■特典付きふるさと納税の拡充、企業版ふるさと納税の活用
キャッシュレス化の推進	■キャッシュレス化推進のための環境整備等

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
快適な買い物環境の整備	■買い物しやすい環境づくり（景観形成、花いっぱい運動、バリアフリー対策等）の推進 ■官民連携による買い物の利便性向上対策の推進
商店街活性化の推進	■旧江光ビル跡地の利活用の推進 ■商店街の魅力を高めるため取り組みの推進 ■空き店舗対策事業の取組推進 ■空洞化が進む中心市街地及び商店街の活性化（旧江光ビル跡地利活用の推進・上町街区全体の土地利用等の推進） ■江差商工会との連携による商業振興の取組推進 ■官民連携による買い物の利便性向上対策の推進 ■住民が地元で買い物をする意識の向上
担い手の育成	■サービスの質の向上に向けた人材育成等研修の推進
地場資源を活用した工業振興の支援	■技能技術訓練の多様化、時代ニーズにあった技能者の養成（人材開発センターの活用） ■工業技術指導センターや食品加工研究センター等の研究機関の利活用 ■新たな地場産業の創出に向けた情報収集 ■特産品の開発や地場製品のブランド化の取り組み、販路の拡大 ■農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援 ■農水産物などの地域資源を使った特産品づくり（地場で加工できる場所の確保）
産官学連携の推進	■大学、工業試験センター、行政等の連携によるネットワーク化の推進 ■企業情報の共有、情報交換による産業支援体制の強化 ■産学官連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出 ■異業種相互で意見交換をする機会を増やす（交流の場づくりの支援）

(5) 雇用創出



これまでの取り組み

- ①江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進施策として、地域の雇用創出や産業基盤の強化、交流人口の拡大、地域活性化等、まちづくりに資する各種の取り組みに対して交付金を交付し、支援を行いました。
- ②江差町における企業の立地及び雇用機会の拡大を促進するため、町内に事業所を新設又は増設する者に対し助成を行う「江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例」を、平成24年(2012)に制定しました。この条例に基づき、この間5社に、新たに雇用した22名に対する雇用奨励助成(13,200千円)を行いました。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
求人数	1,917人	1,700人
有効求人倍率	1.4	1.4
創業・起業件数	5件	8件

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・商工業者の経営安定と持続

■継続的な課題

- ・進学等で地元を離れる若者のUターン促進のためには、安定した雇用を創出する必要があります。
- ・江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例に基づく、雇用奨励助成の申請が平成28年度(2016)を最後に実績がない状況となっています。一方、同年度に創設した江差町まちづくり推進交付金(空き店舗等再生促進事業)を活用しての起業が3件ありました。

基本方針

- ①当町が地域を維持するためには、転入を促進することが最も重要ですが、そのためには地元雇用がなければ、転入しても生活ができません。他の産業の施策とあわせて、町内のしごとの創出に取り組みます。
- ②第1期総合戦略が令和元年度(2019)で終了することから、第2期総合戦略の策定と合わせて各種交付金の継続や改正を検討します。
- ③若者などが地域で働くことができるために雇用環境の充実を図ります。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
創業支援事業	■商工会・信用金庫と連携した創業支援のワンストップ窓口

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
起業の支援	■新事業に取り組む事業者への支援（情報提供等のサポート）
雇用拡大を見込む事業 展開への支援	■雇用拡大に取り組む企業等に対する助成

これまでの取り組み

- ①平成 31 年(2019)に当町の観光振興の核となる「一般社団法人北海道江差観光みらい機構」が本格稼働し、具体的な行動計画に基づいた観光メニューの構築や運用に取り組んでいます。
- ②平成 29 年(2017)に北海道第1号となる「日本遺産」の認定地となったほか「日本で最も美しい村」連合加盟市町村であることなど、当町の魅力を発信するための重要な資源を獲得しました。
- ③全国的にインバウンド観光客が増加する中で、当町においても主要観光施設において Wi-Fi 環境の整備を行ったほか、一部観光施設や看板、観光ポータルサイトで英語表記の案内機能化を図りました。
- ④宿泊施設については、まちづくり交付金の創設により、新規開業に対する支援を行いました。今後も宿泊施設の維持・拡大に対する支援を検討する必要があります。
- ⑤平成 24 年(2012)の第 50 回記念江差追分全国大会からイベント民泊を展開し、宿泊施設不足への対応を行っています。
- ⑥平成 31 年(2019)に日本遺産認定を記念して、27 年ぶりとなる江差追分単独公演を札幌市で開催しました。
- ⑦平成 28 年度(2016)より、開陽丸青少年センター内に観光総合案内所を開設し、案内人2名を配置して運営してきました。令和元年度(2019)からは「北海道江差観光みらい機構」が運営しています。
- ⑧平成 28 年(2016)に「江差追分に町民みんなで親しもう条例」を制定しました。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
観光入込客数	286千人	382千人
宿泊観光客延べ数	22千人	26千人
旅行消費額	未測定	令和2年度 設定予定
来訪者満足度	未測定	令和2年度 設定予定
リピーター率	未測定	令和2年度 設定予定

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・当町は、檜山エリアで最も観光入込客数が多く、毎年 30 万人以上が訪れています。観光の目的になっているのは、かもめ島をはじめとした自然環境と、地域の人々が大切に守ってきた有形・無形の文化遺産です。しかしその一方で、観光地としての認知度が低いという現実があります。情報発信の方法と強化が必要です。
- ・江差町内の宿泊収容可能人数は減少傾向にあり、観光イベント等の際には宿泊受容数が不足する状況が続いています。
- ・江差追分の普及伝承を担う江差追分会は、全国的に少子高齢化に加え民謡離れが進む中、会員はピーク時の3分の2に減少し、かつ70歳以上が60%となっており、江差追分の魅力について発信を強化しなければいけません。

■継続的な課題

- ・観光客をひきつける当町特有の資源は、これからの人口減少社会においてその維持管理に不安を抱えます。サービスの質が維持できるように未来を見すえた対策が必要です。
- ・当町における観光客入込の特徴として繁忙期と閑散期の格差と、閑散期が長いことがあげられます。今後、観光で経済振興を進めるうえでは、繁忙期では滞在時間をより長くしていただくため、あるいは閑散期にも江差を目指していただく魅力づくりが必要です。
- ・道内観光地と比較して他をリードしているのが、住民のホスピタリティ(心のこもったもてなし)です。例として、いにしえ街道をはじめとした花でのまちづくり、地域住民が立ち上げた観光ガイド、観光施設の案内人があげられますが、これらの取り組みを将来にもつなげるようサポートが必要です。
- ・函館空港やJRから江差までのアクセスは、所要時間が長く改善が必要です。



基本方針

- ①北海道江差観光みらい機構を中核機関として、通年観光・宿泊観光を推進するため、江差観光の魅力度アップと情報発信強化に取り組みます。また、開陽丸青少年センターとの役割分担や組織のあり方について検討を進めます。
- ②地域住民による観光に関する多面的な学びの場の設定と支援体制を確立します。
- ③江差追分の魅力を広く伝える機会を創出します。
- ④「かもめ島」の景勝、史跡などの自然環境や歴史文化、隣接する海の駅「開陽丸」、江差港マリナーナなど江差ならではの資源を活用し、町民や観光客が集う拠点にします。
- ⑤江差の資源を活かした関係人口増加を目指した取り組みを強化します。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
北の江の島構想事業（かもめ島周辺）の着実な実行	■ 具体的な推進方策と工程等の検討 ■ 具体的な事務事業の計画的かつ着実な実行 ■ 「開陽丸青少年センター」と「北海道江差観光みらい機構」の役割分担や組織のあり方の検討 ■ マリンスポーツ交流センターの利用促進（体験メニューの充実、マリンスポーツ大会の誘致） ■ かもめ島散策の充実化
DMOの組織運営	■ DMOの基盤強化 ・ 北海道江差観光まちづくり機構の中期計画策定 ・ 観光振興効果を把握できる指標（KPI）の開発
日本遺産の活用	■ 日本遺産認定を活かした取組強化 ・ 構成文化財の観光資源活用とPR ・ 日本遺産認定地としての魅力度等効果的な情報発信
江差追分の普及伝承	■ 江差追分の魅力発信・向上 ・ 全国、全道大会など含めた各種イベントでの披露機会の追及 ・ 追分愛好者が今後も江差に訪れるよう魅力ある指導者の育成 ■ 江差追分愛好者の拡大（後継者育成） ・ 「江差追分に町民みんなで親しもう条例」による取り組みの推進 ・ 小中学校等での江差追分授業の取り組み ・ 江差追分会の充実強化

●継続施策

施策名	主な事業
「江差を磨く」	■ 地域資源の再評価・保全のための施策・プランの作成 ・ 江差町資源マップなどの作成 ・ 大学等との連携 ■ 住民の合意形成、参画意識の醸成 ・ 観光やホスピタリティーに関して住民が学ぶ環境の支援 ■ 地域資源を有効活用した観光受け入れ態勢の推進 ・ 体験観光プログラムの充実と推進 ・ 観光客を迎えるプレイヤーの育成確保 ・ リノベーションによる古民家などの活用 ■ 地域ブランディングを促進する観光アイテムの開発 ・ 新たな特産品の開発と地域商品のブランド化推進 ・ 道の駅、ぶらっと等と連動した地域商品のブランド化推進 ・ 1・2・3次産業のブラッシュアップ

施 策 名	主 な 事 業
「江差を発信する」	■各種メディアを活用した体系的な江差町のブランド力向上 ・インフルエンサーと連携した江差の発信 ・映像コンテンツを活用した江差の発信 ・交流メディア（サイト）の充実 ■住民・観光客が主体となった観光情報の発信 ・インスタグラム等を活用したSNSの写真コンテストの推進 ■コンテンツ・マネジメントの仕組みの確立 ・江差に関するデジタルデータの適切な管理・運営 ■江差追分をはじめとした郷土芸能の発信 ・全国・全道大会を含めた各種イベントでの披露機会の追求 ・「江差追分に町民みんなで親しもう条例」による取り組みの推進
「江差に誘う」	■地域動線の形成による回遊性の向上 ・公共交通機関等と連携した二次交通の整備 ・旅行ツアー商品の構築 ■広域連携による観光誘客の推進 ・奥尻町・フェリーとの連携 ・江差・上ノ国・松前の3町との連携 ・渡島半島南西地域との連携 ・どうなん・追分シーニックバイウェイによる広域連携の促進 ・日本で最も美しい村連合の取り組みの推進 ・えさし同名自治体連携の推進 ■交流人口増加に向けた取り組みの強化
「江差で憩う」	■着地型観光を推進するDMS（観光マネジメントシステム）のデザイン ・ストレスのない観光案内環境の整備 ・サードプレイスとして魅力ある環境の整備 ・観光客が望む宿泊施設環境の整備 ・季節感のある地元料理を楽しむ環境の整備
「江差を経営する」	■DMOを担う人材の育成 ・継続的なDMO人材の育成

基本目標2 あたたかなつながりのある地域・ひとづくり

(7) 地域福祉



これまでの取り組み

- ①家族規模の縮小化や一人ひとりの生活のあり方の多様化により、家族での支え合いや地域のつながりが従来よりも希薄となっている状況において、高齢世帯の増加や子育て家庭の孤立、虐待の発生などの地域課題に対して、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが困難になっています。
- ②このような地域社会の変化に対応するため、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体等と行政がこれまで以上に連携・協力することが求められています。
- ③町では、第3期江差町地域福祉計画(平成24年度～平成28年度)、第4期江差町地域福祉計画(平成29年度～平成33(令和3)年度)を策定し、協働によるすべての町民がともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりを進めています。
- ④第4期江差町地域福祉計画と対となる「実践計画」については、江差町社会福祉協議会が主体的に策定し、施策の推進・促進担っています。
- ⑤平成30年(2018)に社会福祉協議会への委託により「江差町成年後見支援センター」が開設されており、権利擁護や成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
町内会加入率	70.0% (3,005/4,321世帯)	72.0%
民生委員・児童委員・主任児童委員 の充足	民生委員・児童委員31人 主任児童委員2人	同左 同左

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・公的な制度による福祉サービス(公助)と、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること(自助)、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を生かして活動していく(共助)、隣近所に住む人や友人などによる支え合い・助け合い(互助)の構築を推進・促進する必要があります。

■継続的な課題

- ・共働き世帯の増加による子育てにかかる負担感の増加、認知症高齢者の増加など、世帯構造の変化に伴い、地域による見守りやつながりの重要性が増加しています。
- ・長期にわたり避難を要する災害の際には、地域で助け合うことが不可欠であるため、見守り支援体制を維持していく必要があります。
- ・認知症や障がいにより、財産が侵害されるケースもあるため、支援の必要があります。

基本方針

- ①人口減少・少子高齢化に伴い、地域の助け合い、見守り合いの重要性はますます高まります。
関係団体と連携しながら、地域のことを「自分たちごと」とするネットワークづくりに取り組みます。
- ②判断力が低下した方が、不当に財産を脅かされないことがないよう、成年後見制度等の適切な運用を行います。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
包括支援体制の充実	■自助・互助・共助の普及促進

■継続施策

施策名	主な事業
地域福祉の意識づくり	■地域福祉の重要性に関する普及・啓発活動の推進 ■世代をつなぐ交流機会づくり、交流会への参加 ■子どもたちにボランティア意識を醸成する地域での取り組み
地域福祉の推進体制の充実	■社会福祉協議会との連携強化 ■町内会や自治会、民生委員児童委員協議会などとの連携
地域福祉活動の推進	■地域住民の参加による多様な福祉活動の促進（地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り支える地域福祉活動など） ■住民の自主的なボランティア組織づくり

(8) 子ども・子育て支援



これまでの取り組み

①平成 26 年度から保育料の無償化に取り組み、平成 30 年(2018)には第3子以降無償化、第2子以降の3歳未満児無償化まで、対象範囲を拡大しました。また、令和元年 10 月より全ての 3 歳児から 5 歳児までに加え、0 歳児から2歳児までの住民税非課税世帯について、保育料を無償化しています。保育料以外の経済的支援として、おむつ代や給食費の助成を行っています。子ども医療費の助成も、対象を高校生までに拡大しています。



- ②放課後対策として、町立学童保育所のなかよし児童会(江差小)とつばさ児童会(南が丘小)双方の開設時間を 18 時まで延长了。また、学校との連携強化のために、定期的に連携会議をしています。
- ③平成 30 年(2018)より不妊治療費の助成を開始しており、妊娠前からの支援を行っています。
- ④北部保育所(日明・水堀)について、入所児童数の推移や維持管理費、必要とされる保育士数の分析を行ったほか、小学生以下の子どもがいる保護者を対象に、北部保育所の今後のあり方や立地・設備面に関して重視すべき点についての意向調査を実施しています。
- ⑤町内各中学校区に青少年健全育成会議を組織し、子どもたちの見守り活動や 110 番の家ステッカー事業、健全育成標語やポスター募集などの事業を継続して実施しています。学校、地域、家庭の連携した健全育成が定着しています。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
子育て世帯における女性の就業率 向上(幼児教育・保育施設の入所率 向上)	71%	80%
幼児教育・保育待機者	0人	0人
子育て支援拠点事業利用者数	286人、135世帯	現状維持
学童保育所	3か所	3か所
放課後児童支援員・補助員	6人	8人
児童虐待(児童相談所集計)	3件	0件
子育て応援券利用率	89.5%	98.0%
不妊治療の相談件数	累計2件	累計24件

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・子育てする家庭だけではなく、地域が一体となって子育てができる環境づくりを整備する必要があります。

15歳未満人口、保育所・幼稚園入所の推移

(単位：人、%)

区 分			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人 口	0～5歳	A	389	346	327	324	311	310	268	276	257	214
	6～14歳		690	666	614	581	568	556	521	499	471	442
	計		1,079	1,012	941	905	879	866	789	775	728	656
入 所	保育所		114	87	83	88	96	108	98	93	100	101
	幼稚園		82	77	73	69	56	57	58	56	52	38
	計	B	196	164	156	157	152	165	156	149	152	139
	入所割合	B/A	50.4%	47.4%	47.7%	48.5%	48.9%	53.2%	58.2%	54.0%	59.1%	65.0%

人口：4月1日現在の住民登録者数

利用：保育所は4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

■継続的な課題

- ・共働き世帯が増加傾向にありますが、当町に待機児童はなく、未就学期のお子さんに対する保育の受け皿は充足している状況です。しかしながら、令和元年(2019)10月から幼児教育・保育無償化となり、教育・保育に対するニーズ変化に対応する必要があります。また、私立江差幼稚園が令和2年度(2020)から認定こども園へ移行することとしており、当町全体の供給体制についても再検討する必要があります。また、小学生においても放課後の居場所の確保が必要です。
- ・保護者からの子どもの遊び場についてのニーズは高く、町内に公園はありますが、屋内外の遊び場の確保に関する検討が必要です。
- ・北部に所在する日明保育所と水堀保育所については、施設の老朽化と園児数の減少に伴う統廃合と多機能を加えた複合化を検討する必要があります。

基本方針

- ①子どもはまちの希望というべきもので、住民の活力にもつながります。子育て支援だけでなく、子どもの育ちに資する施策を推進することで、子どもの最善の利益の実現に取り組みます。
- ②北部保育所について、人口の推移、地域や父母等の理解、財源対策等を含め、「いつの時期に整備できるか」引き続き検討を重ねます。
- ③放課後における遊びや生活の場を確保する「放課後学童保育所」について、保護者が安心して預けることができるよう、環境整備や運営支援に努めます。
- ④江差町青少年健全育成会議のさらなる充実に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
子どもの未来応援	■子どもの多様な体験への支援 ■子どもの遊び場の検討

施 策 名	主 な 事 業
	■ネットワークによる虐待防止、育児放棄等への対応 ■児童・生徒の学校給食費の一部助成 ■保護者への就労支援

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
子育て支援体制の充実	■指導の重点や指導内容を明確にした特色ある教育課程の編成実施・評価改善 ■異年齢集団や小・中学校、高齢者等との交流活動による人間関係の醸成 ■一人ひとりの発達段階に応じた支援の工夫や指導力の向上を図る研修の充実 ■基本的な生活習慣の形成を目指した家庭・地域等との連携強化 ■幼保小連携の推進（特に特別支援教育分野） ■多様な子育て支援体制の検討 ■子育て応援券の交付 ■不妊治療費助成事業 ■第3子以降の保育料（保育園・幼稚園）無償化 ■3歳児から5歳児までの子どもと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの保育料の無償化 ■小中学校や幼児・保育施設における給食費の一部助成 ■子育て支援センター運営（日明保育園） ■子育て支援相談・なかよし広場開設（かもめ・水堀保育園） ■水堀学童保育所の運営支援と環境改善
地域による子育て支援	■出産・育児に対する不安を解消し、子育てを地域全体で支援できる体制づくり ■顔のわかる子育てサポート体制づくり（新生児から入学までの間のフォロー体制づくりや、母親のグループづくりなど保健師と保育園、幼稚園、学校との連携）
青少年健全育成の推進	■青少年の健全育成に関する関係機関のネットワークの充実・強化 ■ネットワークを活用した青少年健全育成に対する総合的な取り組みの推進

(9) 高齢者福祉・介護保険



これまでの取り組み

- ①要介護認定者数が増加を続ける中、平成 29 年度(2017)より介護予防・日常生活支援総合事業をスタートさせ、介護予防の普及・啓発や、高齢者の健康増進を図るための介護予防事業の実施による要介護度の重度化防止のほか、住み慣れた地域に安心して暮らしていけるための各種支援事業に取り組みました。
- ②介護保険事業の安定的運営のために、介護給付費等適正化事業の推進、町指定事業所に対する指導などに取り組みました。
- ③日常生活に不安や困難を抱える高齢者を対象に、緊急通報システムの設置や、除雪支援を行いました。全ての 65 歳以上の高齢者を対象とした路線バスの利用料半額助成を行いました。
- ④南檜山圏域の「徘徊、見守りSOSネットワーク」の構築に合わせて、町独自の「高齢者見守り支え合いネットワークチーム江差」の構築も行い、町全体で認知症等の方々への見守り体制を強化しました。
- ⑤住民主体の活動を推進していくため、介護保険制度における生活支援体制整備事業の1層協議体である「地域支え合い協議体」及び2層協議体の「まちづくりカフェ」を立ち上げ、更には各町内でのタウンミーティング等を行い、地域の実態に合わせた生活支援サービスの構築を進めてきました。
- ⑥昭和 50 年(1975)に水堀町にて檜山管内では初となる特別養護老人ホームえさし荘(運営: 社会福祉法人恵愛会)が開設されましたが、平成 25 年(2013)に施設の老朽化に伴い柳崎町へ移転改築しました。移転改築にあたっては、町として支援を行い、周辺地域との繋がりを保ちながら十分な生活全般へのケアにより、安心して生活することができるよう寄与いただいております。
- ⑦長年の懸案事項であった「町立養護老人ホームひのき荘」の改築について、平成 28 年(2016)に民営化施設整備方針に基づき、社会福祉法人雄心会を移管先法人として選定し、平成 30 年(2018)に施設及び運営の譲渡を行いました。同法人にて北海道及び当町の補助金を活用し、平成 31 年(2019)3月に柳崎町にて新施設を着工し、令和元年(2019)12 月1日より「養護老人ホームひのき」として運営を開始しております。

◇成果指標

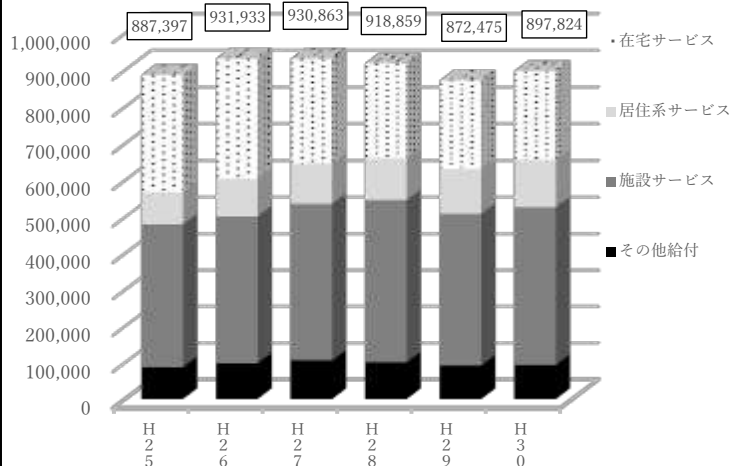
指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
介護保険制度出前講座の開催	6回	8回
認知症サポーター養成講座の開催	5回	8回
認知症カフェの開催	4回	12回
チーム江差加入数	99件	100件
介護予防教室の開催	11か所 延べ641人	15か所 延べ700人

現状と課題

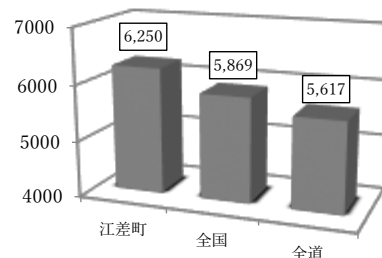
●重点(重要)課題

- ・当町の介護費用額を、高齢者1人当たりでみると、全国、全道よりも高く、介護保険料も高水準となっていることから、介護予防や健康増進による健康寿命延伸が必要です。

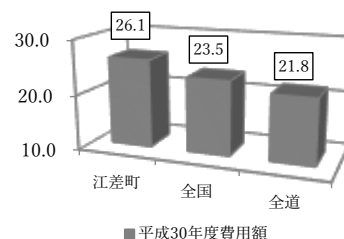
介護給付事業費の推移(単位:千円)



介護保険料基準額(月額)(単位:円)
H30年度～R2年度



65歳以上1人当たりの介護費用額
(単位:千円)



■継続的な課題

人口減少による地域の担い手不足や医療介護専門職不足により、サービスが必要な方への支援が不足することが見込まれます。そのため、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進していく必要があります。

基本方針

- ①介護予防・健康寿命の延伸につながる事業を推進するとともに、適切な支援が届くよう体制づくりに努めます。
- ②住民主体で介護予防・認知症施策・生活支援体制整備が一体的に推進していくことで、高齢者に必要な支援が行き届く体制づくりに努めます。
- ③医療介護の連携が包括的に行われていくことで、住み慣れた地域で暮らし続けていくことができる体制づくりに努めます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
地域包括ケアシステムの推進	■医療介護の専門職と地域住民が結びつく共有ツールを活用できる仕組みづくり ■住民主体の活動が活発化できる生活支援体制整備 ■見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進 ■介護予防を各地区で自主的に取り組むための体制整備 ■認知症対策への取り組みの推進 ■家族介護への支援 ■高齢者の住まいについての実態把握と支援体制の整備
介護保険サービスの充実・適正化	■指定事業所への指導・監査の実施 ■質確保のための学習の機会の充実 ■介護予防事業の充実（一般高齢者及び軽度者が受けられるサービスの充実） ■介護予防ケアマネジメントの推進
介護予防の推進	■健康づくりによる地域住民と協働した活動と介護予防の連携による啓発 ■介護予防の周知・啓発（介護予防が身近なことになる環境づくり） ■町内の各地域や各組織において、自主的に介護予防に取り組んでいくような体制づくりの推進

■継続施策

施策名	主な事業
高齢者福祉の推進体制の充実	■社会福祉委員（民生委員）や社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関との連携 ■独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討
高齢者の見守り体制の充実	■独居高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み ■高齢者の外出、ふれあいの機会づくり
高齢者福祉施設の充実	■在宅型総合福祉施設「まるやま」及び高齢者生きがい交流センターの施設の効率的な活用
高齢者の社会参加の促進	■老人クラブ活動や高齢者事業団の活動についてのPRなど会員増加に向けた取り組み ■世代間交流やリーダー育成などを通じた老人クラブの新規会員の加入促進 ■高齢者リーダー育成事業、世代間交流事業の推進 ■高齢者が働く場や社会参加の場をみつけるための支援

(10) 障がい者福祉



これまでの取り組み

- ①平成 25 年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)への改正に伴い、障がいのある人を権利の主体に位置付ける基本理念が創設され、支援の対象者として難病等の疾患者が新たに加えられたほか、国がサービスの類型や運用ルールを定める“自立支援給付”と都道府県や市町村が定める“地域生活支援”の 2 本柱による運用などが始まりました。
- ②また、法律の改正により障害福祉計画は、市町村・都道府県が作成するものとされ、町では、平成 24 年度(2012)から平成 26 年度(2014)を計画期間とする第 3 期江差町障がい福祉計画以降、第 4 期計画(平成 27 年度(2015)から平成 29 年度(2017))を経て、第 5 期計画(平成 30 年度(2018)から令和2年度(2020))を策定してきました。
- ③特に第 5 期計画の策定に際し国は、基本指針として“地域における生活の維持及び継続の促進”、“精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築”、“就労定着に向けた支援”、“障がい児のサービス提供体制の計画的な構築”を掲げたことから、当町並びに管内の状況を踏まえた計画を策定し、計画の推進を図るとともに、自立支援協議会による進捗状況の管理が行われています。
- ④障がい者の日常生活を総合的にサポートできる体制づくりに取り組んでいます。また、障がい者が地域生活へ移行できるよう、関係機関による連携を行っています。
- ⑤地域自立支援協議会が相談支援と関係機関のネットワーク構築の中心となり、障がい者支援に取り組んでいます。社会福祉法人江差福祉会による就労支援事業所が町内に複数あり、自立支援が行われています。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
地域生活支援拠点の構築	0か所	1か所

現状と課題

●重点(重要)課題

- ①在宅で生活する障がいのある方の高齢化や重度化、親亡き後を見据えた支援を行うため、地域生活支援の拠点整備についての検討を近隣町と連携し進めます。
- ②障がいのある方がいきいきと働くことができるよう、町民や企業等の理解を促進するとともに、障がい福祉サービス事業所や行政などが、地域全体で応援する体制を構築します。
- ③障がいのある方の人権や障がいに対する正しい理解と知識を深め、虐待や差別のない住み良い地域づくりへの普及啓発を進めます。
- ④保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し障がいの早期発見に努めるとともに、発達支援を必要とする児童・保護者への切れ目のない一貫した体制の充実を図ります。

■継続的な課題

- ①身体障害者手帳を持つ方が 545 人、療育手帳を持つ方が 197 人、精神障害者保健福祉手帳を持つ方が 39 人います(平成 30 年度末(2018)現在)。障がい程度別では、1 級が最も多い状況です。
- ②居宅介護事業所や入所支援施設による福祉サービスが提供されていますが、家族のレスパイト(在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替しリフレッシュを図る等)支援のためのサービス整備が課題です。
- ③上ノ国町子ども発達支援センターでは、就学前児童と就学児童を対象に発達支援を行ってききましたが、平成 30 年度(2018)からNPO法人たまみずきの参入により、就学児童を対象とする「放課後等デイサービス」が上ノ国町豊田地区に分離され、これまでより江差町からの通所距離が延びました。NPO法人では通所者の送迎を行うこととしていますが、江差町利用者に対する現時点の送迎車の運行は、帰りのみで一部の地域に限定されている状況です。

身体障害者手帳所持者数(H31.3.31 現在)

障 害 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	9	7	4	3	6	4	33
聴覚・平行機能	1	11	1	11	0	16	40
音声・言語・咀嚼機能	1	0	2	2	0	0	5
肢体不自由・運動機能	63	50	60	95	42	11	321
心臓機能	82	0	8	4	0	0	94
じん臓機能	25	0	2	1	0	0	28
呼吸器機能	1	1	1	1	0	0	4
ぼうこう又は直腸機能	0	0	1	18	0	0	19
小腸機能	0	0	0	0	0	0	0
免疫機能	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能	1	0	0	0	0	0	1
合 計	183	69	79	135	48	31	545

精神保健福祉手帳所持者数 (H31.3.31 現在)

等 級 別	1 級	6
	2 級	23
	3 級	10
合計		39

療育手帳所持者数 (H31.3.31 現在)

障がい 程度別	A(重度)	90
	B(中・軽度)	107
合 計		197

基本方針

- ①障がい者が地域で安心して暮らせるように、自立と共生に向けた支援を行います。
 ②発達の課題を抱える子どもが、健やかな成長・発達をするための支援を行います。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
包括支援体制の充実	■障害者地域包括ケアシステム構築への取り組み

■継続施策

施策名	主な事業
障がい者福祉の推進体制の充実	■障がい福祉に関する制度周知（パンフレット作成） ■相談支援体制の強化 ■障がい者団体等の支援 ■地域自立支援協議会の運営 ■サービス基盤の整備に向けた関係機関との協議・連携（レスパイト支援のサービス） ■地域自立支援協議会、相談支援センター、就業・生活支援センター、発達支援センター、ハローワークなどとの連携
あゆみ共同作業所の充実（地域活動支援センター）	■活動の支援及び施設機能の充実を継続的に推進
子どもの発達支援	■乳幼児検診の充実 ■障がいのある子どもを早期に適切な療育につなげるため、成長段階に応じた療育支援の充実 ■保健担当や上ノ国町子ども発達支援センター、NPO 法人たまみずきとの連携強化 ■学校教育における特別支援教育の充実
相談支援体制の強化	■障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護に必要な支援の充実

(11) 健康づくり



これまでの取り組み

- ①特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組んでいます。また、塩分さしかえレシピ(えさしレシピ)やえさしバトン体操の普及啓発を図り、生活習慣の改善や疾病予防に取り組んでいます。
- ②子育ての不安感・負担感軽減のため、相談支援を行っています。また、実態把握のできない保護者への対応として、健診未受診者への対応を行っています。
- ③江差町健康増進計画(別冊 江差町自殺対策計画)、江差町国民健康保険データヘルス計画、江差町国民健康保険特定健診等実施計画を策定し、健康課題を明確にして、保健事業を実施しています。

えさしレシピ まんてん汁



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
特定健診受診率	28%	50%
がん検診受診率	平均10.4%	平均25.0%

特定健診受診率の推移(%)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
36.1	36.9	34.7	32.9	33.4	32.0	33.0	28.2

がん検診受診率(%)

	H27	H28	H29	H30	平均 (過去4年)
胃	6.0	6.0	5.8	6.2	6.0
肺	6.9	6.4	6.6	6.4	6.5
大腸	8.4	7.2	6.7	6.8	7.2
乳	20.0	16.2	15.4	18.8	14.9
子宮	13.2	10.9	9.6	13.6	9.8
全体					10.4

※H23～H26年はH27以降と受診率の算出が異なるため未掲載。

H27以降は地域保健報告と一緒に全住民を対象として算出。

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・少子高齢化により、前期高齢者(65歳～74歳)の人口に占める割合が増加し、加齢とともに疾病を発症する方が増え、また、独居で生活する方が増えることが予測されます。
- ・一人ひとりが健康意識を高め、疾病を持ちながらも重症化を予防できる支援が必要です。
- ・特定健診を受診することは治療のための検査以外に、他の生活習慣病を発見できる重要な機会となります。また、検診でがんの早期発見・早期受診することは、生活の質を維持向上する上で重要です。

■継続的な課題

- ・成人の保健については、南檜山管内における塩分摂取量が全道平均と比べて多く、健康リスクにつながっていると考えられます。また、当町は運動習慣のある人の割合が、全道平均と比べて低くなっています。健康な食習慣や適度な運動に対する住民の意識を高める必要があります。
- ・共働き世帯の増加などから、子育てに対する負担感が高まっているおそれがあり、虐待等に至らないよう、負担感の軽減を図る必要があります。
- ・自殺予防対策を推進するために、心の健康をサポートする体制を充実させる必要があります。
- ・国の動向を踏まえ、道と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため施策の推進を図ります。
- ・国の動きとして、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的実施が求められており、関係部署との協議・検討が必要です。

基本方針

- ①健康づくりは医療費の抑制につながるため、単に個人の幸福だけではなく、まちの維持にもつながる課題です。今後も健康への意識向上に努めるとともに、子育てにかかる不安感・負担感を切れ目のない支援を継続することにより軽減に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
特定健診・がん検診受診率向上	■受けやすい健診体制の整備 ■健康推進員と同伴訪問による受診勧奨 ■わかりやすい健診案内と情報提供
地区組織活動の育成・充実	■食生活改善推進員・健康推進員の養成講座及び学習会の開催

■継続施策

施策名	主な事業
各種健診機会の確保	■後期高齢者医療制度被保険者・生活保護受給者を対象とした一般健診の実施

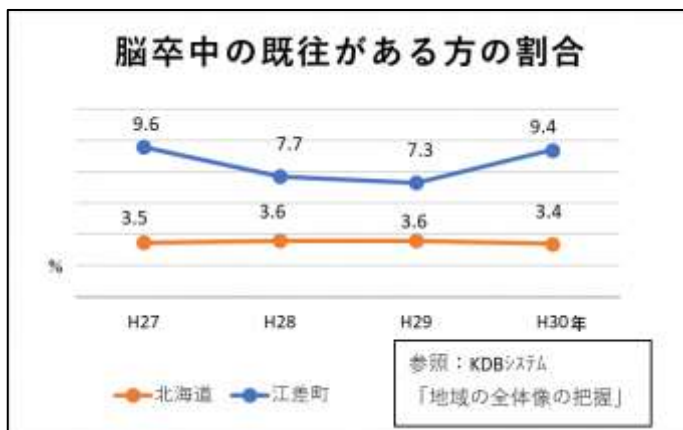
施 策 名	主 な 事 業
	■肝炎ウイルス検査の受診勧奨 ■エキノкокクス症検査の実施
健康づくり気運の盛り上げ	■えさし（塩分差し替え）レシピ、えさしバトン体操の普及啓発を通し、疾病予防の啓発 ■食生活改善推進協議会や健康推進員と連携した健康教室の実施 ■健康推進員と協働によるノルディックウォーキングの普及推進
特定健診・各種がん検診の事後管理の徹底	■訪問指導の充実 ■各地区を巡回する健診結果説明会の実施 ■特定保健指導実施率向上対策（運動教室・栄養教室の実施） ■糖尿病重症化対策（治療中断者・未治療者への支援） ■重複受診者対策
安心して出産できる環境の確保	■妊婦健康診査の実施による、妊娠期の健康の確保と早期支援の充実 ■学校と連携し、命の大切さを基盤とした健康教育の実施 ■安心して出産ができる環境の整備 ■先天性風疹症候群の予防のための予防接種費用助成や不妊治療費の助成
親子の健康の確保	■新生児訪問・乳幼児健診・歯科健診の推進 ■健診未受診者への対応の徹底 ■支援を必要としている親子の早期対応と相談体制の確保
安心して子育てできる環境の確保	■健康な妊娠期、安全な出産、健やかな成長発達のために、切れ目ない相談体制の充実 ■虐待の予防と早期発見、保護者支援 ■子育て支援グループへの支援の実施 ■関係機関や地域と連携した子育て支援の実施 ■研修等による、支援の質の向上
感染症対策の推進	■国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応 ■感染症の予防、蔓延防止のための知識や情報の提供 ■予防接種の接種率を高めることにより感染症の予防を図る。 ■医療機関との連携により接種体制の整備・充実を図る。

(12) 地域医療



これまでの取り組み

- ①医師確保に向け、道立医師研究資金貸付制度を実施しています。また、看護師確保に向け、看護職員養成就学資金貸付を行っており、道立江差病院への就職実績もあります。
- ②一次医療機関に対して、地域医療連携システム補助を行っています。
- ③脳神経疾患の多い地域であるため、江差脳神経外科クリニックに対し脳疾患救急搬送に係る支援を近隣4町で共同支援を行っています。
- ④(道南ドクターヘリについて記載します)



◇成果指標

指標名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の目標値(令和6年度)
医師研究資金貸与件数	累計39件	累計78件
看護師等育成確保対策(修学資金貸付)を活用し町内医療機関へ就職した人数	累計8人	累計23人

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・町内には道立病院1か所、民間病院1か所、民間診療所2か所、歯科診療所が4か所あり、一次医療を担っています。
- ・高齢化の進行により、高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療の在り方が求められています。人口減少による患者数の減少も想定され、二次医療圏域として持続可能な地域医療の体制構築を、北海道及び近隣町や医療機関を含めた関係機関や保健所等の協議の場において協議を進めていく必要があります。

■継続的な課題

- ・町内には道立江差病院が地域センター病院としてありますが、常勤医師が減少しています。一方で、道南ドクターヘリが充実し、広域医療体制が確立されています。また、道立江差病院で条



件付きの分娩対応(35歳未満・経産婦・正常分娩)をしています、初産婦の対応はできない状況です。

・道南ドクターヘリは、時間や天候により活用が左右されるため、陸路での救急搬送体制も重要です。

基本方針

- ①医療については、地域医療構想等の道の方針を見すえながら、維持・確保に努めます。
- ②人口減少・人口構成の変化に伴う疾病構造の変化を見すえ、南檜山全体の地域医療をどのように守っていくのか、北海道や2次医療圏構成町と協議を重ねていく必要があります。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
2次医療圏の地域医療体制構築の検討	■南檜山圏域の地域医療体制について2次医療圏構成町・北海道等関係機関との協議

■継続施策

施策名	主な事業
道立江差病院の医師確保と医療体制・機能の整備	■近隣町との連携による医師確保対策等の要請 ■医師研究資金貸付の継続
継続可能な地域医療体制の確立	■救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備 ■休日医療体制の維持、継続 ■インターネットを活用した医療連携の維持、継続
看護師等医療従事者の確保	■看護師養成校に在学し卒業後町内医療機関で従事する者に対する修学資金貸付の継続

(13) 貧困支援



これまでの取り組み

- ①子育て家庭における生活実態や意識を把握するため、当町で初めて「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を平成30年度(2018)に実施し、令和2年度(2020)から5年間を計画期間とする「第1期江差町子どもの未来応援計画(貧困対策推進計画)」の策定に着手しました。
- ②保護司・保護司会が、地域の関係機関や団体と連携しながら更生保護活動を行うための拠点施設として、平成31年(2019)4月に「江差地区更生保護サポートセンター」を町内で開設する際、開設場所の選定等の支援を行いました。
- ③貧困者への適切な人権擁護の観点から「人権擁護委員」との連携を図り、特に「子どもの人権110番」の開設により、すべての子どもに対する相談体制が確立されています。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6度)
生活保護受給率	41.9% (325/7,759人)	40.0% ※現状から-15人
生活困難児童世帯率	11.6%	現状より改善
小中学校要保護・準要保護児童生徒割合		

※ 生活困難児童世帯とは、国民生活基礎調査の「貧困線」を下回り、かつ、過去1年間に経済的な理由により公共料金や家賃、必要な食糧や衣類などの支払いができなかったと回答した世帯。

生活保護世帯及び人員(各年9月末)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
住民基本台帳人口(人)	9,105	8,846	8,690	8,577	8,463	8,235	7,942
被保護世帯数(世帯)	278	279	282	269	273	280	257
被保護人員(人)	438	432	426	398	391	397	350
保護率(%)	48.2	48.8	49.0	46.4	46.2	48.2	44.1

	H29	H30	H31
住民基本台帳人口(人)	7,929	7,758	7,525
被保護世帯数(世帯)	249	245	243
被保護人員(人)	331	325	315
保護率(%)	41.7	41.9	41.9

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指す必要があります。

■継続的な課題

- ・ひとり親家庭などの児童のために支給される児童扶養手当の受給者数の推移をみると、平成 23 年度(2011)の 135 人から令和元年度(2019)には 95 人へ減少し、人口比率でも同様に 1.5%から 1.3%に減少していますが、大幅な改善とはなっていません。
- ・生活保護の状況では、平成 23 年度(2011)の 279 世帯 432 人から令和元年度(2019)には 244 世帯 321 人へ減少し、人口比率においても同様に 4.8%から 4.2%に減少していますが、大幅な改善とはなっていません。

基本方針

- ①貧困に苦しむ方が、適切な支援を得られるよう、制度等の周知や支援の拡充などに取り組みます。
- ②子どもと子育て家庭の生活実態調査結果や子ども子育て会議での議論等を踏まえ、「第1期江差町子どもの未来応援計画(貧困対策推進計画)」を策定し、支援体制を整備します。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
子どもの貧困対策の推進	■教育の機会均等を図る支援（学習支援） ・母子健康手帳交付 ・妊産婦健康診査 ・新生児訪問 ・乳幼児相談・健診 ・子育て情報の提供 ・幼児教育・保育の無償化 ・子どもの居場所づくり ■生活の安定に資するための支援（生活支援） ・保育所における乳児保育や一時預かり ・放課後学童保育所の運営 ・子育て支援センター運営 ・児童虐待防止対策 ■保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援） ・子育て応援券交付 ・任意予防接種費用助成（13 歳未満の 2 回目のインフルエンザ）

施 策 名	主 な 事 業
	・ 多子世帯に対する保育料の無償化 ・ 幼児教育・保育における給食費の一部助成 ・ 小中学校児童生徒の保護者に対する就学援助

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
貧困支援	■民生委員や町内会、関係機関などと連携を図り、援護を必要とする世帯の把握に努めます。 ■低所得者の生活の安定と向上を図るため、各種貸付制度の有効活用に努めます。 ■貧困者への適切な人権擁護を図るため、人権擁護委員との連携に努めます。

(14) 国民健康保険、後期高齢者医療

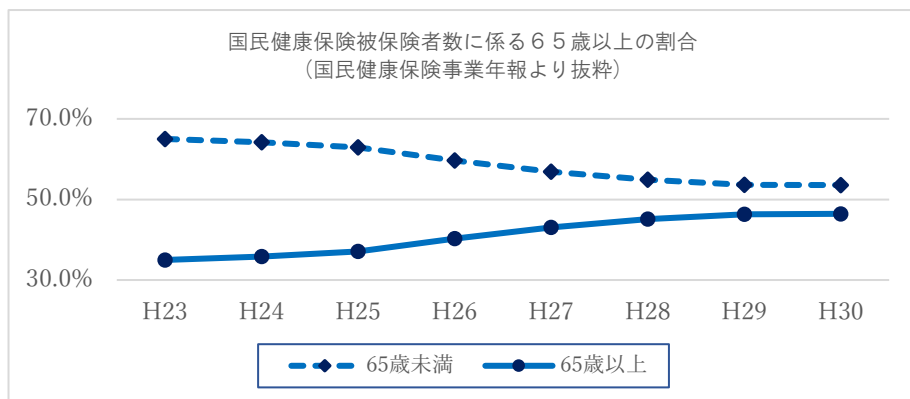
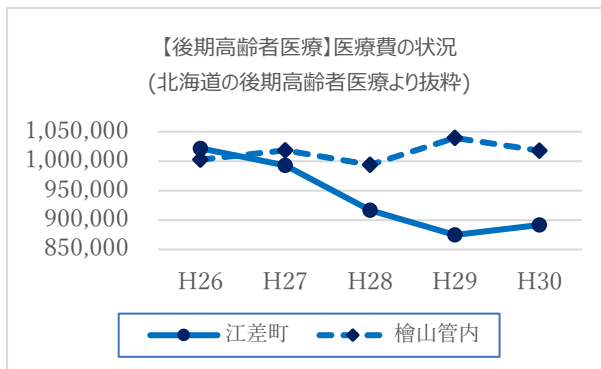
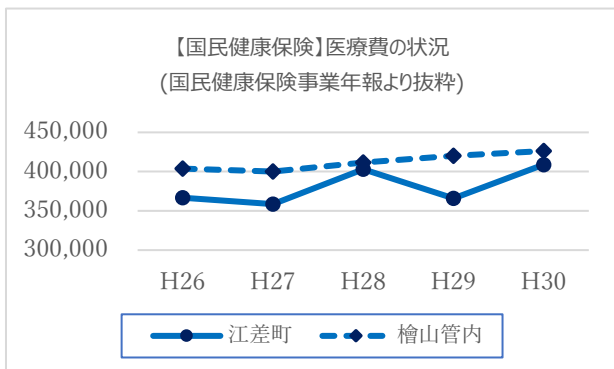


これまでの取り組み

- ①国民健康保険については、平成 30 年(2018)に財政運営の主体が北海道に移管となりました。後期高齢者医療は、平成 20 年(2008)に北海道後期高齢者医療広域連合が制度を運用しています。当町は窓口業務が基本となっており、適正に運営する必要があります。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
国民健康保険一人あたり医療費額	409千円	368千円 (10%減)
後期高齢者医療一人あたり医療費額	892千円	892千円 (現状維持)



現状と課題

●重点(重要)課題

- ・国民健康保険被保険者の高齢化が進んでおり、平成 30 年度末(2018)被保険者で65 歳以上の占める割合は 46.4%となりました。後期高齢者医療保険に至っては、令和7年度(2025)に「団塊の世代」が全員 75 歳以上となり、大幅な被保険者数増加が見込まれます。
- ・健康を守る取り組みとして、健康診断の積極的な勧奨やがん検診等の検査項目の充実に努め、

- 特定健診受診率を向上させ、生活習慣病等疾病の早期発見につなげていくことが大切です。
- ・また、町民と共に健康について「考える」「学ぶ」「実践する」教室を実施するなど、健康寿命延伸に向けた各種事業を強化していく必要があります。

■継続的な課題

- ・国民健康保険、後期高齢者医療については、引き続き適正に運営する必要があります。

基本方針

- ①国民健康保険、後期高齢者医療については、引き続き適切な運用に取り組みます。
- ②国民健康保険税賦課については北海道に納付する国保事業費納付金に見合い、被保険者の税負担を考慮した保険税率の算定に努めます。
- ③医療費適正化については関係機関及び関係課との連携や被保険者特定健診情報を基としたシステム(KDB システム)等を活用し、重複・多受診等のデータ分析や生活習慣病の重症化予防、高齢者の生活機能低下や寝たきり予防(フレイル)の保健事業に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
国民健康保険税賦課	■北海道が示す標準保険料率に基づいた税率算定 ■低所得者に対する税負担を考慮した賦課
医療費適正化	■ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知の送付 ■KDB による重複・多受診や長期入院者等のデータ分析 ■糖尿病や高血圧の未治療者に対する指導 ■フレイル対策として歯科検診・歯科疾患検診の実施 ■国・道・保険者努力支援制度と連動した各種事業の展開

■継続施策

施策名	主な事業
医療費の抑制	■各種健診制度の周知 ■特定健診受診率の向上 ■健康推進員の配置、受診券配布と制度周知 ■アンケート調査の実施、定期通院者等検査データの活用 ■レセプト点検の実施
国民健康保険税の収納率の向上	■収納体制の強化 ■嘱託徴収員の配置、口座振替の推進、徴収技術の向上 ■滞納処分の強化 ■不動産、債権等の調査及び差押え ■滞納整理機構、檜山振興局等関係機関との連携

(15) 学校教育



これまでの取り組み

- ①老朽化した江差中学校を平成 26 年度(2014)・平成 27 年度(2015)に改築整備し、教育環境の整備を図りました。
- ②小中学校9年間の学びの連続性を確保するため、江差北小中学校において「小中一貫教育」、江差中学校区3校において「小中連携教育」を実施しています。
- ③特別支援教育の推進として、通常学級における特別な支援を要する児童生徒に対応するため、全小学校に加え平成 29 年度(2017)より全中学校に支援員を配置しました。
- ④江差北中学校を、令和元年度(2019)より小中一貫型(併設型)小中学校に移行しました。
- ⑤「地域とともにある学校づくり」を目指し、平成 29 年度(2017)に江差北小中学校がコミュニティ・スクールを導入、令和元年度(2019)に江差中学校区3校がコミュニティ・スクールを導入しました。
- ⑥少子化に伴い、令和元年度末(2019)をもって町立あすなろ幼稚園を閉園しました。
- ⑦しばらく配置がなかった外国語指導助手(ALT)を平成 27 年度より配置し、外国語によるコミュニケーションができる児童生徒の育成が図られました。
- ⑧ふるさと教育の充実を図りました。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
不登校児童生徒の割合	1.5%	1.0%
全国学力・学習状況調査(8項目) 結果(国の平均正答率以上の項目率)(小)	—	62.5%
全国学力・学習状況調査(11項目) 結果(国の平均正答率以上の項目率)(中)	—	72.7%
体力・運動能力、運動習慣等調査(8種目)結果(国平均以上の種目率)(小)	56.3%	63.5%
体力・運動能力、運動習慣等調査(8種目)結果(国平均以上の種目率)(中)	68.8%	75.0%
学校教育環境づくり(トイレ改修)	58.3%	75.0%
特別支援教育支援員の配置人数	5人	7人

現状と課題

■継続的な課題

- ①小中学校では、通常学級に在籍しながら特別な支援を要する児童生徒が増加しており、特別支援教育支援員の増員が課題となっています。
- ②老朽化した学校施設の整備が課題となっています。
- ③老朽化した給食センター施設の整備が課題となっています。
- ④老朽化した教職員住宅については解体等を含め、教育財産の用途の廃止、普通財産への引継が望まれます。

基本方針

- ①小中学生の学力と体力の向上に取り組めます。
- ②「小中一貫教育」、「小中連携教育」により、個々の子どもの課題に対応できる学びの連続性を確保します。
- ③ふるさと教育を推進します。
- ④施設設備の整備・更新を計画的に進めます。
- ⑤学校のICT環境整備を進めます。
- ⑥教職員の働き方改革に向けた取り組みを進めます。

具体的な施策

■継続施策

施策名	主な事業
学校教育関連施設の整備	■老朽校舎整備の促進 ■教職員住宅の整備並びに教職員住宅のあり方の検討 ■老朽化した給食センターの施設や設備の整備促進 ■ICT環境整備
小・中学校教育の充実	■創意と活力に満ちた学校づくりと学力の向上を目指す教育の推進（読書の習慣化・TT指導・小人数指導・習熟度別指導等指導方法の工夫改善等の推進） ■ふるさと江差に心の向く教育の推進（「ふるさと江差発見事業」の推進） ■思いやりと自らを律する心を育てる生徒指導の充実（いじめや不登校などの未然防止等の推進） ■外国語並びに国際理解教育の充実（英語指導助手配置） ■豊かな人間性の育成を目指す道徳教育の充実（命の大切さの学習等の推進） ■健やかな心と身体を育てる健康・安全指導の充実（運動の生活化や教育相談体制の整備等の推進） ■教育的ニーズに応じて自立・社会参加を促す特別支援教育の

施 策 名	主 な 事 業
	充実（江差町特別支援教育連絡会議の充実、特別支援教育支援員の配置等の推進） ■校内研修の充実と教職員の資質の向上（実践的指導力を高める校内研修等の推進） ■教職員の働き方改革の推進 ■小中一貫教育の推進
高等学校の維持	■単位制の充実及び檜山第１学区全体での間口維持方策の検討
家庭・地域の教育力の向上	■家庭・地域・学校と連携し、江差に学び、江差と歩む「江差っ子」の育成（コミュニティ・スクールの充実）

(16) 社会教育



これまでの取り組み

- ①子どもたちの豊かな心を育み、夢を持つことによる学習意欲の向上を目的に、全小中学生を対象として「ミライ☆リーダー夢限プロジェクト」事業を実施し、平成 30 年度(2018)の「さかなクン講演会」、令和元年度(2019)の米村でんじろうサイエンスプロダクションによる「ジャイアン村上サイエンスショー」など、教育プログラムの提供に取り組みました。
- ②子供たちの道徳観や正義感の向上を目的に、令和元年度(2019)に京都大学交響楽団による「演奏会」の鑑賞や、劇団四季によるこころの劇場ファミリーミュージカル「はだかの王様」の観劇など、本物の演奏や演劇に触れる機会の提供に取り組みました。
- ③平成 28 年度(2016)から、当町の豊かな自然と地域の特色を活かしたスポーツの推進として、「えさしまリンフェスタ」事業を関係機関及び団体と連携して実施しており、海洋性スポーツを通じて、自立的な行動や学習意欲の向上に取り組んでいます。
- ④平成 30 年度(2018)に「江差町子どもの読書活動推進計画」を策定して、当町の子どもたちが読書に親しみ、より良い読書環境を身に付けるための施策と具体的な取り組みを示しました。
- ⑤平成 27 年度(2015)～平成 29 年度(2017)にかけての「江差町郷土芸能伝承まつり」の開催や、平成 30 年度(2018)からの後継者育成補助など、民俗芸能の保存伝承に努めました。
- ⑥平成 29 年(2017)に「江差町歴史文化基本構想」を策定し、翌年にはその構想の具現化に向けた「エエ町、江差 宝箱会議」を開催し、「江差のお宝」のデータベース化などに取り組んでいます。
- ⑦令和元年(2019)に姥神大神宮渡御祭が、北海道無形民俗文化財に指定されました。
- ⑧学校教育と連携し、地域の文化遺産を素材にして学習指導要領に基づいた授業を行う「ふるさと江差発見学習」に取り組んでいます。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
「江差町歴史文化基本構想」に基づく「宝箱」の設定	0件	1件

現状と課題

■継続的な課題

- ①町内には多数のスポーツ施設、社会教育施設があります。建設から相当年度が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、社会教育施設の長寿命化計画を策定し、持続的に計画的な修

理修繕計画を図る必要があります。

- ②生涯学習体育館の閉鎖により、学校体育館の開放事業や朝日町民体育館を開放し代替施設としてきましたが、各スポーツ団体の活動で飽和状態となっています。そのため、新たな総合体育館の建設計画が課題となっています。
- ③道立図書館とのネットワークが整備され、所蔵していない図書の取り寄せが比較的容易になっています。また、移動図書館車を配備し、遠隔地の住民への貸出サービスも行っていますが、さらなる利便者の向上のため、時間・場所を選ばず蔵書検索や貸出予約などが可能になる「図書館検索システム」の導入を検討します。
- ④当町には、地域の人々が大切に伝えてきた文化遺産が多数あります。それらの価値を再確認して次代へ伝えていくために、文化遺産を活用した「ふるさと江差に心の向く教育」を継続して取り組んでいく必要があります。
- ⑤町内には、指定・未指定を含め数多くの文化遺産があります。それら文化遺産の把握と保存活用について、町民とともに取り組んでいく必要があります。

基本方針

- ①子どもから大人まで、町民が生涯にわたって地域に根ざした学びを高める取り組みを進める。
- ②地域文化の形成と町民の健康増進を高めるスポーツ環境の充実に向けた取り組みを進める。

具体的な施策

■継続施策

施策名	主な事業
社会教育体制の充実	■「江差町教育推進計画（江差町社会教育計画）」の策定と推進 ■地域や関係機関との横断的な連携体制の強化
社会教育の推進	■地域全体で支える青少年・家庭教育の充実 ■人々が支えあい安心して生きる成人教育の充実 ■社会教育施設の有効活用、効率的な運営管理 ■学校や地域と連携したコミュニティ・スクールの支援体制充実
図書館活動の推進	■すべての世代への読書推進活動の充実 ■図書館の環境整備や利用促進などサービス機能の充実 ■移動図書館車を利用した地域の読書推進活動の充実
生涯スポーツの推進	■生涯（年齢に応じた）にわたるスポーツプログラムの充実 ■地域の人材（体育団体や少年団）を活かしたスポーツ活動の充実 ■地域の特性を活かしたスポーツの普及・啓発 ■地域の特色や専門性を生かした合宿、大会誘致 ■スポーツ施設の長寿命化、活動環境、利活用方法の充実

施 策 名	主 な 事 業
	■総合体育館の住民ニーズ調査
文化財の保存・活用	■「江差町歴史文化基本構想」の具現化 ■文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」策定の検討
博物館活動の推進	■博物館施設における資料収集・保管・調査研究・展示の充実 ■学校教育と連携した「ふるさと江差発見学習」の推進
文化振興の推進	■江差文化協会と連携し、町民の自主性を尊重した文化芸術活動の充実 ■江差町文化会館の施設設備と活用推進

これまでの取り組み

- ①各地域に地域協力員を配置しており、細かな地域課題の把握を行い、対応の検討を行っています。また、住民の自主的なまちづくり活動を促進するため、まちづくり推進交付金を創設しました。
- ②従来、町内会・自治会が行う敬老会活動や草刈りをする際の燃料代などを対象に補助金を交付していましたが、平成 25 年度(2013)から活動する際の保険料や環境美化活動などを対象に加えた「江差町町内会・自治会活動総合交付金」制度に改め、32 町内会・自治会への支援を行っています。
- ③平成28年度(2016)に北海道教育大学函館校と連携協定を締結し、観光戦略策定支援やDMO形成支援、教員や学生が地域へ足を運び地域活性化に向けた活動や提言など各種の連携事業に取り組んできました。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
連携先大学等の増	1校	2校
空き店舗利活用件数	累計8件	累計10件

現状と課題

■継続的な課題

- ・人口減少、高齢化が進行する状況で、町内会、自治会単位での、住民同士のつながりの重要性は高まっています。しかし、町内会、自治会の担い手も減少、高齢化しているため、現状に合ったコミュニティのあり方を検討する必要があります。
- ・地域ごとのコミュニティも重要ですが、まちづくりの課題・分野ごとのまちづくり活動組織も育成していく必要があります。
- ・引き続き、大学と連携を図り、町の事業推進体制の構築及び方向性の確立、実効性の検討をする必要があります。

基本方針

- ①今後、地域課題を解決していくためには、地域のコミュニティが維持されている必要があります。コミュニティの確立に取り組み、地域による課題解決を促進します。
- ②地域協力員制度の見直しを検討します。
- ③大学と引き続き連携を図ることで、地域の課題を解決する「ソーシャルクリニック」活動により、地域の活性化を図ります。

具体的な施策

■継続施策

施策名	主な事業
コミュニティ活動の促進	■各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚 ■子ども会・町内会・老人クラブなどの地域組織の活動の活性化、連携促進 ■各組織の相互交流活動の活発化 ■地域協力員活動の推進
まちづくり活動の活性化	■課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全・子育て・高齢者見守りなど） ■まちづくり推進交付金の活用（制度設計の検討） ■地域づくり大学連携事業の推進 ■北海道教育大学とのまちづくりの推進 ■地域活性化協力隊など地域の若者の活動を支援
集会施設等の適正な維持管理の推進	■集会施設の適正な維持補修
男女共同参画によるまちづくりの推進	■男女共同参画社会形成のための意識づくり ■あらゆる分野への男女共同参画の促進 ■家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくりの推進

(18) 移住・定住・交流



これまでの取り組み

- ①人口減少、少子高齢化が進む地域に都市部より住民票を移し、地域力の維持、強化につなげることを目的とした国の制度を活用した地域おこし協力隊の配置を行い、地域を担う重要な人材として、地域への定着にもつながりました。
- ②いにしえ街道での Wi-Fi 開始など外国人観光客への対応を進めるとともに、学校における英語教育に取り組んでいます。
- ③これまで江差町能登会で実施していた、友好都市「石川県珠洲市」との児童による次世代交流を継承し取り組んでいます。
- ④平成28年度(2016)より、同名自治体である宗谷総合振興局管内「枝幸町」と連携し、互いの潜在力を活用した各種連携事業を展開し、知名度の向上はもとより、観光や産業の振興等、地域の活性化に資する取り組みを図りました。
- ⑤旧JR江差駅跡地については宅地造成を行い、町営住宅の建設(3棟12戸)を行ったほか、分譲宅地の整備を行い、4区画中 2 区画の売却を行いました。
- ⑥おためし暮らし住宅利用者の江差での生活を満喫していただけるよう、備品整備や居住空間の充実に努めました。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
地域おこし協力隊の隊員数	3人	4人
おためし暮らし住宅利用件数	1棟・2件	2棟・20件

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・当町の人口移動は、函館市との間での転入出が最も多くなっています。特にUターン希望の若者をメインターゲットとして、当町への還流に取り組む必要があります。
- ・移住を目的とした町外の方を呼び込むために、官民一体となって江差の魅力を最大限に PR・発信していく必要があります。

■継続的な課題

- ・地域おこし協力隊員が、任期満了後も地域の定住につながるように、引き続き、環境づくりや支援の更なる充実を図り、安定した制度設計にしていく必要があります。
- ・同名自治体連携事業は、「互いに尊重し、高め合う関係から生まれる地域の力」を創出することが目的です。スポーツ少年団や民間団体の交流が図られたことから、今後も新たな交流人口の拡大に向け、地域間交流を発展させる必要があります。
- ・今後、災害等の際には広域連携による施策展開が不可欠であり、広域的な交流に取り組む必要があります。
- ・国内だけでなく、インバウンド観光の推進を視野に、国際化への対応も検討する必要があります。

- ・移住定住を促進するために、様々な移住者向けの体験メニューの構築、空き家バンク制度の設立を早急に取り組む必要があります。

基本方針

- ①移住・定住促進は、当町にとって最も重要な施策であり、すべての施策と連携して、人を呼び込むまちづくりに取り組みます。また、地域外に住んでいても当町の活性化に貢献できる関係人口の拡大にも取り組みます。
- ②移住体験住宅を活かした体験型移住体験メニューを創出します。
- ③国際交流強化に向け、外国人の地域おこし協力隊採用の検討、休止となっている江差国際交流協会の復活に取り組みます。
- ④石川県珠洲市との友好都市提携20年(平成30年(2018))を機に、更なる交流の推進に取り組みます。
- ⑤同名自治体連携事業は「互いに尊重し、高め合う関係から生まれる地域の力」を目的に、知名度の向上はもとより、地域と地域を結ぶローカル経済交流の形成、観光や産業の振興等、地域間交流の活性化に取り組みます。
- ⑥移住定住を視野に当町の魅力や各種の施策を町外に発信することを目的としたシティプロモーションの取り組みを推進します。
- ⑦都市部の企業機能の分散化と働き方改革等の施策を活用し、当町におけるテレワークのあり方を検討します。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
移住・定住対策 (住環境整備等)	■移住・定住を含めた若者交流の推進 ■空き家・空き店舗バンク登録制度の適切な運用 ■未利用町有地の有効活用 ■シティプロモーションの推進 ■テレワークの検討

■継続施策

施策名	主な事業
友好都市との交流の推進	■友好都市「石川県珠洲市」との交流の推進
同名自治体連携の推進	■新たな交流人口拡大に向けた地域間交流の推進
文化を通じた交流の推進	■江差追分支部自治体との交流の推進
国際交流の推進	■国際社会に対応した地域づくり
地域の活性化につながる交流の推進	■交流イベントの充実 ■関係人口の拡大につながる交流の推進 ■地域おこし協力隊配置による地域活性化及び移住・定住推進

基本目標3 住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり

(19) 土地利用



これまでの取り組み

- ①当町の土地利用についての現状と課題を踏まえ、概ね 20 年間の基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」を令和元年度(2019)に策定しています。
- ②かもめ島周辺地域については、「北の江の島構想」を策定し、計画から実行へと歩みを進めています。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
町有未利用地の売却	累計3件	累計5件
都市機能誘導区域内に誘導・整備した施設数	-	1施設
都市機能誘導区域内で実施した賑わい創出のための社会実験等の実施件数	-	3件
都市機能誘導区域内に空き家リノベーションなどで形成した賑わい拠点の件数	-	2件
居住誘導区域内における空き家活用による住居の確保件数	-	5件
居住誘導区域内における空き家リノベーションなどで形成した身近な拠点の件数	-	1件

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・市街地においては、上町、下町それぞれの地区の特性に応じた商業機能の維持・活性化策が講じられていますが、商業店舗の郊外進出、人口減少などにより賑わいが低下し、空き地、空き店舗の発生など大きな問題となっています。
- ・観光振興や市街地の賑わい創出する観点からも、自然・歴史的資源を活用し、住民・来訪者の交流の場の創出を図るため、歴まち地区やかもめ島周辺地区などの土地利用について検討していく必要があります。

■継続的な課題

- ・市街地の住宅地では、歴史的街並みの保全とともに、公共サービス機能や周辺の自然環境と調和した住宅地の維持が課題となっています。また、全町的に空き地・空き家等が多く見ら

れ、安全かつ快適な住環境やコミュニティの形成・維持が課題となっています。

- ・伏木戸・柳崎地区は、人口のほか、大型店舗、病院、高校などの機能が集積するなど、生活利便性が高い地区が形成されており、北部地域や乙部・厚沢部町等近隣自治体の生活拠点、かつ江差市街地と連携し機能を補完する都市活動の拠点としての役割を担っています。今後は、現状の都市機能の維持に努め、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐことが必要です。
- ・北部地域には農村地域が広がっているほか、町南部の楢川町には国の天然記念物である「ヒノキアスナロ及びアオトドマツ自生地」が存在し、厚沢部川河口北側にはクロマツの砂坂海岸林が広がるなど、豊かな森林地域が広がっています。南北には美しい海岸が広がり、市街地に近いかもめ島は、檜山道立自然公園に指定され、豊かな自然環境を有しています。今後も、農林水産業との調和を図り、豊かな自然環境、自然景観の保全に努めた土地利用を進めていく必要があります。また、北部地域では、コミュニティの維持・確保が必要となっています。
- ・近年は日本全国で甚大な被害を伴う自然災害が発生しています。町内には急傾斜地も多く、また、海沿いのエリアは津波の浸水想定区域となっているところもあります。

基本方針

- ①立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定し、既存の生活・文化の単位を基本としつつ、市街地地域への居住、都市機能の誘導を図ります。
- ②市街地においては、民間活力の活用を図りながら、空き地、空き店舗なども活用し、公共性と市場性・経済性を意識したまちなかのマネジメントを進め、エリアの価値向上につながる取り組みを進めていきます。
- ③観光振興を図る観点から、歴まち地区における歴史的な街並み景観を資源として捉え、歴史的建造物等の保存・活用を図るとともに、かもめ島周辺地区における観光・交流・レクリエーション機能強化を図っていくための土地利用の検討を進めます。
- ④市街地の住宅地では、公共サービス機能や周辺の自然環境と調和した住宅地の維持・形成を図ります。また、空き地・空き家等への対策を進め、安全かつ快適な住環境やコミュニティの形成・維持を図ります。
- ⑤伏木戸・柳崎地区では、現状の都市機能の維持に努めるとともに、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐ必要があります。
- ⑥農林水産業との調和を図り、豊かな自然環境、自然景観の保全に努めた土地利用を進めていく必要があります。また、北部地域では、コミュニティの維持・確保を図ります。
- ⑦災害に備え、避難所の配置や避難経路の確保などに努めるとともに、被災時の仮設住宅建設予定地の確保なども検討していく必要があります。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
かもめ島周辺の観光・交流拠点としての土地利用の推進	■かもめ島周辺を①交通の拠点②物流の拠点③交流の拠点として位置づけし、マリーナエリア・南ふ頭エリア・かもめ島エリアのコンセプトを明確にした北の江の島構想の着実な推進
市街地における土地利用の推進	■江光ビル跡地をはじめとする空き地や空き店舗の利活用策の検討(エリア全体として公共性と経済性を意識した利活用の検討) ■市街地におけるエリアマネジメントの検討 ■民間活力の活用と新たな起業の促進による市街地活性化の検討 ■コミュニティ機能と連携した商店街づくりの推進

■継続施策

施策名	主な事業
農林水産業との調和のとれた土地利用の推進	■北部地域及び森林地域の豊かな自然環境、自然景観の保全 ■北部地域におけるコミュニティ機能の維持に向けた施策の検討
全体的な土地利用の推進	■住宅地における空き家対策の推進（危険空き家の除却の促進、空き家バンク登録制度などによる利活用の促進） ■公共施設等総合管理計画に基づく未利用公共施設の廃止、解体撤去の推進、遊休地及び分譲地の売却の促進 ■土地利用の面からの災害対策の推進（避難所の配置、避難経路の確保、被災時の仮設住宅建設予定地の確保などの検討）

(20) 住宅・住環境



これまでの取り組み

- ①住宅リフォームを行う世帯に対し、プレミアム商品券の販売を行っており、利用実績も多く(平成 27 年(2015)～平成 30 年(2018)で延べ 302 件)、住環境向上と地域経済活性化に効果がありました。
- ②平成 28 年度(2016)に空き家調査を行い、危険家を特定し適切な管理を促すとともに、令和元年度(2019)には危険空き家解体補助制度を創設し、解体の一助として地域の安全性を図ってきました。
- ③町営住宅円山第3団地の建替事業として、新陣屋団地3棟12戸を建設しました。また、町営住宅の長寿命化改修(南が丘第1～第4団地24棟実施)を行いました。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
空き家利活用登録件数	累計0件	累計20件
町営住宅の管理戸数	427戸 (91棟)	現状値より減少

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・当町における持家と借家の比率は、全国平均と比べて借家の割合が高く、公営借家・給与住宅が多い状況です。しかし、空き家・空き店舗も増加傾向であり、対策が求められます。

■継続的な課題

- ・91 棟 427 戸の町営住宅を管理していますが、約 7 割以上の住戸が耐用年数を経過しており、ストックの機能面での老朽化・腐食化が進むなど効率的なストック改善が課題となっています。
- ・人口減少や少子高齢化の進展など町営住宅を取り巻く状況も変化してきていることから、中長期的な観点から適正な維持管理戸数への統廃合などが課題となっています。

基本方針

- ①安全安心な住宅を維持するための支援に、継続して取り組みます。
- ②空き家対策は大きな課題であり、今後の国の動向なども見すえながら、対策を進めます。
- ③町営住宅は老朽化が進んでいくことから、統廃合も含めた建替事業を検討します。また、町営住宅の長寿命化改修(南が丘第4団地4棟予定)も行います。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
空き家対策	■空き家・空き地（町有地）の活用方法の検討 ■危険家屋への対応の検討（適正管理・解体）

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
住民ニーズに対応した住宅環境の整備	■少子・高齢化に対応した住宅環境の整備 ■省エネルギーや耐震性に配慮した住宅環境の整備 ■江差町耐震改修促進計画改定及び新計画に基づく住宅の耐震化の促進 ■住宅リフォーム助成
町営住宅の適正管理	■老朽化した町営住宅の建替えや戸数の管理（耐用年数の経過した住宅の建替や用途廃止、老朽住宅の解体撤去） ■町営住宅の適正な維持修繕と居住水準の向上 ■少子高齢化に対応した町営住宅の整備 ■既存町営住宅の長寿命化
その他の公共賃貸住宅の管理	■町営住宅と連動した戸数管理（良質な住宅環境の整備）

(21) 道路・河川



これまでの取り組み

- ①町道 169.4 km、管理橋梁 59 橋、普通河川 12 河川について、維持管理水準の低下により生活や経済活動に支障が生じることのないよう適切な維持管理に努めてまいりました。
- ②江差町公共施設等総合管理計画による老朽化対策の基本的な方針を踏まえ、より効率的・効果的な維持管理に取り組んでいます。
- ③日常的なパトロールを実施するとともに、住民要望を踏まえながら適切な維持管理に努めています。また、施設の延命化を目的とした南ヶ丘団地線等の舗装補修や、地域の安全に考慮した柳崎本線及び茂尻町線等の縦断排水布設換えと円山中央線等の横断排水布設換えを整備しました。
- ④町道除雪対策の維持・充実を図るため2台の除雪ドーザーを更新し、計画的に所有機械を整備しました。
- ⑤高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会を設立後、毎年度北海道開発局、財務省、国交省、国会議員などへ要望活動を続けています。

【道路】

区分	路線数	道路延長(km)
一般国道	2	16.0
一般道道	3	14.2
町道	302	169.4

【河川】

二級河川	普通河川			
厚沢部川	椴川	陣屋川	泊川	小黒部川
田沢川	古櫃川	茂尻川	真狩川	鹹川
鹹川	五勝手川	豊部内川	田沢川	五厘沢川

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
江差町橋梁長寿命化修繕	15橋中3橋	15橋中9橋
JR江差線線路跡地新設道路改良	4路線中0路線	4路線中2路線
江差町町内会等管理街灯修繕等助 成金交付事業 LED改良率	48.7%	80.0%

現状と課題

■継続的な課題

- ・道路や河川については、「江差町公共施設等総合管理計画」に基づき、一部道路の新設改良と維持補修に取り組んでいます。
- ・高規格幹線道路の整備については、木古内IC（仮称）までの供用開始が当初予定の令和元年度（2019）から令和3年度（2021）へ延期となりました。平成27年（2015）6月に高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会を設立し、この間、「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について国に対して要望活動を重ねてきましたが、事業区間化には至っていません。



基本方針

- ①住民の安全な生活と移動利便を維持するため、道路の維持管理を継続します。
- ②「高規格幹線道路函館・江差自動車道早期建設促進期成会」、「檜山地域振興協議会」、「渡島総合開発期成会」と足並みを揃えながら粘り強く、要望活動を継続します。

具体的な施策

●重点施策

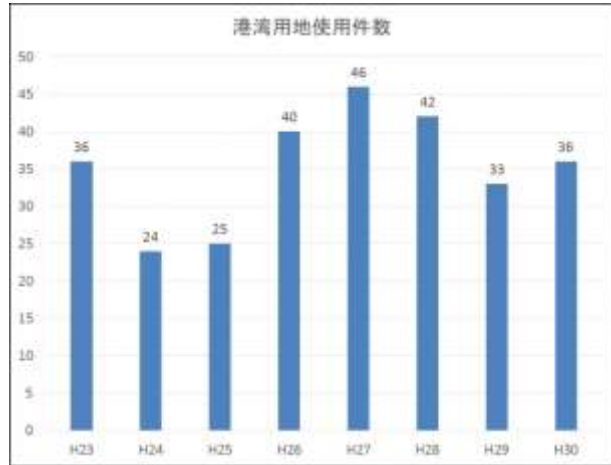
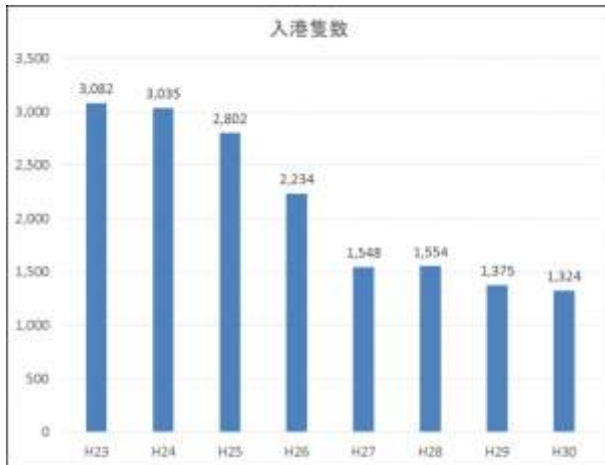
施策名	主な事業
江差町橋梁長寿命化修繕	■橋梁架換 1 橋（第3 椴川橋） ■橋梁修繕 11 橋（問屋橋2号・逆川橋・小黒部1号橋・鹹川大橋・問屋橋1号・中の橋・夏原橋・平野橋・上椴川橋・中崎橋・鹹川1号橋）
JR江差線線路跡地新設道路改良	■バイパス整備 1 路線（町道砂川4号通り改築） ■路線統廃合整備 1 路線（南ヶ丘歩道橋撤去）
江差町町内会等管理街灯修繕等助成金交付事業	■町内会等が管理する街灯に係る維持管理費の負担軽減対策

■継続施策

施策名	主な事業
高規格幹線道路の整備促進	■函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手
国道の整備促進	■かもめ島入口の交差点改良の促進 ■国道227・228号における海岸線の波しぶき対策の促進

施 策 名	主 な 事 業
	■国道 227 号における冬期間の交通安全対策上の道路改良（田沢町～伏木戸町間）
道道の整備促進	■道道乙部厚沢部線冠水対策（朝日地区）の促進 ■道道乙部厚沢部線歩道整備対策（小黒部地区）の促進
町道の整備	■市街地道路の改良 ■市街地道路のバリアフリー化 ■町道の維持補修 ■定期的な橋梁の点検及び橋梁長寿命化計画の見直し
河川維持管理	■普通河川の河道確保及び維持管理（町管理の普通河川など）
二級河川維持促進	■二級河川の河道確保対策の促進

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
江差港入港隻数	1,324隻	1,500隻
江差港港湾用地使用件数	36件	45件



現状と課題

■継続的な課題

- ・港湾施設・漁港施設の老朽化が著しいことから、機能保全・長寿命化対策が課題となっています。
- ・利用者からの要望に対する関係機関との協議
- ・江差港湾施設定期点検診断の実施

基本方針

- ①当町の基幹産業の拠点として、維持管理を行います。
- ②港湾施設定期点検の実施による施設の現状把握を行います。

具体的な施策

■継続施策

施策名	主な事業
港湾の整備	■漁港区整備 ■江差港の再編利用計画 ■北埠頭フェリー岸壁整備 ■マリーナ環境整備 ■老朽化港湾施設の整備 ■江差港港湾施設定期点検
漁港の整備	■機能保全・長寿命化対策

これまでの取り組み

- ①これまでの公共交通機関は、民間事業者を中心に路線網が整備され、町では、地域の移動手段を維持するために既存バス路線への財政的支援と廃線となったバス路線には、乗合タクシーの運行により、地域公共交通の確保対策に取り組んできました。
- ②情報通信については、住民だけでなく観光客の利便性向上のために、Wi-Fiのアクセスポイントの増加に努めてきました。
- ③八雲・江差間、函館空港・江差間の利便性を高める2次交通を検討します。
- ④平成26年(2014)5月11日にJR江差線が廃線となり、翌日より代替バス運行が開始となりました。この間、江差町・上ノ国町・木古内町の3町で構成するJR江差線(木古内・江差間)対策協議会を毎年開催し、利用促進に向けた協議の中から、江差高校までの路線延長やバス停の増設に合わせてダイヤ改正を行ってきました。
- ⑤北海道新幹線開業時には、江差方面へのアクセス向上のためバスのダイヤ改正が行われ、また、新吉堀トンネル(上ノ国町)の開通により、木古内駅から江差町内までの運行時間が2分間短縮されました。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
地域公共交通網の実態把握・分析	把握なし	把握・分析

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・マイカーの普及や人口減少・少子化などにより、公共交通(バス・タクシーなど)の利用者が減少し、公共交通ネットワークの縮小が生じています。今後は、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携し、面的な交通ネットワークを再構築する必要があります。このため必要となる地域公共交通網を検討し、持続可能な公共交通体系の構築を目指し、移動利便性の向上を図ります。

■継続的な課題

- ・平成31年(2019)4月より、せたな-奥尻間のフェリーが休止しており、江差-奥尻間のみの運航となっています。
- ・当町では、函館バスが運営するバス路線に対し助成を行っていますが、年々利用者が低下している路線もあります。また、高齢化に伴い、バス停まで歩くことができず、タクシーを利用することもあります。車両が間に合わず、利便性に困難をきたしています。地域の足を地域住民と一緒に考える必要があります。



- ・空路や鉄道からの2次交通は、高齢者や国外の方々が容易に江差へ入りやすい状況とはなっていない状況です。フェリー便も含めそれぞれの交通機関のダイヤ連携も、利用者を意識しながら、常に事業者などと調整が必要です。
- ・Wi-Fi のアクセスポイントについては、徐々に増加していますが、大容量情報通信(光回線)に対応できていない地域があります。

基本方針

- ①公共交通手段の確保については、今後の高齢者の増加に伴う自動車免許の自主返納なども考慮し、地域公共交通会議を活用しながら、地域公共交通網の実態把握と分析を進め地域にあった足づくりを検討します。
- ②情報通信については、さらなる環境改善に取り組みます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
面的な交通ネットワークの再構築	■地域公共交通網の実態把握・分析 ■まちづくりと一体となった、まちづくりの装置として、江差町らしい地域の足づくり（地域公共交通）の検討

■継続施策

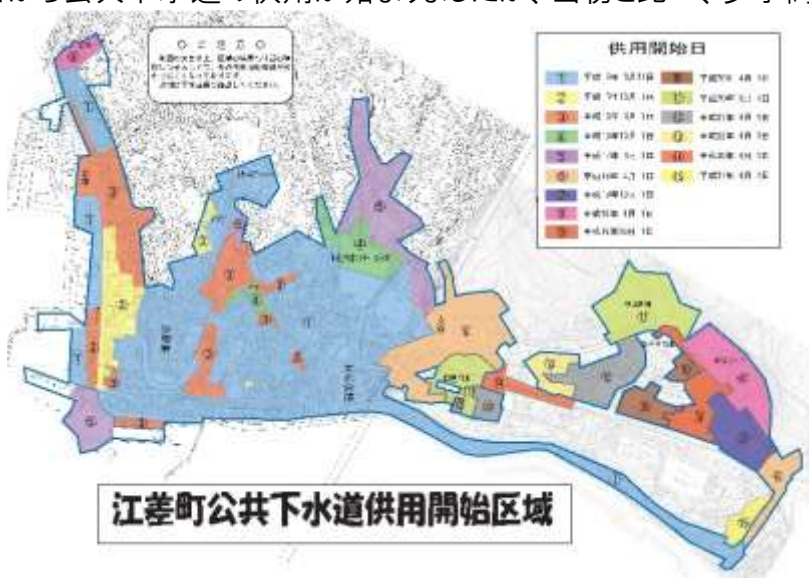
施策名	主な事業
生活バス路線の確保	■路線バスの利用促進
フェリーの利用促進	■奥尻離島航路の維持整備対策の推進 ■関係機関による利用促進活動の実施
交通弱者対策に向けた取り組み	■路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策の実施 ■交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討
情報通信基盤の整備、活用	■情報通信技術の発展への対応 ■Wi-Fi 環境の充実

(24) 上下水道



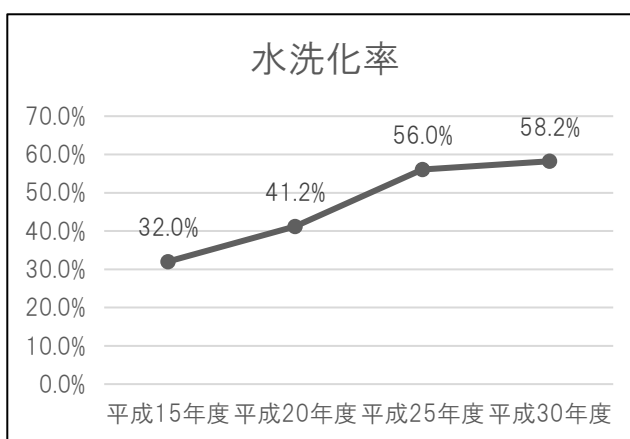
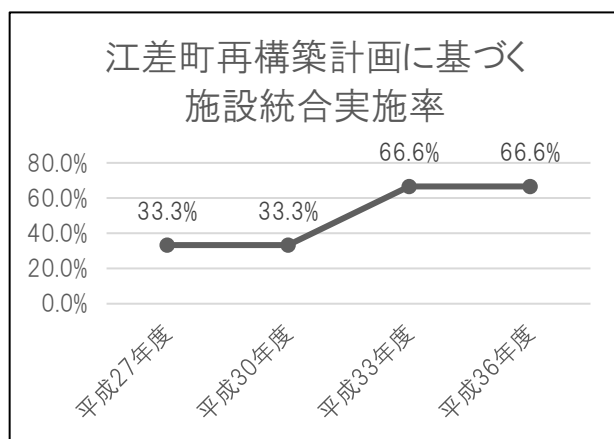
これまでの取り組み

- ①江差町水道事業ビジョン及び江差町再構築計画をもとに平成 27 年度(2015)に当初4つの浄水場を3つへ再編しました。また、安心・安全な水の供給のため、老朽化した水道管の更新や施設を維持管理しています。
- ②平成 15 年(2003)3 月末日から公共下水道の供用が始まりましたが、当初と比べ、少子高齢化等により計画人口が減少していることから、計画汚水量等の基本設計の見直しを行い、計画的に下水道施設の機械・電気設備の更新を行うため、江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画を策定しました。また、未普及地域について、管渠布設工事を平成22年(2010)から休止していましたが、平成28年(2016)から再開し未接続世帯の加入促進に取り組んでいます。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
江差町再構築計画に基づく施設統合実施率	33.3%	66.6%
水洗化率	58.2%	61.3%



現状と課題

●重点(重要)課題

- ・上水道は、給水人口や水需要の減少から施設規模の最適化や統廃合による効率的な施設整備をすることにより、さらなる費用の削減を図り、安全・安心な水の供給を持続することが必要です。
- ・下水道は、終末処理場1箇所、中継ポンプ場1箇所、マンホールポンプ所4箇所です下水処理しており、終末処理場については、上ノ国町と共同で維持管理を行っています。供用開始から15年を経過していることから機器等の経年劣化による故障等が懸念され、機械・電気設備を計画的に更新し、安定した下水道処理の維持が必要です。

■継続的な課題

- ・当町は、3つの浄水場により水道水が供給されていますが、将来的な水需要の減少から、適切な事業規模に規模縮小していく必要があります。また、伏木戸・柳崎地区については市街地形成が進んでいるため、安定的な供給を検討する必要があります。
- ・下水道加入率は58.2%となっていることから、接続可能な区域の加入を促進し、事業認可区域内の未普及地域を整備することが課題です。また、令和5年度(2023)までに公営企業会計に移行することが求められており、対応を検討する必要があります。

基本方針

- ①最終的に1つの浄水場に再編をして、水道事業のコスト縮減を図ります。
- ②水の安定供給と下水道の適切は維持管理に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
水道施設の再編	■江差町再構築計画に基づく施設の統廃合
下水道の整備	■江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づく機械・電気設備の更新 ■経年劣化に伴う終末処理場、ポンプ場等のオーバーホール（部品交換）の実施

■継続施策

施策名	主な事業
水道の整備	■老朽水道管の更新 ■重要給水施設管路の耐震化整備
下水道の普及	■未接続世帯の解消（戸別訪問の推進） ■認可計画区域内未普及地域の解消（管渠新設） ■公営企業会計法適用移行の検討

(25) 環境衛生



これまでの取り組み

- ①可燃ごみ・不燃ごみは南部桧山衛生処理組合で共同処理を行っているほか、一部の容器包装廃棄物は、町内会・自治会・子供会等の協力によりリサイクルを行っています。
- ②平成 26 年(2014)より砂川地区に管理型の産業廃棄物として、町内の民間企業受け入れが行われています。また、令和元年(2019)に、廃プラスチック等を主体としたRPF製造施設が設置され、廃棄物の再資源化促進に繋がっております。
- ③し尿処理についても、南部桧山衛生処理組合による共同処理を行っています。
- ④江差消費者協会が主体となり、廃油石鹼づくりや生ゴミの肥料化(EMIぼかしづくり)、リサイクルバザーなど、ゴミの減量化・リサイクル推進等の普及・取り組みを行っています。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
ゴミ排出量(生活系・事業系)	388kg/人	380kg/人
リサイクル量(空き缶・ペットボトル・小型家電)	3.7kg/人	4.3kg/人

現状と課題

■継続的な課題

- ・環境衛生の維持のためにも、また、効率的な処理のためにも、広域的な処理体制を維持する必要があります。

基本方針

- ①環境衛生の維持のために、ごみ処理やし尿処理の広域連携による体制を維持します。
- ②有害鳥獣による農作物・山林被害の軽減に向け、道や警察・猟友会との連携を強化します。

具体的な施策

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
ごみ処理の推進	■リサイクルの普及に向けた啓発促進 ■リサイクルの推進

施 策 名	主 な 事 業
	■ ゴミ減量化の取組推進 ■ 分別意識の向上のための啓発の推進 ■ 南部桧山衛生処理組合による適正なゴミ処理の推進
し尿処理の推進	■ し尿処理施設の老朽化対策 ■ 南部桧山衛生処理組合によるし尿・浄化槽汚泥の適正処理
環境衛生対策の充実	■ 防疫対策 ■ そ族昆虫駆除対策 ■ 狂犬病予防対策と動物の適正管理 ■ 有害鳥獣の駆除

(26) 自然環境・エネルギー



これまでの取り組み

- ①砂坂海岸林の保全について、社会資本整備推進会議の中で、毎年度河川改修と合わせて要望活動を行っています。
- ②かもめ島や海岸線の環境美化活動の一環としてのクリーンアップ作戦では、多くの町民参加により環境美化活動として定着しており、連動しての海岸漂着物対策とともに取り組んできました。
- ③風力発電等の再生可能エネルギーの普及促進に取り組む中で、平成 29 年度(2017)、小型風力のガイドラインを策定しました。
- ④町民の森において、小学生のげんきの森活動や漁協女性部など各団体の活動によりヒバの植樹を継続してきています。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
町内海岸清掃活動等回数	10回	増加

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・かもめ島は、檜山道立自然公園の特別区域に指定されており、周辺も含めた自然環境は当町の重要な景観でもあるため、保全し、次代へ継承していく必要があります。
- ・町内には民間の風力及び太陽光発電施設が設置されており、再生可能エネルギーの供給が行われています。
- ・令和元年度(2019)より当町を含めた檜山沖における大規模洋上風力発電事業の調査活動が行われていますが、景観との調和、生態系等の環境保護や再生可能エネルギーの活用という視点はもちろんですが、町内経済の活性化や企業誘致、雇用の場の創設に関する影響についても検証が必要です。



基本方針

- ①自然環境は当町の財産であるため保全に努めるとともに、再生可能エネルギー利用の促進に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
自然環境の保全	■森林資源の保全 ■地域ぐるみで行う環境（自然）教育の推進・啓発 ■植樹、育樹活動への参加促進 ■かもめ島、海岸線などの環境美化活動への参加
環境共生に向けた取り組み	■環境保全に関するエコ活動の普及促進 ■クールビズなど地球温暖化対策の取り組み ■風力発電所立地地区の振興策の推進（農業振興での活用など） ■風力・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進等

■継続施策

施策名	主な事業
町民参加の清掃活動	■海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、クリーンアップ作戦等海岸清掃等を実施

(27) 消防・救急・防災



これまでの取り組み

- ①消防車両の更新、消防水利の改善は計画的に行われ、消防力の維持・強化を図ってきました。
- ②江差町災害時備蓄計画を策定し、計画的な災害備蓄品の整備を図ってきました。
- ③平成30年(2018)に、災害時の被害を最小化し人命が失われないことを最重視とする地域防災計画を見直してきました。
- ④平成30年(2018)にハザードマップを作成しており、広く住民が参照可能なように、WEB版も公表しています。また、災害等の際の住民の対応について、意識啓発を行っています。
- ⑤町内会等と連携した防災訓練の実施を通じ、災害に対する意識啓発・定着を図ってきました。



◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
防災訓練実施回数(町内会等含む)	2回	8回
防災備蓄整備進捗率	46.6%	100%

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・国道が寸断された場合を想定し、北部地区の分散備蓄の整備が必要です。
- ・災害時での、迅速かつ確実な情報発信の多様化が課題です。

■継続的な課題

- ・消防について、当町は檜山広域行政組合に所属しており、救急活動は増加傾向にあります。
- ・近年、北海道においても激甚災害が発生しており、住民一人ひとりの防災への備えが必要です。
- ・町内の危険箇所(津波浸水・洪水浸水・土砂災害など)や避難所の把握など、住民一人ひとりの意識の浸透を図ることが必要です。

消防力の状況(平成30年度末)

署員数	消防 団員数	消防車両(ポンプ車)			救急車 (高規格 仕様)	消防水利		消防サイ レン遠隔 吹鳴装置
		水槽付き	普通消防	小型動力		防火水槽	消火栓	
22人	128人	3台	3台	1台	2台	46基	164基	29基

江差消防署の救急件数(平成 30 年)

合 計	内 訳									
	火災	交通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自損 行為	急病	転院 搬送	その他
466	1	10	1	2	47	1	2	247	148	7

江差消防署の救急件数(10 年間の推移)

合計	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
4,052	422	380	397	383	436	401	341	401	425	466

基本方針

- ①災害の規模によっては、行政の支援だけでは十分でないことも想定され、住民・地域の防災への意識啓発や、訓練等を通じ避難行動等の定着を図ります。

具体的な施策

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
消防・救急体制の充実	■消防自動車の更新 ■防火水槽及び消火栓設置による消防水利の改善 ■救急救命士の養成 ■住宅用火災警報器の普及
防災対策の推進	■災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し） ■災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新） ■自主防災組織の育成、活動支援 ■近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難・図上訓練・避難所運営など）の実施 ■防災備蓄品の整備・更新 ■企業等との防災協定の拡充 ■急傾斜地等の危険防止対策事業の推進 ■宅地防災対策の推進（大規模盛土造成地の安全対策等）

これまでの取り組み

- ①交通安全専任女性指導員による児童・生徒の登校時や、町内会と連携し交通安全指導員による交通安全運動期間での朝の立哨指導を行うとともに、飲酒運転撲滅運動等の取り組みにより、交通死亡事故ゼロの日が令和元年(2019)9月に1500日が達成されました。
- ②関係機関と連携し、交通安全指導員等による交通安全教室指導や高齢者や園児・児童への交通安全教育を取り組んできました。
- ③複雑高度化する販売方法などを見極められる消費者の育成と、被害者の相談支援のため消費相談窓口を開設し、併せて、住民への意識啓発に取り組んでいます。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
町内の飲酒運転検挙件数(年)	4件	0件
交通安全指導員数	9人	12人

現状と課題

●重点(重要)課題

■継続的な課題

- ・交通事故については、平成27年(2015)以来、死亡事故ゼロが継続しています。昨今、高齢者による交通事故が増加しており、高齢者の交通手段を確保した上で、自動車免許証自主返納への検討も必要となります。
- ・防犯等については、近年、高齢者を狙った詐欺犯罪の手口が巧妙化しており、意識啓発をしていく必要があります。
- ・一部通学路において、歩道がない、狭いなどの個所があり、交通安全上改良が必要と考えています。

基本方針

- ①関係機関と連携を図り、交通事故や犯罪を未然に防ぐための住民の意識啓発に取り組みます。

具体的な施策

■継続施策

施策名	主な事業
交通安全対策の推進	■交通安全運動、交通安全教育の推進、飲酒運転の撲滅 ■高齢者社会に対応した交通安全に対する意識啓発の推進 ■通学路等の安全点検 ■交通安全施設の整備（関係機関への要請含む。） ■交通安全マナーの向上（歩行者、自転車、車）
防犯・消費者保護対策の推進	■幼児・児童生徒への防犯教育の推進 ■住民参加による防犯活動の推進 ■高齢者を狙った犯罪を防止する取り組み ■消費相談窓口の充実 ■特殊詐欺被害防止アドバイザーの認定（拡充）連携

基本目標4 住民とともにあり続ける行政運営

(29) 行財政運営・広域連携



これまでの取り組み

- ①地域の活性化に向けた施策を実行するための財源確保として地方創生推進交付金等を活用し、観光振興等に取り組んできました。
- ②財務会計システムを導入し、事務の効率化に取り組んできました。
- ③平成28年(2016)から、地方公会計制度に基づいて財務書類を作成し公表しています。
- ④長期借入金の繰上償還を実施し、公債費及び長期債借入金残高の抑制に取り組んできました。
- ⑤函館市(中心市)と渡島・檜山管内17市町(近隣市町村)により、平成26年(2014)3月27日に定住自立圏形成協定を締結し、広域医療体制の充実(ドクターヘリの導入)等、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するための「第1次南北海道定住自立圏共生ビジョン」が同年の9月30日に策定されました。
- ⑥第5次総合計画策定後現在まで、住民に対する行政サービスの提供・向上を図るため、平成23年(2011)から現在まで、3回の組織機構見直しを行いました。
- ⑦平成28年度(2016)に「情報システムセキュリティ強化対策」を実施し、情報量の増大や個人情報情報の保護、行政運営の効率化を図りました。
- ⑧平成30年度(2018)に「江差町定員適正化計画」を策定し、適正な定員規模の維持確保に努めているとともに、住民サービスの低下を招かないよう行政運営にあたっています。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
実質公債費比率	16.7%	早期健全化基準 (18%) 以下

現状と課題

■継続的な課題

- ・実質公債費比率が15%前後で推移し、公債費(長期借入金の返済等)が財政運営を圧迫している現状です。財源不足が顕著となり、令和元年度(2019)予算編成においては財政調整基金310百万円を含む450百万円の基金を取崩しており、収支が均衡していない状況となってきました。
- ・財政構造の弾力性を判断する指標としての経常収支比率は、平成28年度(2016)は91.7%、平成29年度(2017)は94.9%、平成30年度(2018)は93.9%と高水準で推移しており、経常的経費が財政を圧迫している状況となっています。
- ・広域行政としては、消防は広域行政組合で、ごみ・し尿処理は衛生処理組合で実施しています。学校給食について、厚沢部町が組合を脱会し、現在、上ノ国町と江差町の2町において行っています。

- ・平成31年(2019)1月28日には、「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン」が策定され、新たに5カ年で連携して推進する取り組みの見直しがなされました。当圏域を取り巻く情勢は、我が国の平均を上回る人口減少率や、急速な高齢化、生産年齢人口の減少、さらにはこれらに伴う経済活動の停滞化など大変厳しい状況に置かれています。
- ・日々変化する社会情勢に柔軟に対応し、最適な行政サービスを住民へ提供するため、必要に応じて組織機構の見直しを検討します。
- ・行政サービスを担う職員の確保と、電子化による効率的・効果的な行政運営を図るための人材育成を進めるため、研修機会の充実や基盤の整備を行っていく必要があります。

令和元年度当初予算(単位:百万円)

歳入	町税	772
	地方交付税	2,316
	その他の歳入	2,347
	計	5,435
歳出		5,885
歳入歳出差し引き		△450
財源不足対策	財政調整基金	310
	その他基金	140

基本方針

- ①行政サービスの確実な提供と持続可能な財政運営を構築するため、事務事業の見直しや統廃合、財源確保策などに取り組みます。
- ②地方公会計による財務書類を分析し、財政状況の構造的な課題等の把握に努めます。
- ③「南北海道定住自立圏共生ビジョン」の成果指標の達成に取り組みます。

具体的な施策

■継続施策

施策名	主な事業
行財政運営の推進	■行政運営にかかる効率的な取り組み ■一体化や統合によるサービス機能の向上 ■民間委託等の推進 ■職員定数、給与等の適正化 ■資質向上のための職員研修の実施
財政健全化の推進	■財政健全化に向け、長期借入金の繰上償還財源の確保 ■財政状況等の情報についての公表 ■中期的な(3～5年程度)の財政見通しと運営方針の策定
広域行政の推進	■定住自立圏形成協定に基づく共生ビジョン事業の推進 ■広域連携に向けた取り組みの推進

施 策 名	主 な 事 業
	■広域事務の取り扱いについての協議 ■権限移譲について、町民の利益につながる事務の受け入れについての検討 ■情報セキュリティに係る整備

(30) 広報・広聴・協働

これまでの取り組み

- ①地域協力員を配置し、地域課題の抽出に取り組んでいます。
- ②令和元年(2019)より、町ホームページにお問い合わせフォームを設置し、WEBからも町政に関することを問い合わせられるようにしました。
- ③本計画策定に向けて、令和元年度(2019)に町民ワークショップ(町内2カ所で各2回)及び産業別まちづくり懇話会(農業・漁業・商業・観光業)を実施しました。

◇成果指標

指 標 名	現状値(平成30年度)	前期基本計画の 目標値(令和6年度)
まちづくり懇話会の開催	年1回(地域別)	年3回(分野別)
ホームページアクセス件数	年214,770件	年500,000件
お問い合わせフォームの利用件数	-	年100件
北海道江差観光みらい機構の観光 情報ポータルサイトとの連携	連携なし	連携

現状と課題

●重点(重要)課題

- ・紙媒体からインターネットでの情報発信が進む中、当町でも、地域住民が簡単に情報を得られる仕組みづくりが必要です。

■継続的な課題

- ・人口減少のなか、住民と行政が協働で地域課題の解決にあたっていくためには、課題の共有が不可欠です。
- ・広報紙では報告記事が多いため、タイムリーで未来に向けた記事を充実することが必要です。
- ・ホームページにおいては、更新頻度が少ないこと、目的となるページまでたどり着けないことを解決するための仕組みづくりが必要です。

基本方針

- ①行政と地域の間で課題感を共有し、解決を図っていくために、情報発信や意見交換に取り組めます。
- ②行政の取り組みを広報紙等で発信し、住民に対し可視化することで、情報の共有を図ります。
- ③タイムリーな情報を発信するために、町ホームページの定期的な更新にあたり、北海道江差観光みらい機構の観光情報ポータルサイトと連携し、情報発信強化を図ります。
- ④住民と行政が協働でまちづくりを進めるために、体制の見直しを進めます。

具体的な施策

●重点施策

施策名	主な事業
情報発信強化対策	■情報を誰もが簡単に共有できる仕組み

■継続施策

施策名	主な事業
広報の充実	■広報紙内容の充実 ■ホームページの定期的な更新 ■広報紙やホームページへの住民参加の拡大 ■広報モニターの実施
広聴の充実	■まちづくり懇話会の開催、参加者拡大に向けた工夫（住民が参加しやすい開催方法など） ■誰もが参加し、まちづくりの意見交換ができる場づくり ■住民から寄せられたまちづくりに関する意見への対応の充実（広報紙やホームページへの掲載など）
協働のまちづくりの推進	■協働のまちづくりで進める取り組みの充実 ■住民の意見を取り入れた事務事業の実施方法などの検討 ■まちづくり懇話会の実施 ■まちづくり活動に関する資料の可視化（見える化）推進

第4編 資料編

第1章 検討経過

第2章 策定体制

第3章 策定審議会

第4章 アンケート調査にみる町民の意識

第5章 町民ワークショップのご意見

第6章 用語解説